

甲賀市地球温暖化対策実行計画 (たたき台)

(令和5年5月23日時点)

令和 年(20 年) 月

甲賀市

はじめに

市長あいさつ

目 次

第1章 計画の基本的な考え	1
第1節 地球温暖化について	1
第2節 計画の背景	2
第3節 甲賀市のこれまでの取り組み	10
第4節 計画の位置づけ	13
第5節 計画の期間	14
第2章 甲賀市の現状・課題	16
第1節 市域の特徴	16
第2節 市民・事業所の意識	25
第3節 甲賀市域の温室効果ガスの排出状況（区域施策）	44
第4節 行政における温室効果ガスの排出状況（事務事業）	53
第5節 課題	60
第3章 市全体の温暖化対策の推進（区域施策編）	62
第1節 現状維持（BAU）ケースの推計	62
第2節 温室効果ガスの削減目標	64
第3節 甲賀市が目指す脱炭素のまちの姿	72
第4節 方向性と施策の体系	77
第5節 地球温暖化対策の具体的な取り組みの内容	81
第4章 行政の温暖化対策の推進（事務事業編）	121
第1節 温室効果ガスの削減目標	121
第2節 部局の削減目標の設定	122
第3節 施策の体系	123
第4節 地球温暖化対策の具体的な取り組みの内容	124
第5章 再生可能エネルギーの導入目標	133
第1節 バイオマス発電	135
第2節 小水力発電	139
第3節 太陽光発電	147
第6章 計画の推進体制・進行管理	157
第1節 計画の推進体制	157
第2節 計画の進行管理	158
資料編	159

第1章 計画の基本的な考え

第1節 地球温暖化について

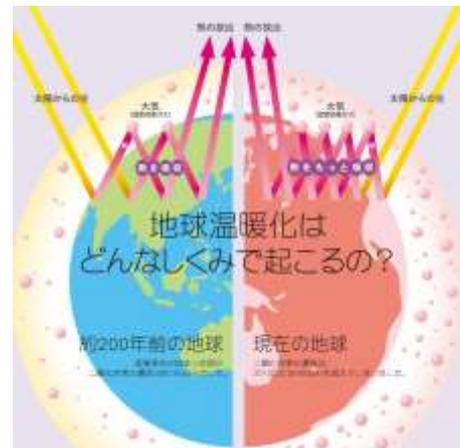
1. 地球温暖化の仕組み

現在、地球の平均気温は14℃前後ですが、もし大気中に水蒸気、二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスがなければ、マイナス19℃くらいになります。太陽から地球に降り注ぐ光は、地球の大気を素通りして地表を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し大気を暖めているため、気温は一定の暖かさを保っています。

近年、特に18世紀後半からの産業革命以降、人類の産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大気中に大量に排出され、熱の吸収が増えた結果、気温が上昇し始めています。これが地球温暖化です。

このように温室効果ガスは、生物が地球で暮らす上で欠かせないものですが、増えすぎると地球の熱が宇宙へ放出されにくくなり、地表付近の気温を徐々に上昇させているのです。

資料: 全国地球温暖化防止活動推進センター



2. 地球温暖化が進行する原因

地球温暖化が進行している最も大きな原因の1つは、人間によって排出される温室効果ガスの増加です。温室効果ガスの中でも二酸化炭素の排出量が多く、地球温暖化への影響が大きいと考えられています。

二酸化炭素は自然界に存在するものですが、特に物を燃やすことによってたくさん排出されます。さらに、森林伐採により二酸化炭素を吸収する森林が減少していることも温室効果ガスが増加している一因となっています。

令和3年(2021年)に国連(国際連合)の「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)(以下、「IPCC」という。)」が公表した第6次評価報告書における第1作業部会報告書には、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と明記されています。

人間の暮らしが温室効果を強め、その結果、地球全体の気温を上昇させています。地球温暖化を防ぐためには、人間が温室効果ガスを減らす取り組みが不可欠です。

第2節 計画の背景

1. 気候変動の影響

IPCC第6次評価報告書では、このまま地球温暖化が進むと、今世紀末には地球の平均気温が最大で約5.7°C上昇すると予測されています。

その影響としては、真夏日・猛暑日の増加、降水と乾燥の極端化、海水温・海面水位の上昇、生物への影響、経済・社会システムへの影響等の懸念があります。

このような危機的な状況を踏まえ、人類の活動に起因する気候の変化を気候危機と呼ぶこともあります。気候変動の影響は社会や人々の暮らしに大きな影響を及ぼすため、社会全体で対策を進めていく必要があります。

■2100 年末に予測される日本への影響予測

(温室効果ガス濃度上昇の最悪ケース RCP8.5、1981-2000 年との比較)

気温	気温	3.5～6.4°C上昇
	降水量	9～16%増加
	海面	60～63cm 上昇
災害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂浜	83～85%消失
	干潟	12%消失
水資源	河川流量	1.1～1.2倍に増加
	水質	水質悪化
生態系	ハイマツ	生育可能な地域の消失～現在の7%に減少
	ブナ	生育可能な地域が現在の10～53%に減少
食糧	コメ	収穫量に大きな変化はないが、品質低下のリスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
	タンカン	作付適地が国土の1%から13～34%に増加
健康	熱中症	死者、救急搬送者数が2倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の約40%から75～96%に拡大

資料:全国地球温暖化防止活動推進センターHP(<https://www.jccca.org/>)をもとに作成

2. 気候変動への対策を巡る国際的な動向

(1) 気候変動枠組条約～京都議定書

平成4年(1992年)、国連の総会において「気候変動枠組条約」が採択され、地球温暖化対策に関して世界全体で取り組むことが条約に規定されました。また、同年に開催された国連の地球サミットでは、日本を含む155か国がこの条約に署名しました。

そして、平成9年(1997年)には、第3回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)が日本の京都で開催され、先進国に対する削減目標が規定された「京都議定書」が採択されました。これにより、先進国は、平成2年(1990年)を基準として少なくとも温室効果ガス排出量5%削減を目指すこととなりました。

(2) SDGs

“Sustainable Development Goals”の頭文字の略語で、「持続可能な開発目標」と訳されています。令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として、平成27年(2015年)9月に国連サミット加盟国の全会一致で採択されました。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っています。

 <p>目標1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>目標2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>目標3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
 <p>目標4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>目標5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	 <p>目標6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
 <p>目標7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>目標8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	 <p>目標9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
 <p>目標10 [不平等] 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>	 <p>目標11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p>目標12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
 <p>目標13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	 <p>目標14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	 <p>目標15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>目標16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効</p>	 <p>目標17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	 <p>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</p>

(3) パリ協定の採択

平成27年（2015年）11月から12月にかけて、フランスのパリにおいて、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

パリ協定では、温室効果ガス排出削減の長期目標として、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つ（2°C目標）とともに1.5°Cに抑える努力を追求すること、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）とすることが盛り込まれました。またこのパリ協定は、先進国と途上国というそれまで固定された二分論を超え、すべての国が参加する国際的な枠組みとして画期的であり、平成28年（2016年）に発効しました。

(4) IPCC「1.5°C特別報告書」

平成30年（2018年）にIPCCより「1.5°C特別報告書」が公表されました。この報告書は、パリ協定が採択された COP21 での要請により作成されたもので、世界的な気温上昇による影響や温室効果ガス排出に関する経路等の報告や見解が示されています。

この報告書によると、世界全体の平均気温の上昇を、2°Cを十分下回り、1.5°Cの水準に抑えるためには、温室効果ガス排出量を令和32年（2050年）頃に実質ゼロとすることが必要とされています。

この報告書を受け、

世界各国で、令和32年（2050年）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

3. 地球温暖化対策を巡る国内の動向

(1) 「京都議定書」と「地球温暖化対策の推進に関する法律」の制定

平成9年（1997年）に開催されたCOP3で「京都議定書」が採択されたことを受け、平成10年（1998年）に「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）」が公布されました。この法律を踏まえ、国における温暖化対策推進の基本的な枠組みが構築されました。

(2) 「地球温暖化対策計画」の策定

平成27年（2015年）に開催された地球温暖化対策推進本部において、パリ協定に向けて「日本の約束草案」が決定され、温室効果ガスの排出量を令和12年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）に比べ26%削減することが示されました。

そして、平成27年（2015年）のCOP21で採択されたパリ協定を受け、平成28年（2016年）に国の「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、令和12年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）に比べ26%削減すること、また、令和32年度（2050年度）までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことが目標に掲げられました。

さらに、平成30年（2018年）6月には、「気候変動適応法」が公布され、気候変動による影響への対策が推進されることとなりました。

(3) 2050年カーボンニュートラル宣言

令和2年（2020年）10月、内閣総理大臣の所信表明演説において「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」が宣言されました。この宣言を契機に、同年11月には国会で「気候非常事態宣言」が採択、同年12月には「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定されるなど、気候変動に対する具体的な方針や施策が打ち出されました。

そして、令和3年（2021年）に「温対法」が改正され、令和32年（2050年）までに日本が脱炭素社会の実現を目指すことが基本理念として法定化されました。この法律の改正に伴い改訂された国の「地球温暖化対策計画」において、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みに関する対策や施策が掲げられ、脱炭素の道筋が示されました。

また、同年に「地域脱炭素ロードマップ」が国・地方脱炭素実現会議により作成され、脱炭素社会に向けて今ある技術を生かした取り組みの指針が示されました。

従来の温室効果ガス削減目標よりもさらに踏み込んだ野心的な目標が定められており、全国の自治体において、これまで以上に脱炭素の取り組みを進めていくことが求められています。

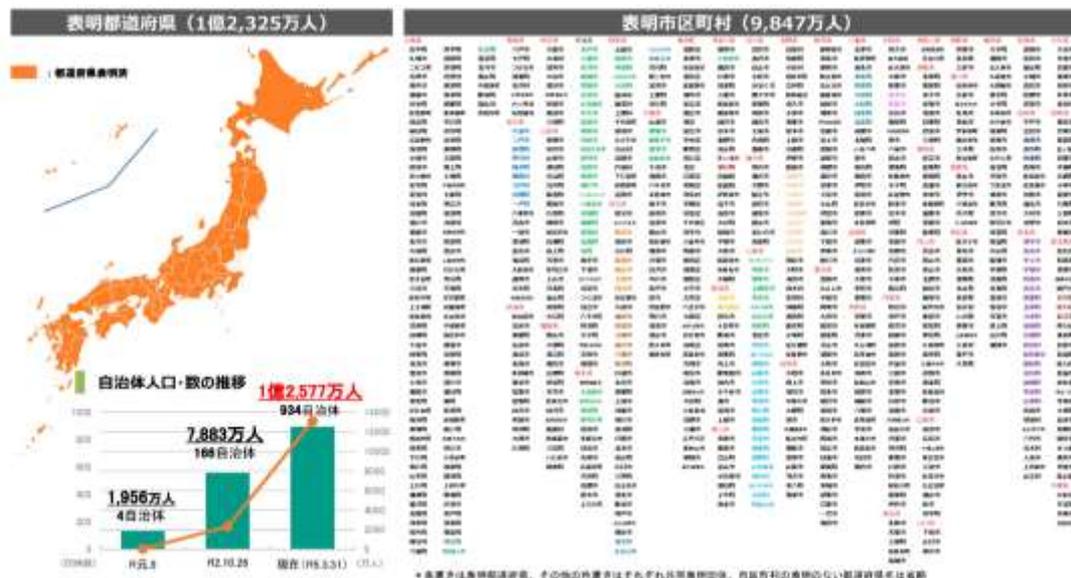
コラム

地方自治体の「ゼロカーボンシティ」宣言

ゼロカーボンシティ宣言とは、都道府県や市町村が「令和32年（2050年）までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすること」を宣言するものです。温室効果ガスの排出量実質ゼロとは、温室効果ガスの排出量を減らすだけでなく、森林を適正に管理するなど、温室効果ガスを吸収する対策を行うことで、温室効果ガスの排出量と吸収量を差し引きゼロにするという意味です。

これまでにゼロカーボンシティ宣言を表明している自治体数は934自治体（令和5年（2023年）3月31日時点）であり、本市は令和4年（2022年）9月30日に宣言をしています。

■2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体
（令和3年（2023年）3月31日時点 環境省ホームページより）



4. 国内外における地球温暖化対策の動向のまとめ

年	国際的な動向	国内の動向
昭和 62 年 (1987 年)	国連ブルントラント委員会 「Sustainable Development (持続可能な開発)」	
平成 4 年 (1992 年)	開発と環境に関する国際連合会議 (リオの環境サミット) 気候変動枠組条約採択 生物多様性条約採択	
平成 5 年 (1993 年)		「環境基本法」制定
平成 9 年 (1997 年)	第 3 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP 3) 「京都議定書」採択	
平成 10 年 (1998 年)		「地球温暖化対策の推進に関する 法律」制定
平成 12 年 (2000 年)	国連ミレニアム・サミット 国連ミレニアム宣言をもとに MDGs (ミレニアム開発目標 Millennium Development Goals) が平成 13 年 (2001 年) に採択	「循環型社会形成推進基本法」制定
平成 27 年 (2015 年)	国連サミット SDGs (持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals) 採択 第21回気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) 「パリ協定」採択	地球温暖化対策推進本部において、 「日本の約束草案」決定 温室効果ガス平成 25 年度比 (2013 年度比) で 26%削減
平成 28 年 (2016 年)		「地球温暖化対策計画」を閣議決定
平成 30 年 (2018 年)	IPCC (気候変動に関する政府間パネル) 「1.5°C特別報告書」公表	
令和 2 年 (2020 年)		「2050年カーボンニュートラル」宣 言
令和 3 年 (2021 年)	第 26 回気候変動枠組条約締約国会 議 (COP26) 世界平均気温の上昇を 産業革命前に比べて 1.5 度以内に抑 える努力を追求することを盛り込ん だ「グラスゴー気候合意」採択	温室効果ガス平成25年度比 (2013年 度比) で46%削減 (新たな削減目標) 「地球温暖化対策の推進に関する 法律の一部を改正する法律」成立 「地球温暖化対策計画」閣議決定

5. 地球温暖化対策・気候変動を巡る滋賀県の動向

滋賀県では、平成 15 年（2003 年）に「滋賀県地球温暖化対策推進計画」を策定し、県全体で地球温暖化対策を進めてきました。その後、平成 21 年（2009 年）に策定された「第三次滋賀県環境総合計画」で「低炭素社会の実現」が目標に掲げられ、環境保全と経済発展が両立した持続可能な滋賀社会の実現に向け、地球温暖化対策が進められました。

環境保全と経済発展の両立については、滋賀県では「石けん運動」をはじめとした琵琶湖保全をめぐる官民を挙げての取り組みがあり、自分たちの力で地域を良くしてきたという歴史があります。先人たちから受け継がれた自治と連携の精神を次世代に引き継ぐため、令和 3 年（2021 年）には「マザーレイクゴールズ（MLGs）（以下、「MLGs」という。）」が定められました。この MLGs では、令和 12 年（2030 年）の環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築に向け、琵琶湖を切り口とした 13 の目標の達成が目指されています。

このように滋賀県は全国でも先進的な取り組みを推進しており、国の「2050 年カーボンニュートラル」の宣言に先立って行われた「しが CO₂ ネットゼロムーブメント・キックオフ宣言」のもと、令和 4 年（2022 年）には、「滋賀県 CO₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」を制定し、同年に「滋賀県 CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画」を策定しました。

先人たちの想いを受け継ぎながら、CO₂等の温室効果ガスの人為的な排出を減らし、森林等の吸収源を確保することで温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡を図るとともに、地域や産業の持続的な発展にもつながる「CO₂ ネットゼロ社会」の実現に向けた挑戦が進められています。

コラム

マザーレイクゴールズ（MLGs）とは



マザーレイクゴールズ（MLGs）とは、持続可能な社会を実現するための琵琶湖を切り口にした 13 の目標のことです。

琵琶湖の環境を守るだけでなく、琵琶湖とつながる人々の営みを含めて持続可能なものにするための目標が掲げられています。



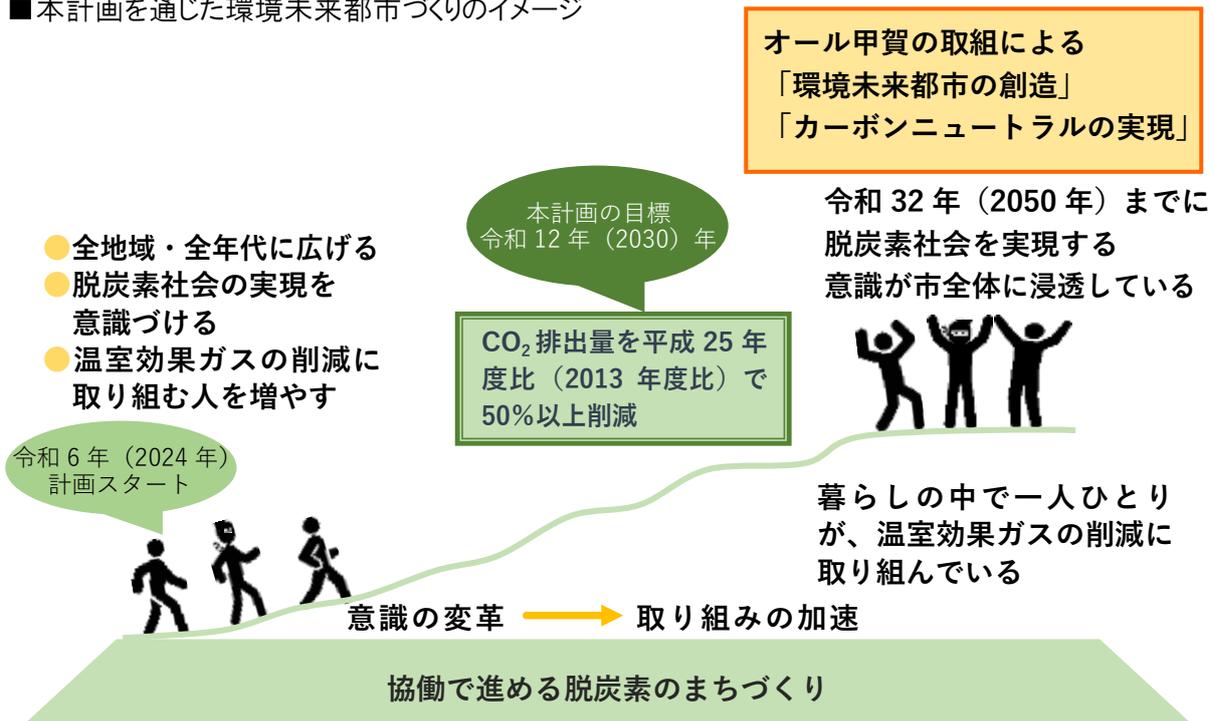
6. 計画の趣旨（本市が目指す脱炭素の方向性）

温室効果ガスの排出は様々な分野に関係しているため、全地域・全年代で温室効果ガスの削減に取り組み、脱炭素のまちをみんなで作っていくことが大切です。

今後、持続可能な脱炭素のまちづくりに対する意識を高めるため「一人ひとりが意識を変えること」、そして「みんなの知恵と力を合わせること」が重要です。

令和 32 年（2050 年）までに、社会の力を合わせて脱炭素のまちづくりをオール甲賀で実現していきます。

■本計画を通じた環境未来都市づくりのイメージ



第3節 甲賀市のこれまでの取り組み

本市ではこれまで、持続可能なまちづくり、環境問題への取り組みを積極的に推進してきました。その主な内容は以下のようになります。

年	内容
平成14年(2002年)	旧水口町において、モデル事業として生ごみ堆肥化循環システムの取り組みを開始
平成16年(2004年)	生ごみ堆肥化循環システムの取り組みを全市で展開
平成18年(2006年)	「甲賀市環境基本条例」制定
平成19年(2007年)	「第1期甲賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」策定
平成21年(2009年)	「第1次甲賀市環境基本計画」策定
平成23年(2011年)	「甲賀市地域新エネルギービジョン」策定
平成24年(2012年)	「第2期甲賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」策定 甲賀市再生可能エネルギー地域導入促進事業補助金事業の開始
平成25年(2013年)	甲賀市公共的施設等再生可能エネルギー導入事業補助金事業の開始
平成29年(2017年)	「第2次甲賀市環境基本計画」策定
平成30年(2018年)	「第3期甲賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」策定
令和4年(2022年)	鹿深夢の森を主会場として「第72回全国植樹祭」を開催 「甲賀市環境未来都市宣言」を議会と市で共同宣言

●生ごみたい肥化循環システム

家庭から発生する生ごみを分別回収する本市独自の取り組みを実施しています。生ごみをたい肥化することで、焼却施設での焼却量が減り、焼却施設が長く使えるだけでなく、二酸化炭素の発生量の減少にもつながっています。

また、焼却するしかなかった生ごみが種たい肥に生まれ変わり、参加者のもとに戻ることで、資源として無駄なく循環する仕組みとなっています。

本市が他の自治体よりも先駆けて実施しているこの取り組みは、ごみの焼却量の減少と資源の循環につながる市民主体の取り組みであることから、全国的にも注目されています。



●第72回全国植樹祭の開催

本市は森林をはじめとした豊かな自然環境を有しています。平城京等の建築用資材の供給地として甲賀杉が置かれていたという歴史があり、甲賀杉で作られた木材が東大寺や石山寺の造営に活用されたといわれています。その後も木に関わる産業が発達し、人々と自然が密接につながりながら、現在へと至っています。このような歴史を有していること等が広く認められ、令和4年度（2022年度）には、国土緑化運動の中心的行事である全国植樹祭が本市を主会場として開催されました。



●甲賀市環境未来都市宣言

第72回全国植樹祭を通じて豊かな自然環境と人々の暮らしを将来へとつないでいく機運が高まったことを受け、森や山に関心を持ち、オール甲賀で美しい甲賀の自然を未来へ引き継ぐため、令和4年度（2022年度）を「環境元年」と位置づけました。そして同年9月30日、令和32年（2050年）までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルを目指すとともに、環境と経済・社会活動が調和した持続可能な社会の実現に向け「甲賀市環境未来都市宣言」を議会と市の共同で行いました。

コラム

甲賀市環境未来都市宣言とは



甲賀市環境未来都市宣言とは、令和32年（2050年）までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルの実現をオール甲賀で目指す宣言のことです。

5つの挑戦を通じ、豊かな自然を守り、環境と経済・社会活動が調和した持続可能なまちを、未来の子どもたちに引き継いでいきます。



甲賀市環境未来都市宣言

～ゼロカーボンシティへオール甲賀の挑戦～

地球温暖化による異常気象により、世界中で深刻な自然災害が発生し、温室効果ガスの排出抑制が喫緊の課題になっています。国においても、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルをめざしています。

鈴鹿山系を望む丘陵地にある甲賀市は、野洲川・箱川・大戸川沿いに文化が発達し、広大な森林は琵琶湖の水源地、水質保全にも重要な役割を果たしています。この豊かな自然環境のもと、彩香、信楽焼、茶海苔、お茶、栗などの産品や産業が調和しながら発展してきたまちです。

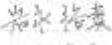
これまで、全国に先駆けたごみ堆肥化事業や地域での清掃活動などを通じて、市民一人ひとりが身近なところから環境に優しいまちづくりに取り組んできました。

今生きる私たちは、豊かな自然を守り、環境と経済・社会活動が調和した持続可能なまちを、未来の子どもたちに引き継ぐため、次の挑戦を行います。

- 【挑戦1】 再生可能エネルギーを軸としたエネルギーシフト
- 【挑戦2】 エネルギーと森林水産物の地産地消
- 【挑戦3】 豊かで健康な食づくり
- 【挑戦4】 環境に配慮した住みやすいまちと災害に強いまちづくり
- 【挑戦5】 環境を意識した行動ができるひとづくり

2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティ、「環境未来都市」をオール甲賀で実現することをここに宣言します。

令和4年（2022年）9月30日

甲賀市長 
 甲賀市議会議長 

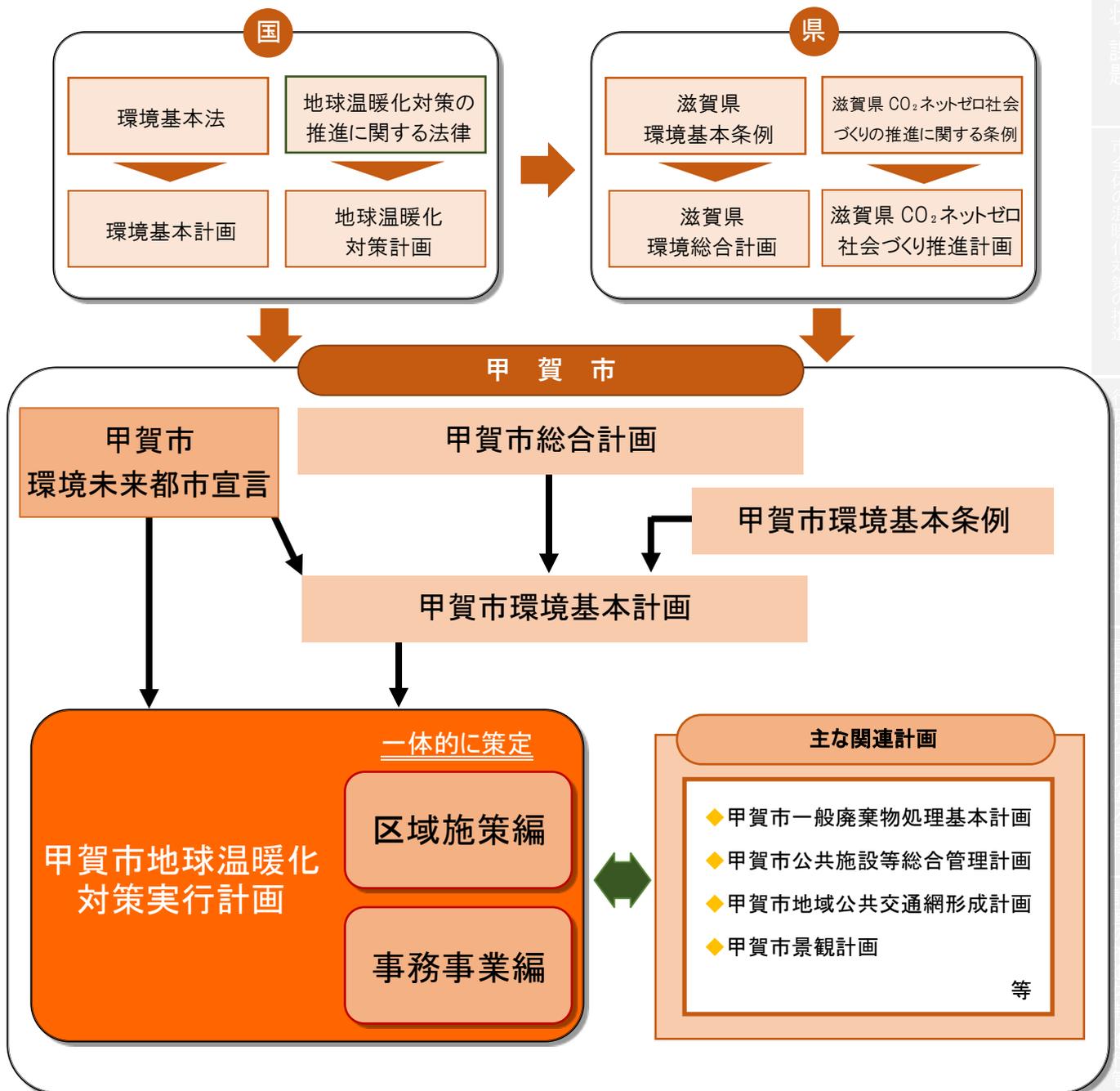



第4節 計画の位置づけ

この「甲賀市地球温暖化対策実行計画（以下、「本計画」という。）」は、「温対法」第21条第1項に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」と同条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を一体的に策定します。

また、「甲賀市総合計画」を上位計画とし、「甲賀市環境基本計画」や関連計画との整合を図りながら、市の脱炭素・地球温暖化対策を展開していくための計画です。

■計画の位置づけ



第5節 計画の期間

本計画は、令和6年度（2024年度）を計画初年度とし、令和12年度（2030年度）を目標年度とする7か年計画として策定します。

また、計画期間の中間である令和9年度（2027年度）には中間評価を実施するとともに、社会状況の変化や法制度・計画等の改訂に伴い、必要に応じて適宜見直しを行います。

■計画の期間

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
甲賀市 地球温暖化 対策実行計画	策定		甲賀市地球温暖化対策実行計画						
						中間 評価			最終 評価

第1章
計画の基本的な考え

第2章
甲賀市の現状・課題

第3章
市全体の温暖化対策の推進

第4章
行政の温暖化対策の推進

第5章
再生可能エネルギーの導入目標

第6章
計画の推進体制・進捗管理

第2章 甲賀市の現状・課題

第1節 市域の特徴

1. 甲賀市の概要

(1) 位置・地勢

平成16年(2004年)10月に旧甲賀郡の5町(水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町)が合併して発足した甲賀市は、滋賀県の東南部に位置し、東西43.8km、南北26.8km、総面積481.62km²であり、県面積の約12%を占めるまちです。県内市町中3番目の広さで、南東端は三重県と、南西端は京都府と境を接しています。

本市は東には鈴鹿山系を望む丘陵地です。市内を流れる野洲川、杣川、大戸川沿いに平地が広がり、市域の約7割を占める森林は琵琶湖の水源涵養や水質保全に重要な役割を担っています。



2. 自然環境

(1) 気象

本市は、温暖小雨の瀬戸内式気候の特色を持っていますが、琵琶湖から遠距離にあるため、湖の気候調節作用の影響は少なくなっています。市域は、鈴鹿山脈等の高い山々に囲まれ、そこからの支脈がのびる丘陵地帯も多くあることから、内陸的な気候要素と山地気候的な性格との両面がみられます。そのため、湖岸地方と比べて日較差、年較差がそれぞれ大きくなっています。

甲賀市近傍の雨量観測所（土山、信楽）の昭和 51 年（1976 年）以降の観測データでは、日降水量の最大値は信楽の 235mm（昭和 57 年（1982 年）8 月 1 日）で、4 年に一度は日雨量 150mm を超える降雨があります。

観測点：土山（北緯 34 度 56.3 分、東経 136 度 16.7 分、標高 248m）

信楽（北緯 34 度 54.8 分、東経 136 度 04.8 分、標高 265m）

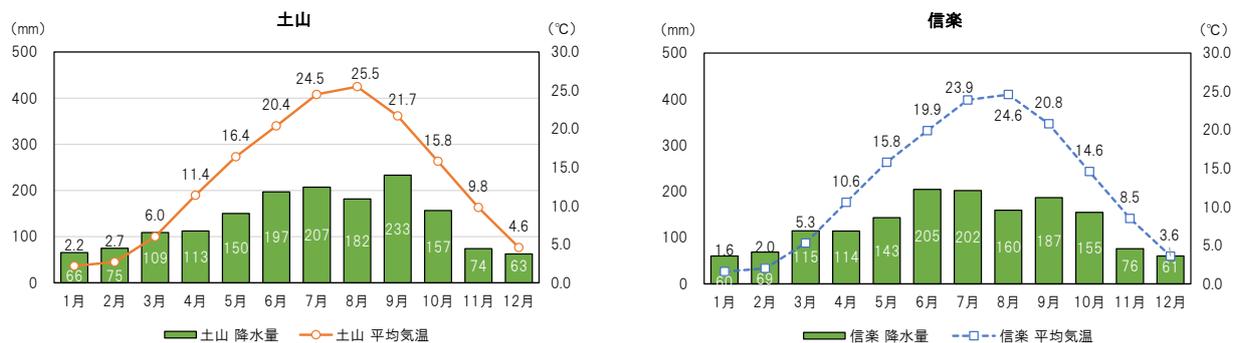


a. 気温・降水量

平成3年（1991年）～令和2年（2020年）の月別の平均気温は、8月が最も高く、土山で25.5℃、信楽で24.6℃、1月が最も低く、土山で2.2℃、信楽で1.6℃となっています。降水量は、土山が9月、信楽が6月に最も多くなっています。甲賀市においては、滋賀県北部でみられるような雪害、晩霜は少なく、防災上特に考慮すべき気象災害は、大雨や強風になります。また、長期的（昭和54年（1979年）～令和3年（2021年））にみると、年平均気温は土山、信楽ともに上昇傾向にあります。

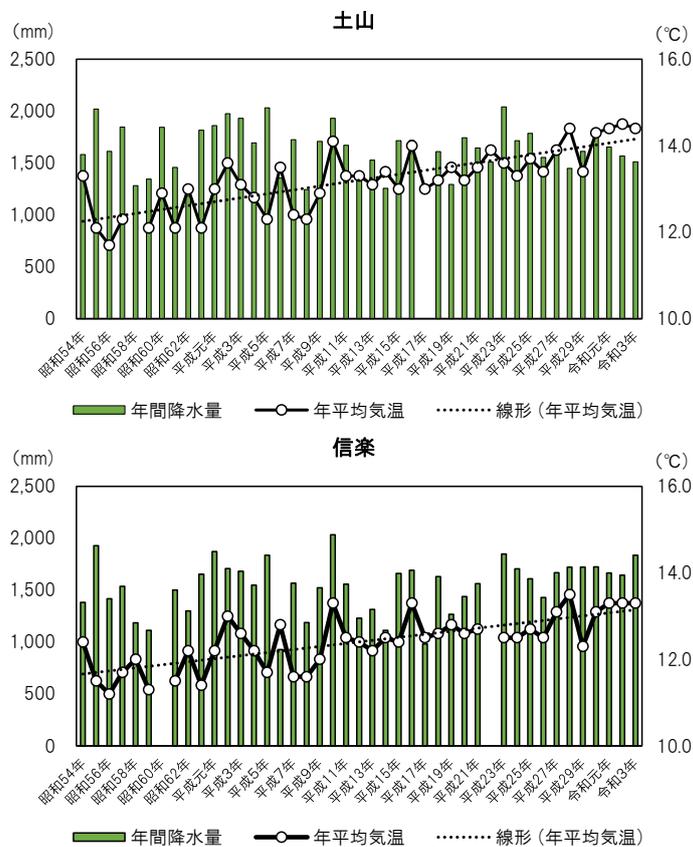
年間の夏日日数と真夏日日数も、土山、信楽ともに増加傾向にあります。

■平成3年（1991年）～令和2年（2020年）の月別平均気温と降水量



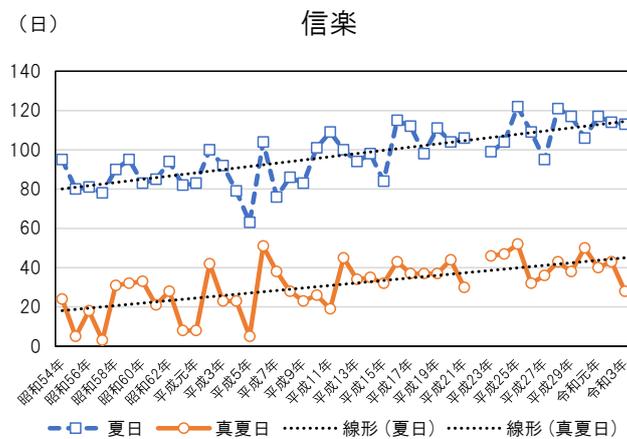
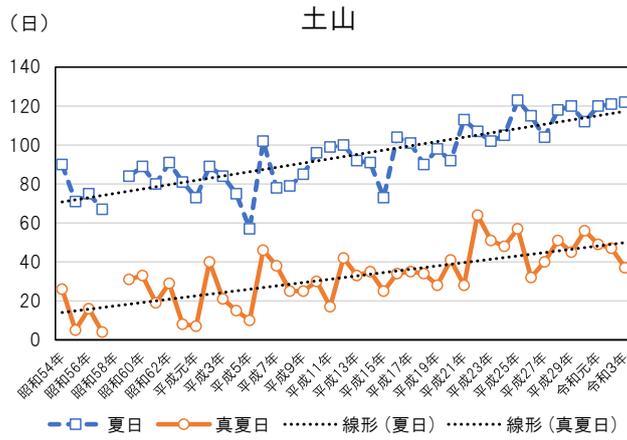
資料:「気象統計情報」(気象庁ホームページ)

■年平均気温と年間降水量の推移



資料:「気象統計情報」(気象庁ホームページ)

■年間の夏日日数・真夏日日数の推移

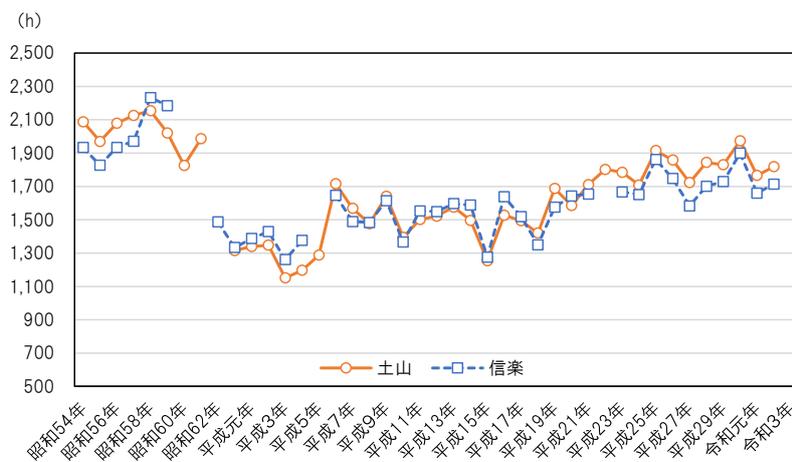


資料:「気象統計情報」(気象庁ホームページ)

b. 日照

日照時間は直近 10 年間の平均で、土山は約 1,800 時間、信楽は約 1,700 時間となっています。

■日照時間の推移

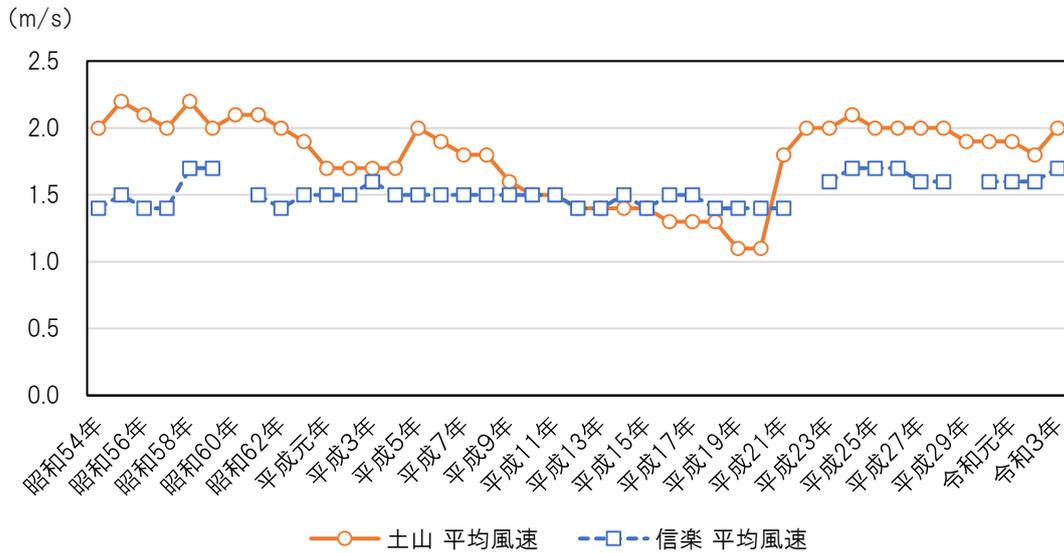


資料:「気象統計情報」(気象庁ホームページ)

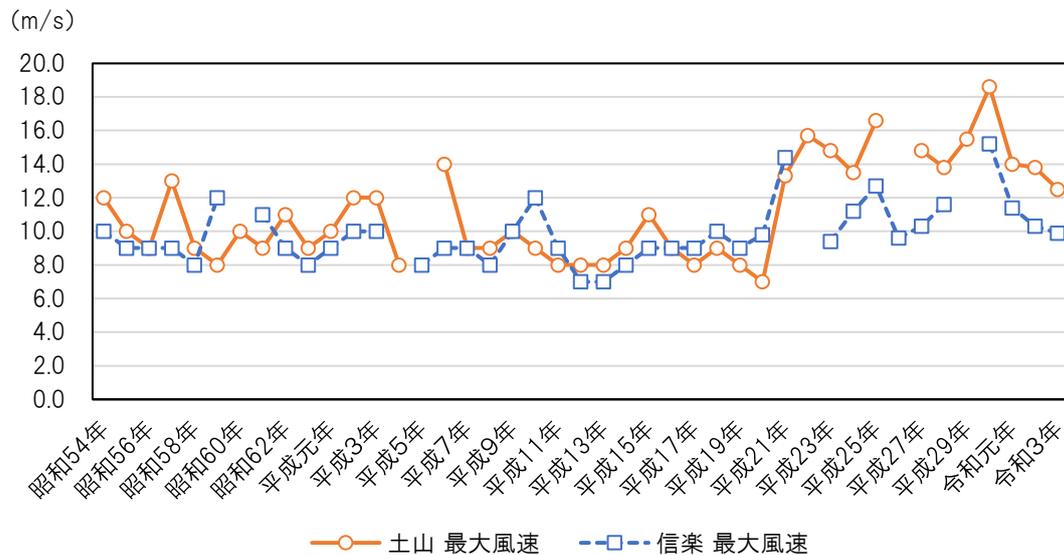
c. 風況

平均風速は近年、土山では 2.0m/s 前後、信楽では 1.6m/s 程度となっています。

■平均風速の推移



■最大風速の推移



資料:「気象統計情報」(気象庁ホームページ)

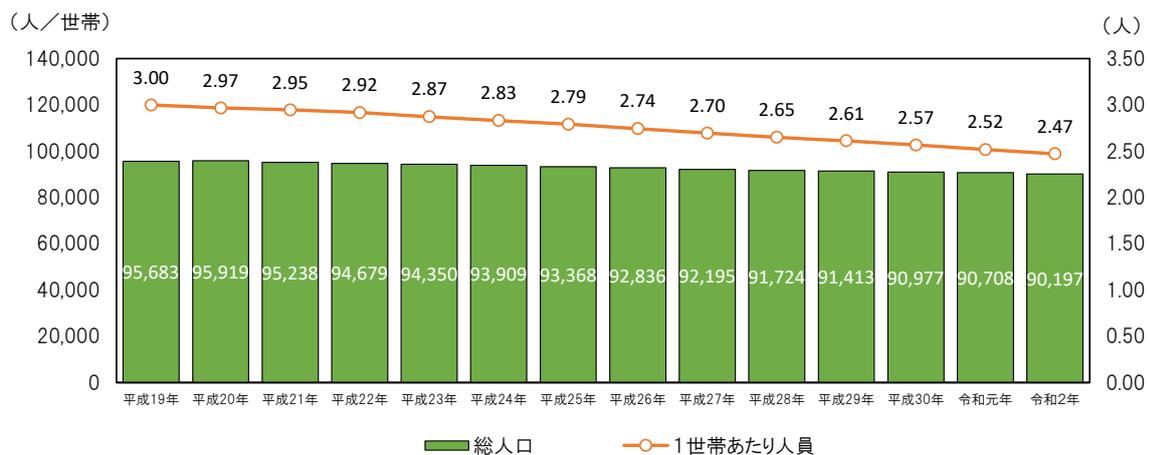
3. 社会的状況

(1) 人口・世帯

a. 総人口・世帯数

総人口は、平成20年（2008年）以降微減が続いており、令和2年（2020年）には平成20年比（2008年比）で約6%減の90,197人となっています。また、1世帯あたり人員も減少が続いており、令和2年（2020年）には2.47人となっています。

■ 総人口・世帯数の推移

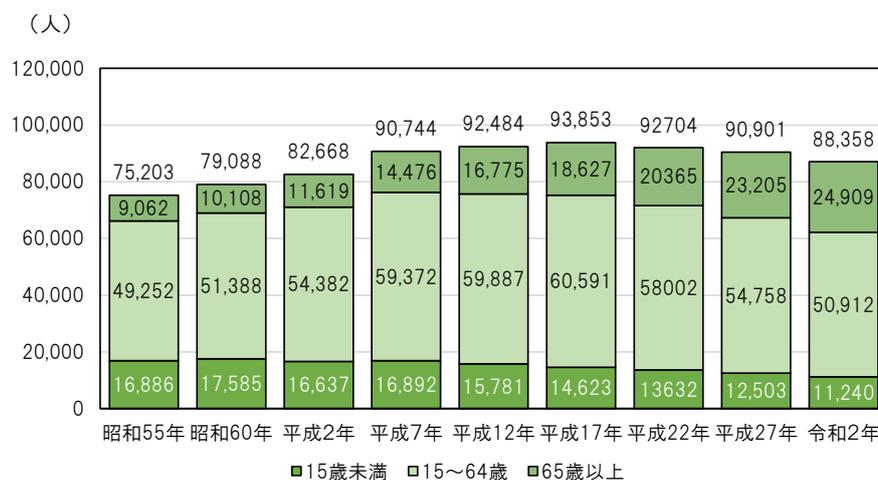


資料：甲賀市統計書(各年版)

b. 高齢化

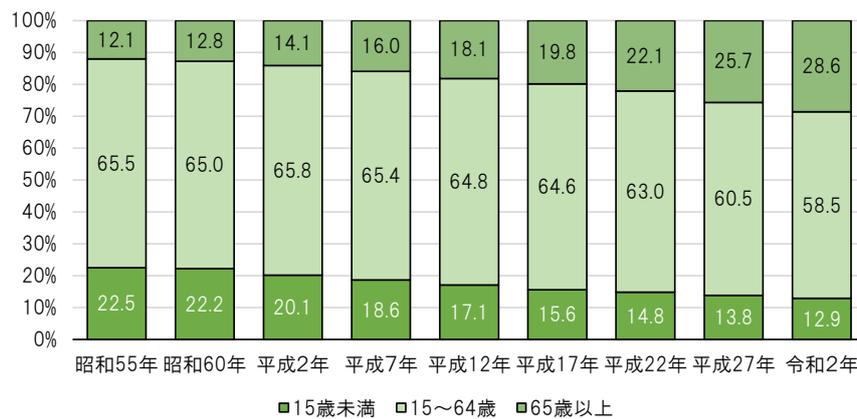
国勢調査によると65歳以上の高齢者数は昭和60年（1985年）に1万人を超え、平成22年（2010年）に2万人を超えました。令和2年（2020年）には24,909人で高齢化率は28.6%となっています。

■ 年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

■年齢3区分別人口割合の推移



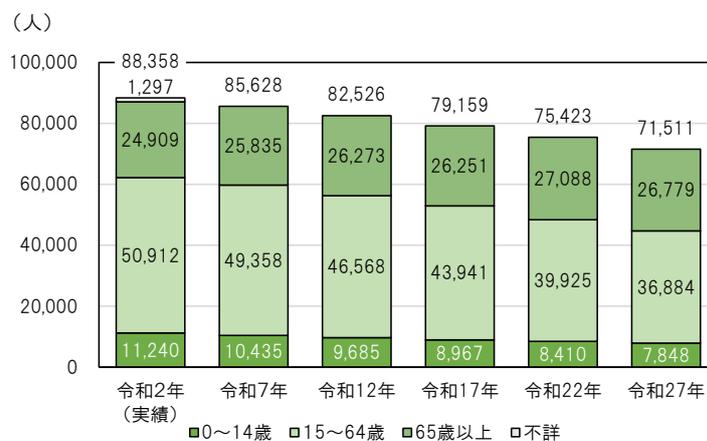
資料：国勢調査

c. 将来人口

将来人口についてみると、総人口は令和17年(2035年)に8万人を切り、令和27年(2045年)には71,511人になると予測されています。また、令和2年(2020年)以降、0～14歳人口、15～64歳人口は一貫して減少する一方、65歳以上人口は令和22年(2040年)まで増加していくことが予測されています。

高齢化率は上昇を続け、令和27年(2045年)には37.4%となることが予測されています。

■将来人口の推計



■年齢3区分別人口割合の推計



資料：『日本の地域別将来推計人口』(平成30(2018)年推計)

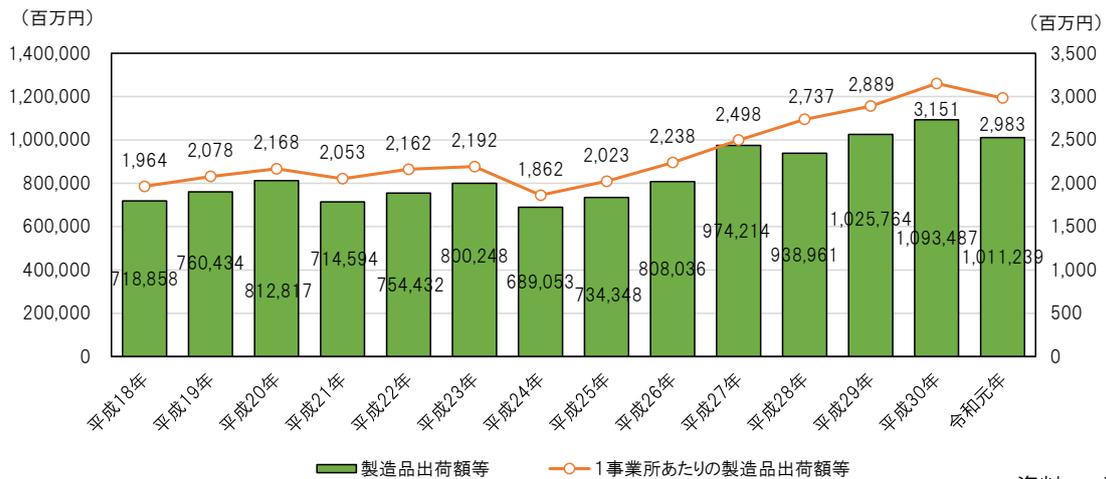
(2) 産業

a. 製造品出荷額等

製造品出荷額等、1事業所あたりの製造品出荷額等とも概ね増加傾向で推移しています。

本市は新名神高速道路や国道1号による交通アクセスの良さを活かし、ものづくり企業をはじめとする多くの企業が集積しており、14年連続で滋賀県内1位となるなど、活発な生産活動が行われています。県内随一の産業の活力を脱炭素の推進につなげることが期待されます。

■製造品出荷額等の推移



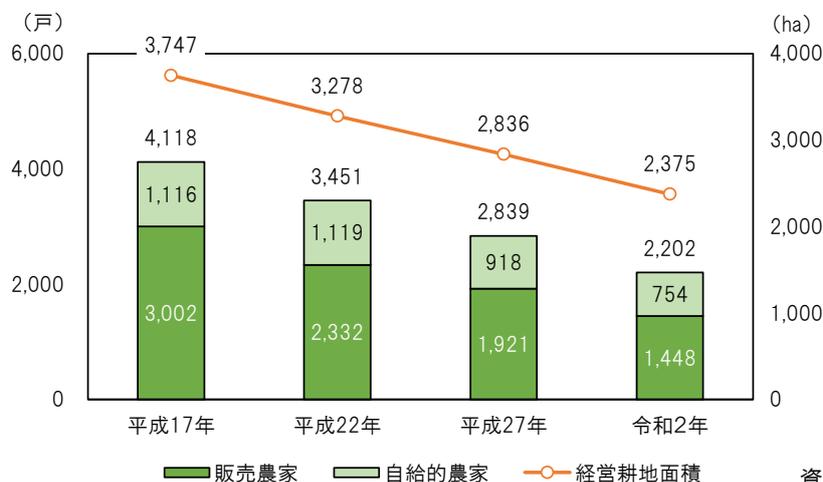
資料：工業統計

b. 農林業

本市では市域の大部分を占める農地のもと、稲作や茶を中心とした農業が発展してきましたが、経営耕地のある農家数は、年々減少しています。

特に販売農家数は、平成17年(2005年)の3,002戸から令和2年(2020年)までの15年間で半分以上に減少しています。また、経営耕地面積も直線的に減少を続けており、同じく15年間で約37%減少していることから、遊休農地の増加に伴う農地や森林が持つ環境保全や災害防止機能の低下が懸念されています。

■経営耕地のある農家数と経営耕地面積の推移



資料：農林業センサス

本市の所有形態別森林面積の割合を見ると、民有林が全体の約94%を占めています。

本市は林業を中心に、木とともに生活が営まれてきたまちですが、林家数、林業経営体数ともに減少傾向となっています。保有山林面積は平成22年（2010年）から平成27年（2015年）までの5年間では微増しましたが、令和2年（2020年）には減少に転じています。

■所有形態別森林面積の推移

（単位：ha）

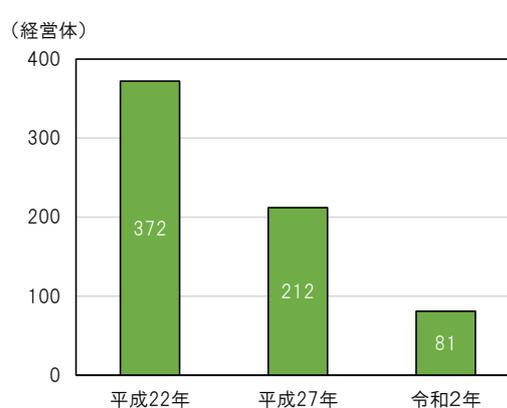
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
国有林	1,975	1,950	1,957	1,955
民有林	30,881	30,505	30,414	30,593
公有林	5,440	5,196	5,122	5,136
私有林	25,028	24,940	24,880	25,101
合計	32,856	32,455	32,371	32,548

資料：農林業センサス、林業センサス

■林家数と保有山林面積の推移



■林業経営体数の推移



資料：農林業センサス

第2節 市民・事業所の意識

1. 市民アンケート調査結果

(1) 市民アンケート調査概要

本計画の策定にあたり、環境や地球温暖化に対する市民の意識、省エネルギー活動の実践状況等の実態を把握し、今後の脱炭素のまちづくりを検討するための基礎資料とするために市民意識調査を実施しました。

調査対象：甲賀市在住の18歳以上の市民
標本数：2,000人
実施時期：令和4年（2022年）11月
実施方法：郵送による配布、郵送及びWebによる回収調査
回収率：819件（41.0%）

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本計画内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- グラフ及び表のN数（number of case）は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

(2) 市民アンケート調査結果

a.地球温暖化対策に対する意識

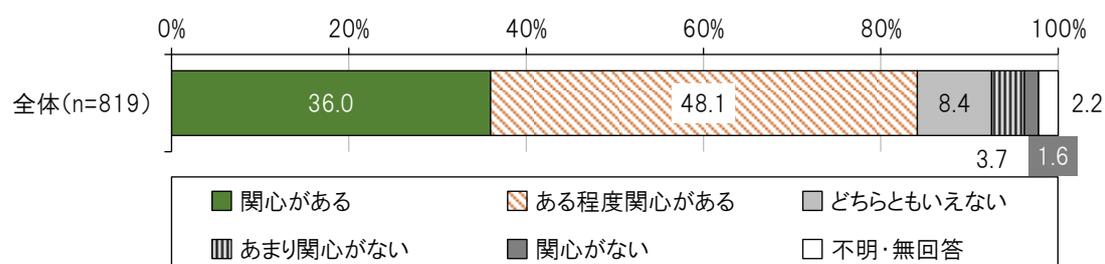
地球温暖化に一定の関心を持つ人（「関心がある」と「ある程度関心がある」の合計）が約84%となっています。また、脱炭素社会を実現するための取り組みについて取り組みたいと考えている人（「積極的に取り組みたい」と「ある程度取り組みたい」の合計）が約9割となっています。

地球温暖化に関心を持つ人、脱炭素に取り組みたいと考えている人々が様々な取り組みを実践できるような情報発信や機会の充実が重要です。

■地球温暖化対策等の環境問題への関心

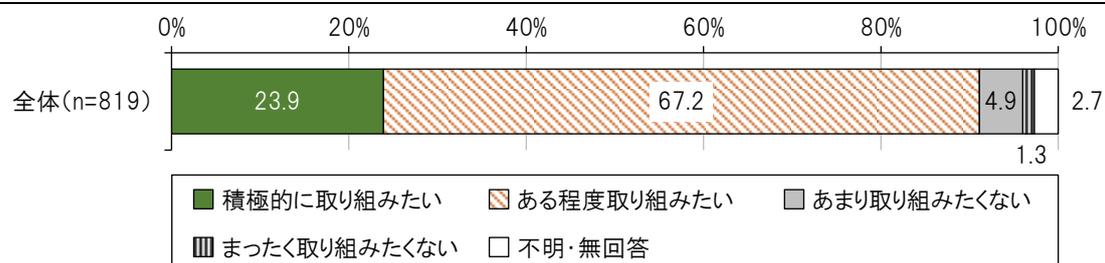
問 あなたは、地球温暖化対策等の環境問題に関心がありますか。（あてはまる番号1つに○）

「ある程度関心がある」が48.1%と最も多く、次いで「関心がある」が36.0%、「どちらともいえない」が8.4%となっています。



問 あなたは「脱炭素社会」の実現に向け、一人ひとりが二酸化炭素等の排出量を減らす取り組みについて、どのようにお考えですか。（あてはまる番号1つに○）

「ある程度取り組みたい」が67.2%と最も多く、次いで「積極的に取り組みたい」が23.9%となっています。



b.省エネ行動の実践状況

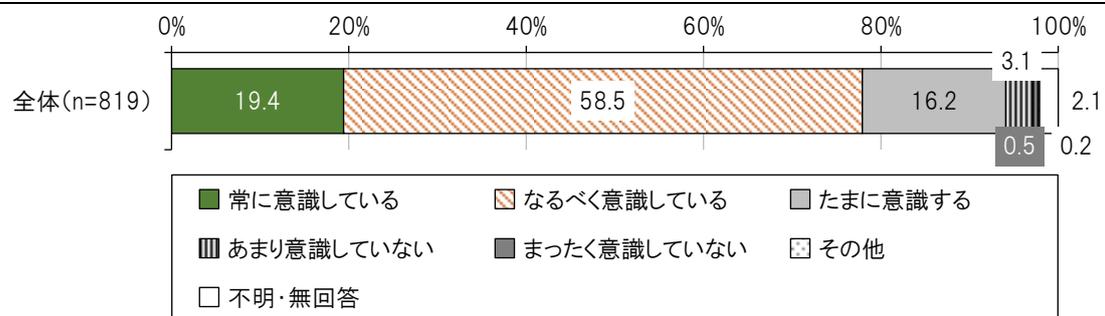
家庭での省エネをある程度意識して行動している人（「常に意識している」と「なるべく意識している」の合計）が約8割となっており、省エネの意識が浸透していることが伺えます。

日頃から省エネを実行しているが、まだ不十分だと思っている人や、省エネの重要性はわかるが、長続きしない人が、無理なく省エネに取り組み、継続していけるような情報発信や行動変容が重要です。

■省エネルギー（省エネ）対策について

問 日頃から、家庭での省エネを意識して行動していますか。（あてはまる番号1つに○）

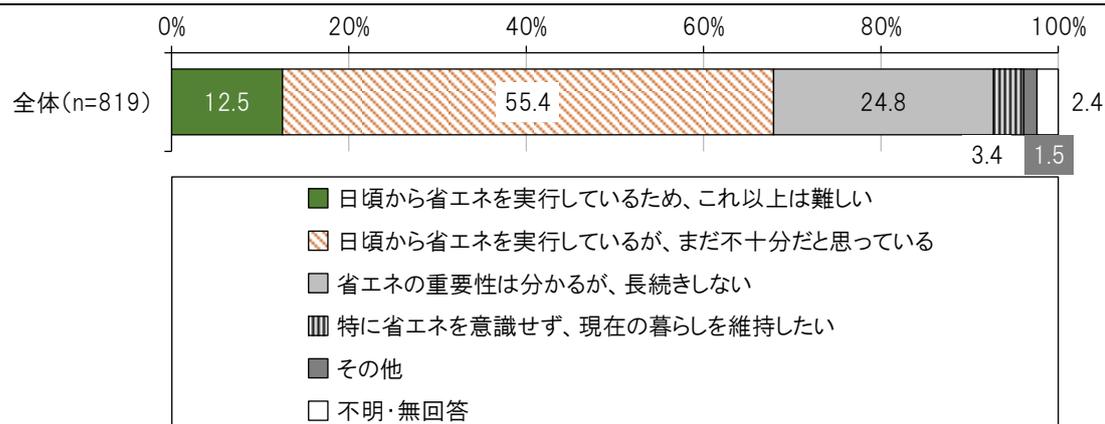
「なるべく意識している」が58.5%と最も多く、次いで「常に意識している」が19.4%、「たまに意識する」が16.2%となっています。



問 今後、省エネを意識して生活することについて、どのように思いますか。

（あてはまる番号1つに○）

「日頃から省エネを実行しているが、まだ不十分だと思っている」が55.4%と最も多く、次いで「省エネの重要性は分かるが、長続きしない」が24.8%、「日頃から省エネを実行しているため、これ以上は難しい」が12.5%となっています。



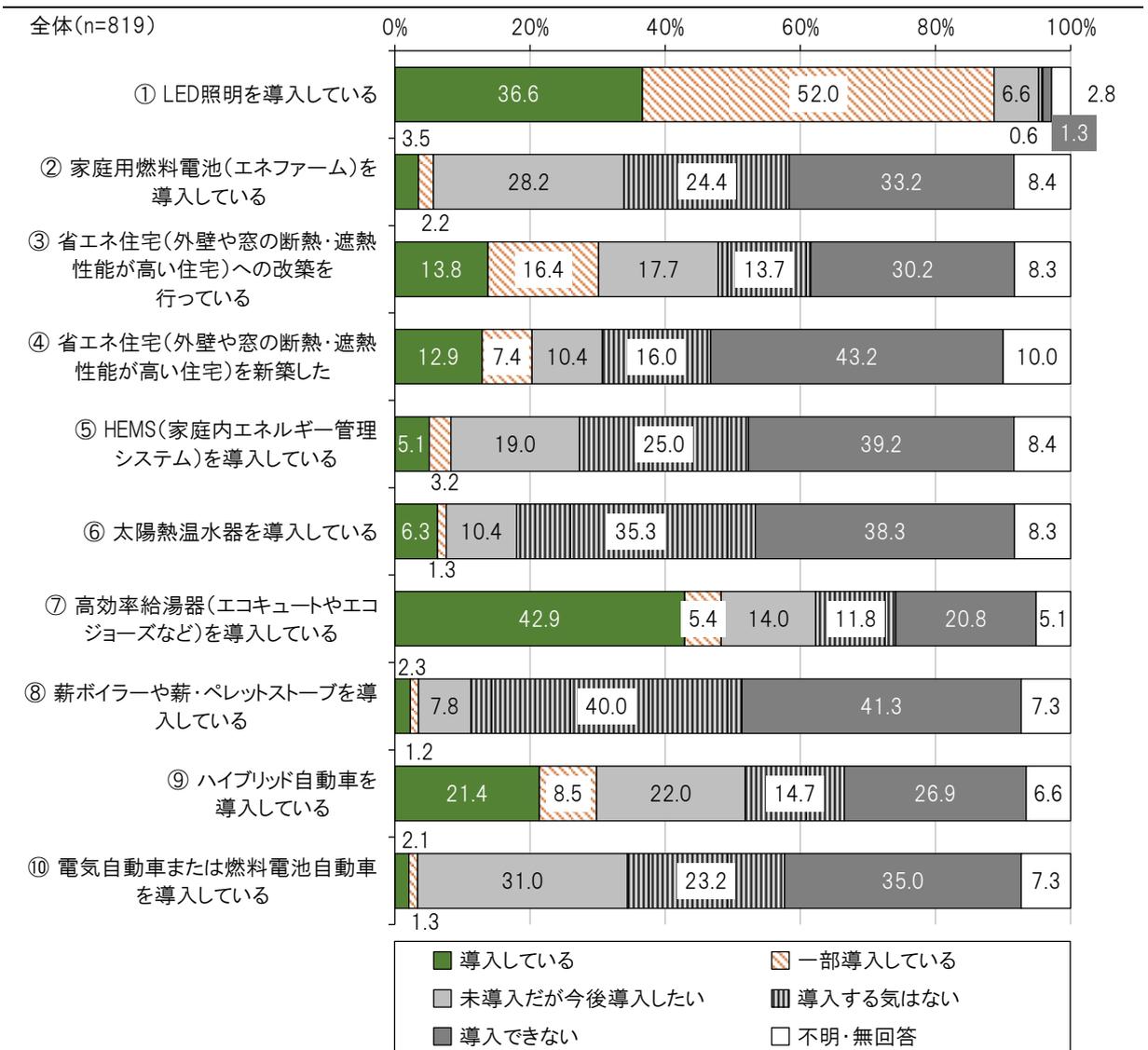
家庭での省エネルギー設備の導入状況を見ると、LED や高効率給湯機の導入が進んでいるということが伺えます。電気自動車や燃料電池自動車、家庭用燃料電池のように、「未導入だが今後導入したい」と考えている人が一定みられる項目について、情報提供等により導入を促進していくことが重要です。

■省エネルギー行動・設備の状況について

問 省エネルギー設備導入状況（あてはまる番号1つに○）

導入しているものとして、[⑦ 高効率給湯器（エコキュートやエコジョーズなど）を導入している] が42.9%と最も多く、次いで [① LED 照明を導入している] が36.6%、[⑨ ハイブリッド自動車を導入している] が21.4%となっています。また、「一部導入している」を合わせると、[① LED 照明を導入している] が88.6%となっています。

導入する気はないものとして、[⑧ 薪ボイラーや薪・ペレットストーブを導入している] が40.0%と最も多く、次いで [⑥ 太陽熱温水器を導入している] が35.3%となっています。

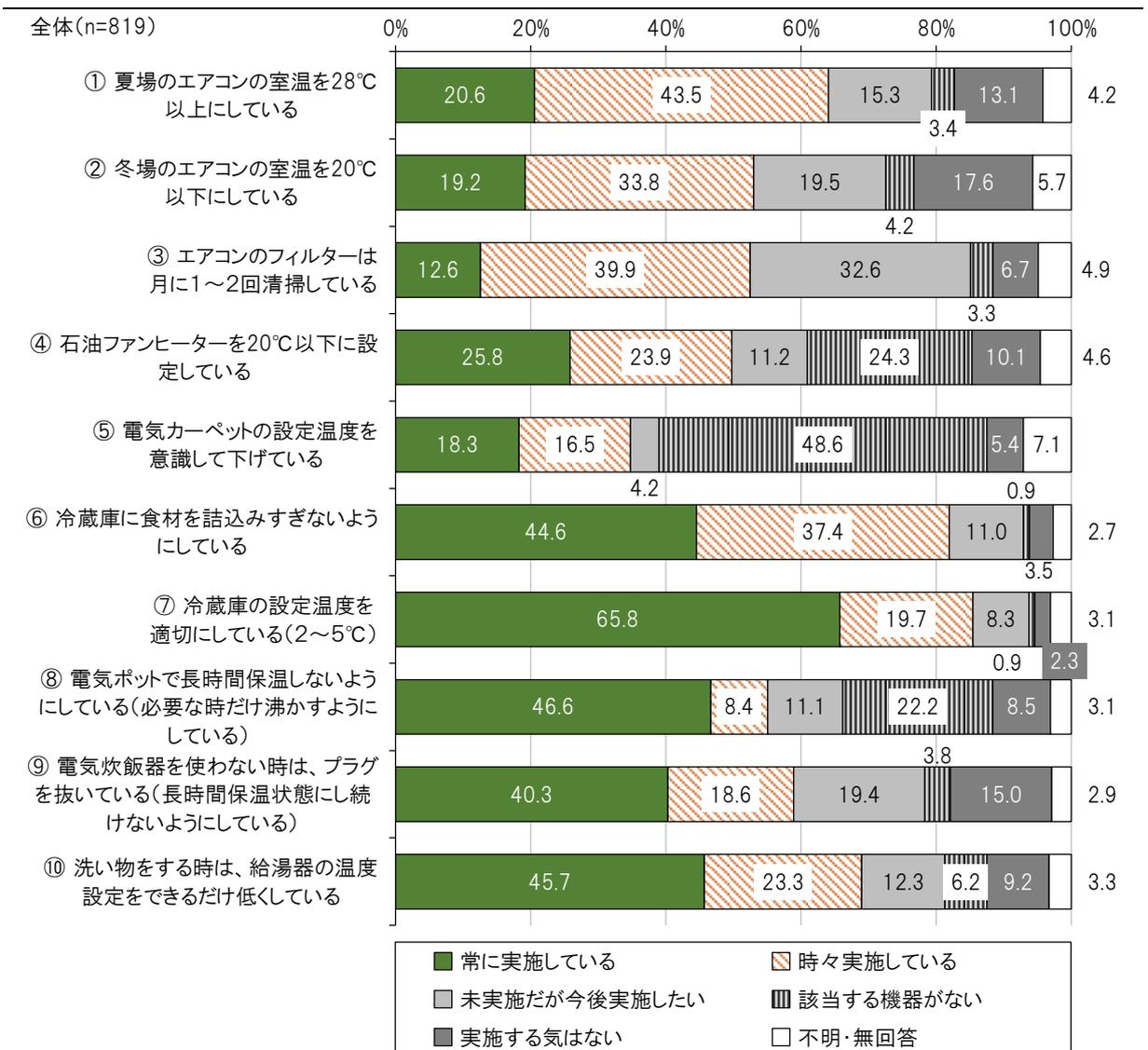


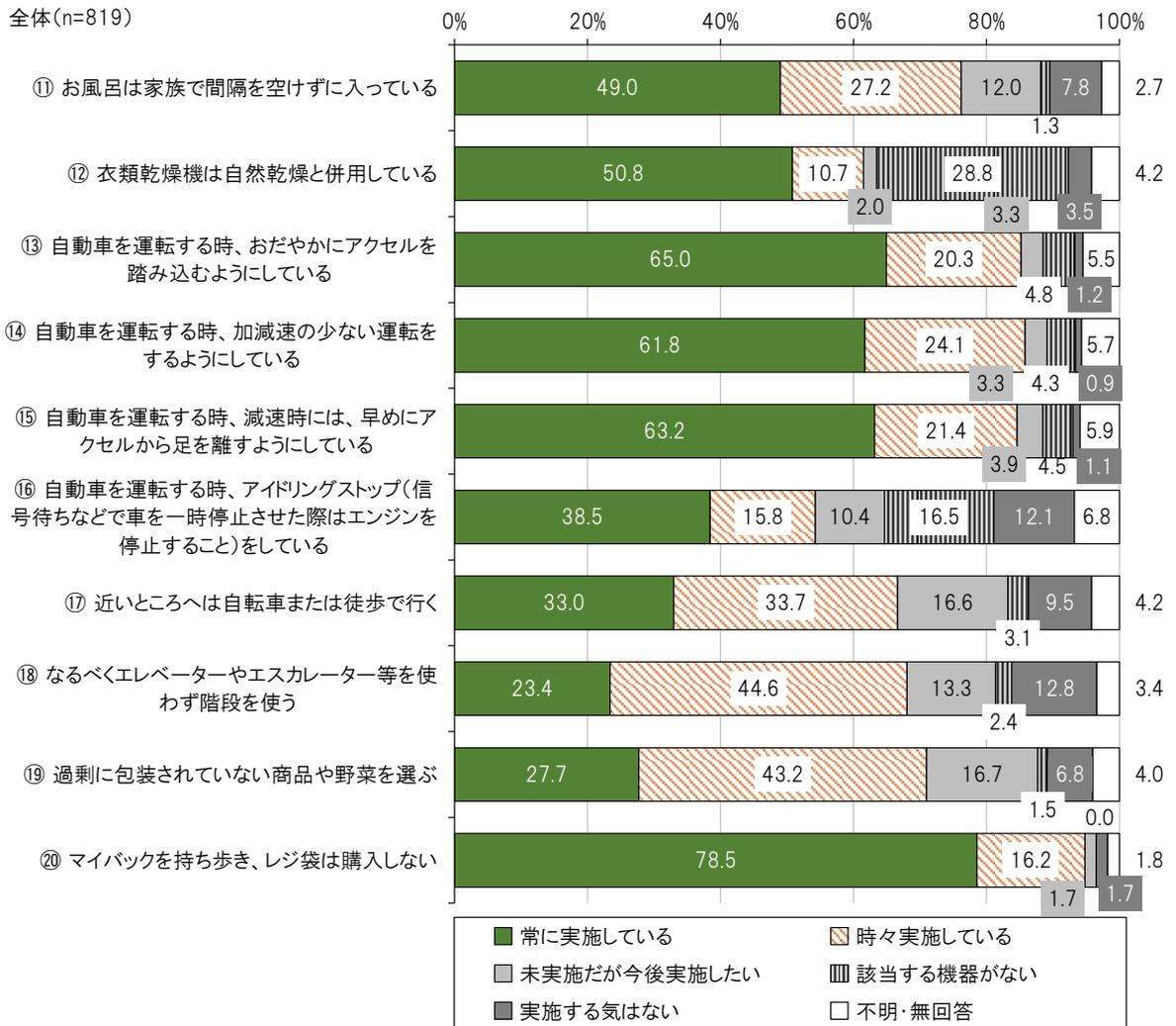
家庭での省エネルギー行動の実施状況をみると、マイバッグ、冷蔵庫の設定温度、アイドリングストップを除く自動車の運転を実施している人が多くなっています。また、「時々実施している」では、エレベーターやエスカレーター等を使わず階段を使う、夏場のエアコンの室温を28℃以上にしているなどが、「未実施だが今後実施したい」では、エアコンのフィルターの清掃が多くなっています。

既にできている行動は継続し、時々実施している行動や今後実施したい行動を実施できる人が増えるよう、行動変容を促進することが重要です。

問 省エネルギー行動の実施状況（あてはまる番号1つに○）

「常に実施している」については、[⑩ マイバックを持ち歩き、レジ袋は購入しない]が78.5%と最も多く、次いで [⑦ 冷蔵庫の設定温度を適切にしている（2～5℃）] が65.8%、[⑬ 自動車を運転する時、おだやかにアクセルを踏み込むようにしている] が65.0%となっています。





c.再生可能エネルギーについて

ほとんどの家庭が再生可能エネルギー設備を保有しておらず、家庭での導入が進んでいないということが伺えます。

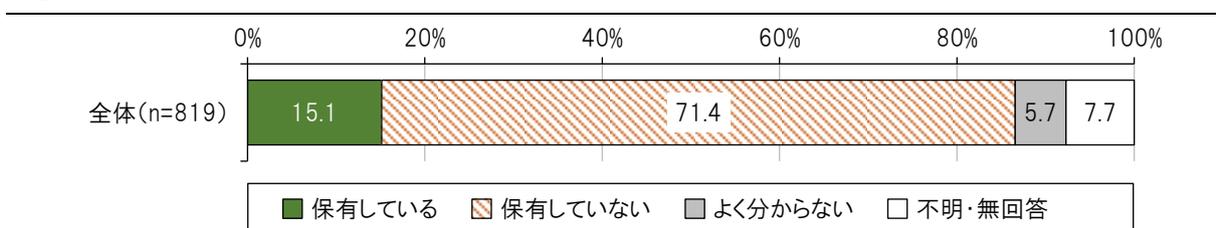
再生可能エネルギーの導入について、「電気料金が変わらないのなら、再エネ由来の電力を利用したい」と考える人が多くなっています。

条件つきではあるものの再生可能エネルギー由来の電力にニーズがあることが伺えるため、再生可能エネルギーの導入の可能性を検討するとともに、啓発等により広く再生可能エネルギーの必要性を浸透させることが重要です。

■省エネルギー（省エネ）対策について

問 あなたの家庭では、再エネ設備を保有していますか。（あてはまる番号1つに○）

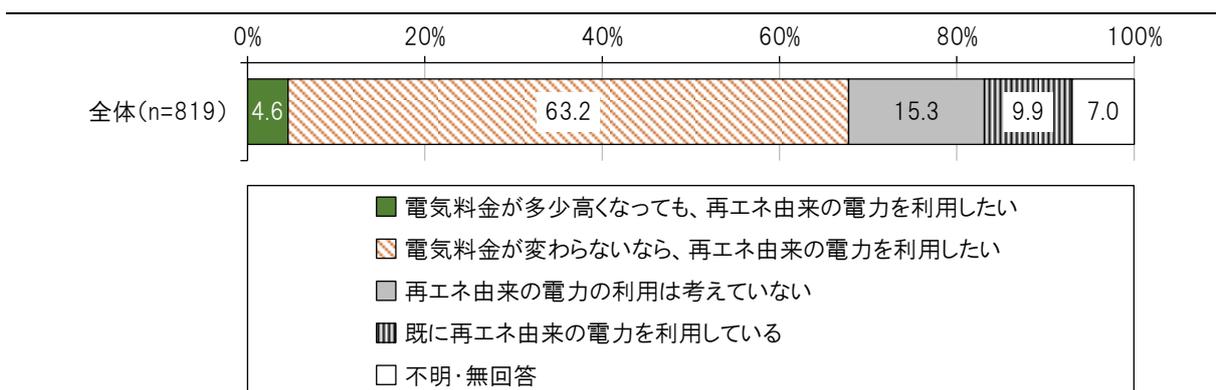
「保有していない」が71.4%と最も多く、次いで「保有している」が15.1%、「よく分からない」が5.7%となっています。



問 あなたの家庭では、再エネ由来の電力を利用したいと思いますか。

（あてはまる番号1つに○）

「電気料金が変わらないなら、再エネ由来の電力を利用したい」が63.2%と最も多く、次いで「再エネ由来の電力の利用は考えていない」が15.3%、「既に再エネ由来の電力を利用している」が9.9%となっています。



d.電気自動車（EV）・燃料電池自動車について

電気自動車や燃料電池自動車はほとんどの家庭で導入されていないことが伺えます。

購入を検討する場合の不安な要素については、費用をあげる人が多く、充電器等の整備状況等もあがっています。

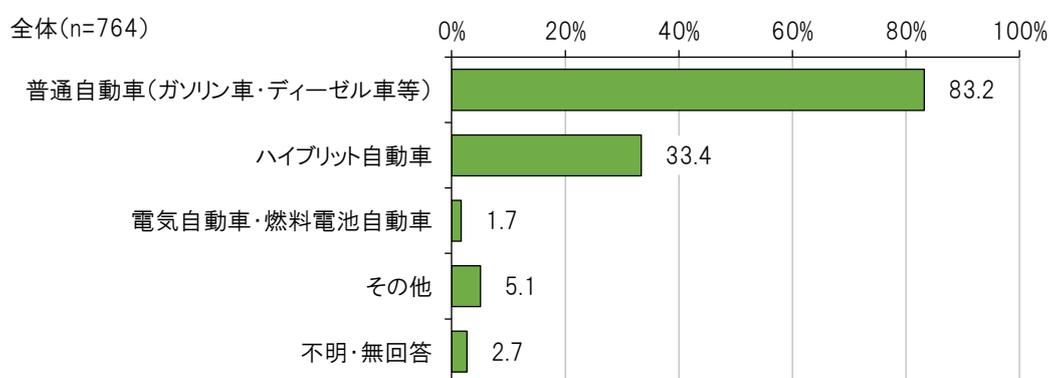
脱炭素の実現に向けて、電気自動車等の普及が欠かせないため、導入しやすい環境づくりを検討することから始めていく必要があります。

■電気自動車等の導入について

問 あなた又はあなたのご家族は、ご自宅でのどのような車を所有していますか。

(あてはまる番号すべてに○)

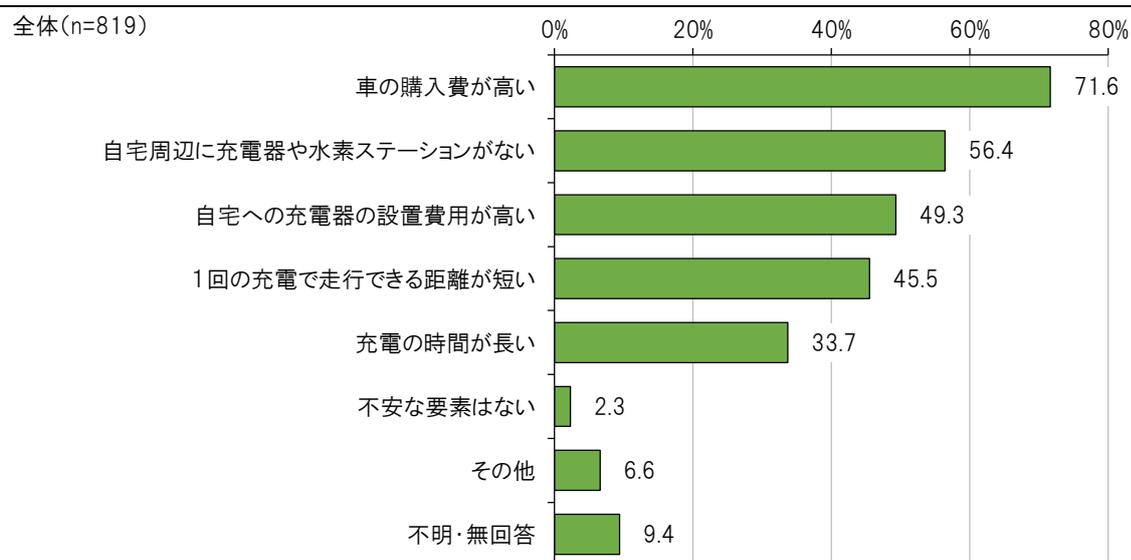
「普通自動車（ガソリン車・ディーゼル車等）」が83.2%と最も多く、次いで「ハイブリット自動車」が33.4%となっています。



問 電気自動車や燃料電池自動車の購入を検討する場合、不安な要素はありますか。

(あてはまる番号すべてに○)

「車の購入費が高い」が71.6%と最も多く、次いで「自宅周辺に充電器や水素ステーションがない」が56.4%、「自宅への充電器の設置費用が高い」が49.3%となっています。



e. 温暖化対策に向けた取り組みについて

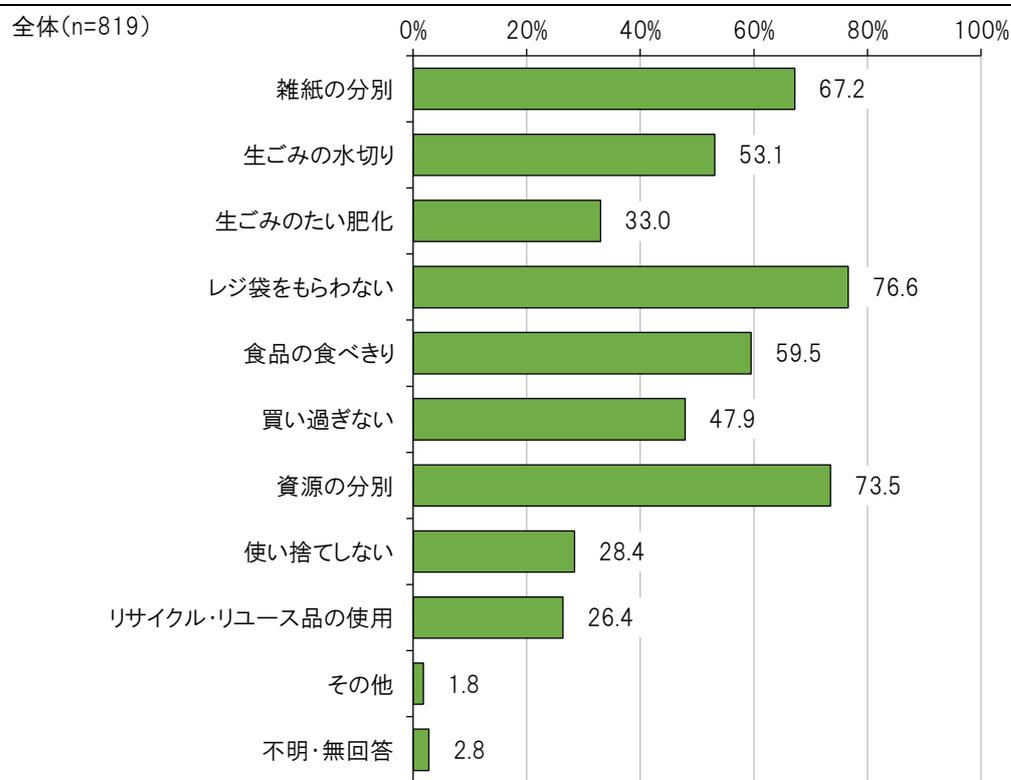
家庭から出る温室効果ガスを削減する上で、ごみの減量は重要な取り組みです。家庭でごみ減量に取り組んでいることについてみると、レジ袋をもらわない、資源の分別、雑紙の分別に取り組む人が多くなっています。一方で、本市が進めている生ごみのたい肥化については、さらなる普及が必要です。

■ 家庭でのごみの減量について

問 あなたは、家庭でごみ減量に取り組んでいることがありますか。

(あてはまる番号すべてに○)

「レジ袋をもらわない」が76.6%と最も多く、次いで「資源の分別」が73.5%、「雑紙の分別」が67.2%となっています。

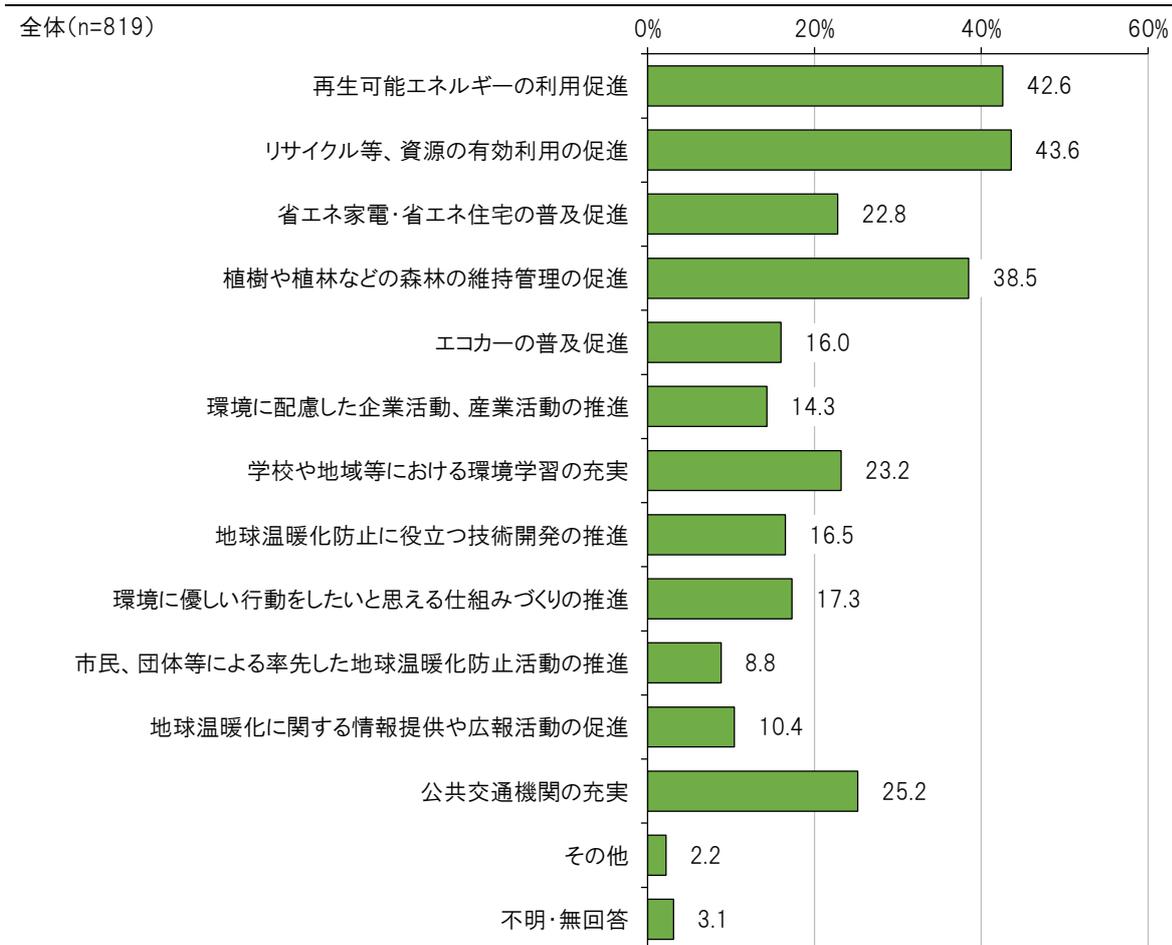


地球温暖化の影響に対し、市全体で取り組むべき事項についてみると、リサイクル、再生可能エネルギー、森林の維持管理が多くなっています。

■甲賀市全体として取り組むべき温暖化対策について

問 地球温暖化の影響を「緩和（温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制すること）」するため、甲賀市全体として取り組むべき事項について、あなたが特に必要だと考える事項は何ですか。（あてはまる番号3つまでに○）

「リサイクル等、資源の有効利用の促進」が43.6%と最も多く、次いで「再生可能エネルギーの利用促進」が42.6%、「植樹や植林などの森林の維持管理の促進」が38.5%となっています。



2. 事業所アンケート調査結果

(1) 事業所アンケート調査概要

本計画の策定にあたり、環境や地球温暖化に対する事業所の意識、事業所における省エネルギー活動の実践状況等の実態を把握し、今後の脱炭素のまちづくりを検討するための基礎資料とするために事業所意識調査を実施しました。

調査対象：商工会、工業会に所属する甲賀市内の事業
 実施時期：令和5年（2023年）1月
 令和5年（2023年）4月 追加調査
 実施方法：メールによる配布、Webによる回収調査
 回答数：82件

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本計画内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- グラフ及び表のN数（number of case）は、集計対象者総数を表しています。

(2) 事業所アンケート調査結果

a.地球温暖化対策に対する意識

地球温暖化に一定の関心を持つ事業所（「関心がある」と「ある程度関心がある」の合計）が約7割となっています。また、温室効果ガスの排出削減への取り組みについて重要課題だと考えている事業所が多いものの、今のところ具体的に取り組む予定はない事業所が約4割と最も多くなっています。

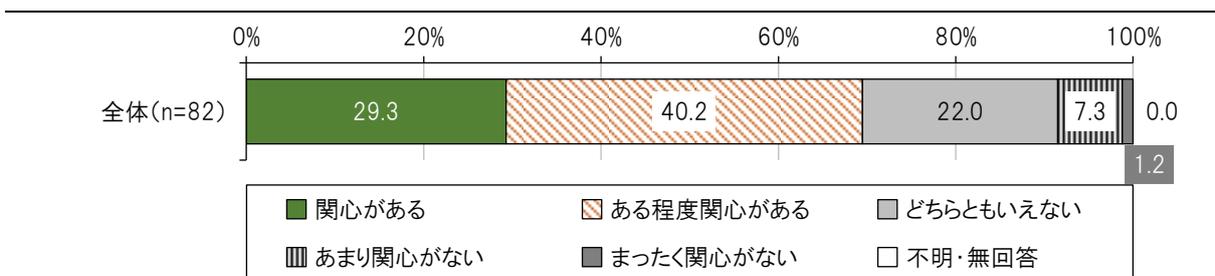
地球温暖化に関心を持つ事業所が、それぞれの業務の中で温室効果ガスの削減を実践できるような情報発信や機会の充実が重要です。

■地球温暖化対策等の環境問題等への関心

問 貴事業所は、地球温暖化対策等の環境問題に関心がありますか。

（あてはまる番号1つに○）

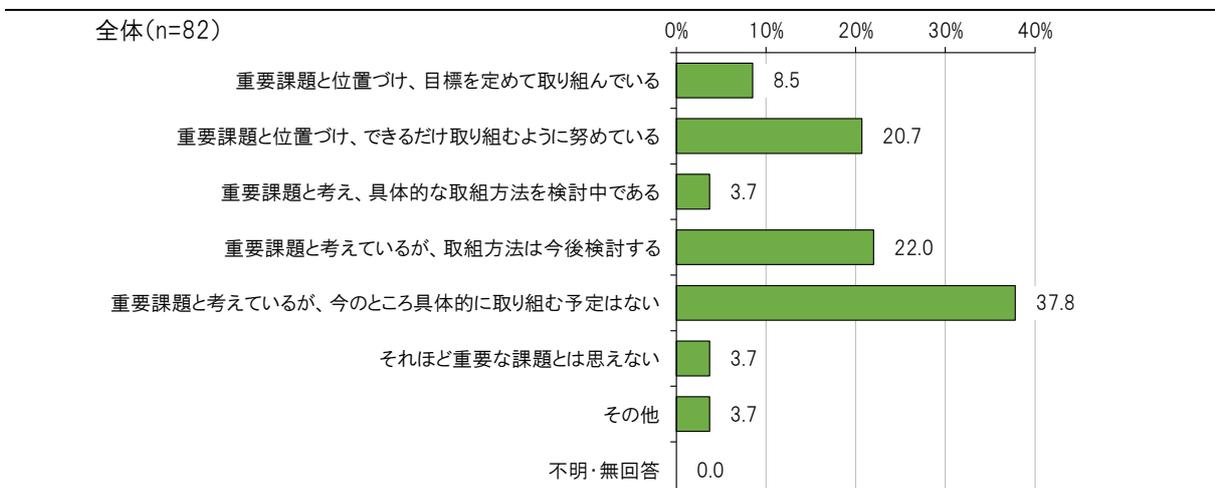
「ある程度関心がある」が40.2%と最も多く、次いで「関心がある」が29.3%、「どちらともいえない」が22.0%となっています。



問 近年、特に地球温暖化が重要な問題となっています。貴事業所は、温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出削減への取り組みをどのように位置づけていますか。

（あてはまる番号1つに○）

「重要課題と考えているが、今のところ具体的に取り組む予定はない」が37.8%と最も多く、次いで「重要課題と考えているが、取組方法は今後検討する」が22.0%、「重要課題と位置づけ、できるだけ取り組むように努めている」が20.7%となっています。



b.地球温暖化対策の取組状況

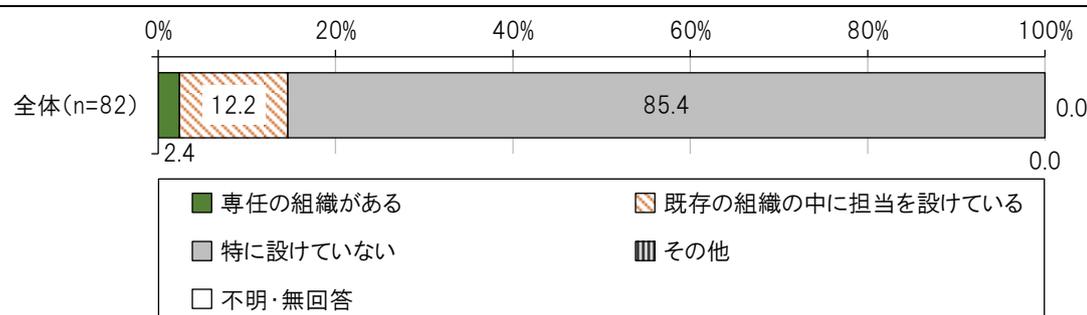
ほとんどの事業所において、地球温暖化対策を推進する中核となる組織が設けられていません。また、地球温暖化対策の進め方について、特に決まりはないという事業所が多くなっています。

■地球温暖化対策の推進体制

問 貴事業所は、地球温暖化対策の推進の中核となる組織がありますか。

(あてはまる番号1つに○)

「特に設けていない」が85.4%と最も多く、次いで「既存の組織の中に担当を設けている」が12.2%、「専任の組織がある」が2.4%となっています。

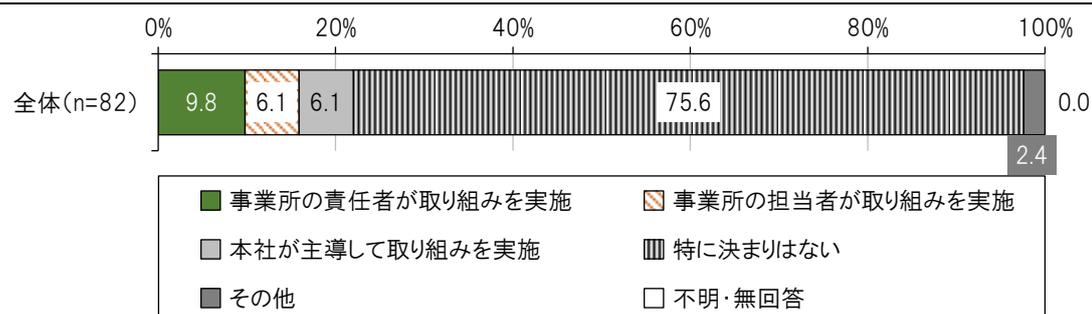


■地球温暖化対策等の進め方

問 貴事業所の地球温暖化対策の進め方についてお答えください。

(あてはまる番号1つに○)

「特に決まりはない」が75.6%と最も多く、次いで「事業所の責任者が取り組みを実施」が9.8%、「事業所の担当者が取り組みを実施」「本社が主導して取り組みを実施」が6.1%となっています。



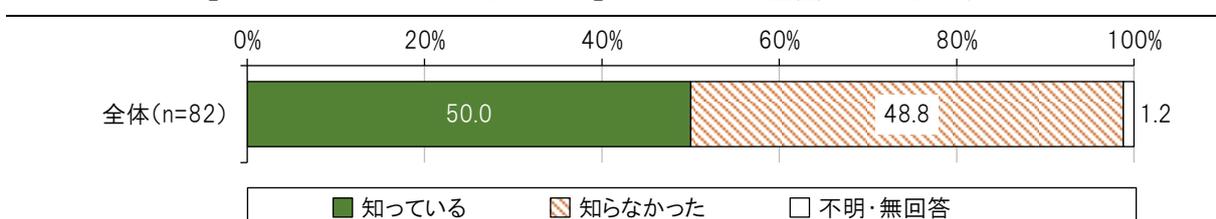
国が掲げている温室効果ガスの削減目標を知っている事業所が5割となっている一方で、知らないという事業所も約5割となっており、引き続き啓発する必要があります。

また、ほとんどの事業所が事業活動に伴う温室効果ガス排出量を把握できていません。温室効果ガス排出量の把握はハードルが高く、エネルギー消費量の把握といった取り組みから定着を促進することが重要です。

■国が定める温室効果ガスの削減目標

問 貴事業所には、国の「地球温暖化対策計画」（令和3年（2021年））の中で、令和12年（2030年）までに平成25年度比（2013年度比で）温室効果ガスを46%削減するために、産業部門で38%、サービス等の部門で51%、運輸部門で35%、それぞれ排出量を削減するという目標が掲げられていることを知っていますか。（あてはまる番号1つに○）

「知っている」が50.0%と、「知らなかった」の48.8%を上回っています。

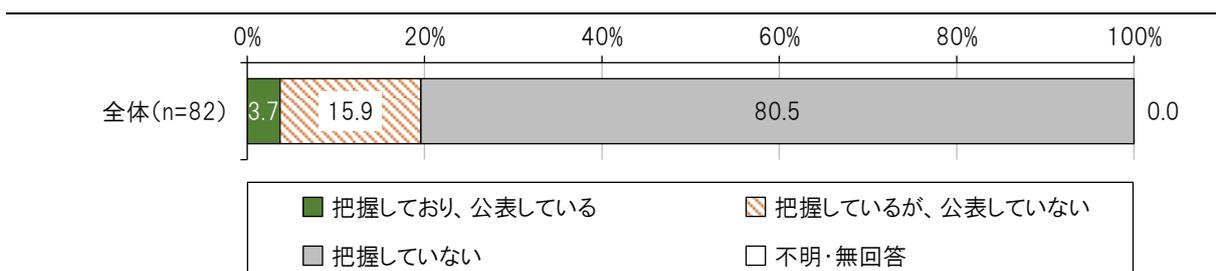


■事業所の温室効果ガス排出量

問 貴事業所は、事業活動に伴う温室効果ガス排出量を把握していますか。

（あてはまる番号1つに○）

「把握していない」が80.5%と最も多く、次いで「把握しているが、公表していない」が15.9%、「把握しており、公表している」が3.7%となっています。



事業所での地球温暖化対策の実施状況を見ると、空調や照明のエネルギー管理、リユースやリサイクルを考慮した分別の実施が進んでいるということが伺えます。

従業員向けの研修・教育や「COOL CHOICE」の実施、びわ湖カーボンクレジット制度の活用のように、未実施ではあるものの今後実施したいと考えている事業所が多い取り組みについて、実施を支える取り組みの充実が重要です。

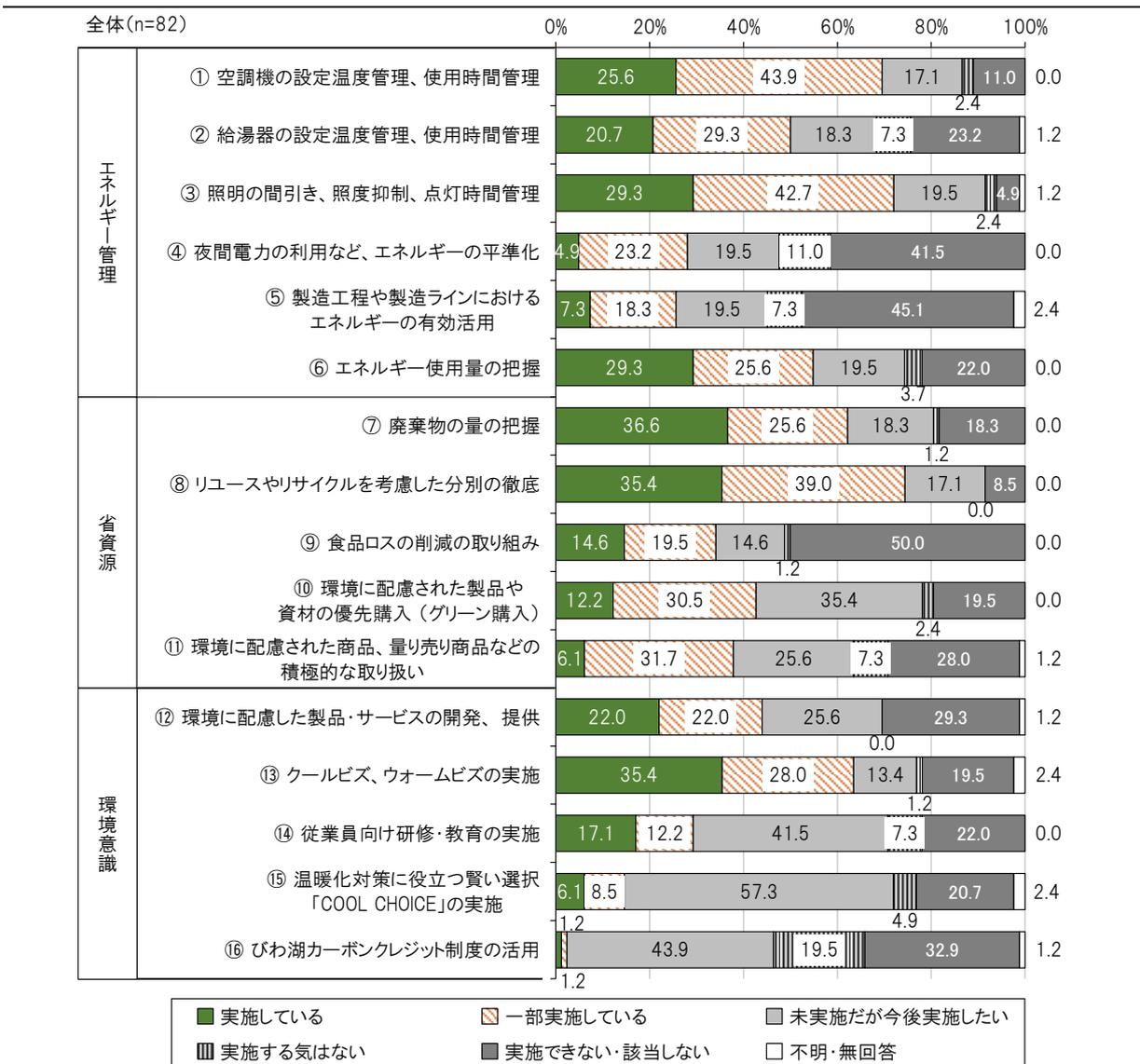
■地球温暖化対策の実施状況

問 貴事業所における地球温暖化対策の取り組みについてお尋ねします。

(それぞれあてはまる番号1つに○)

『「実施している」と「一部実施している」の合計』については、[⑧ リユースやリサイクルを考慮した分別の徹底]が74.4%と最も多く、次いで[③ 照明の間引き、照度抑制、点灯時間管理]が72.0%、[① 空調機の設定温度管理、使用時間管理]が69.5%となっています。

「未実施だが今後実施したい」については、[⑮ 温暖化対策に役立つ賢い選択「COOL CHOICE」の実施]が57.3%と最も多く、次いで[⑯ びわ湖カーボンクレジット制度の活用]が43.9%、[⑭ 従業員向け研修・教育の実施]が41.5%となっています。



事業所での再生可能エネルギー機器や省エネルギー設備の導入状況を見ると、省エネタイプの OA や照明、照明等の自動センサーによる自動制御とその他の設備等において導入に開きがある状態であり、導入の初期投資の高さといったコストが関係していると考えられます。

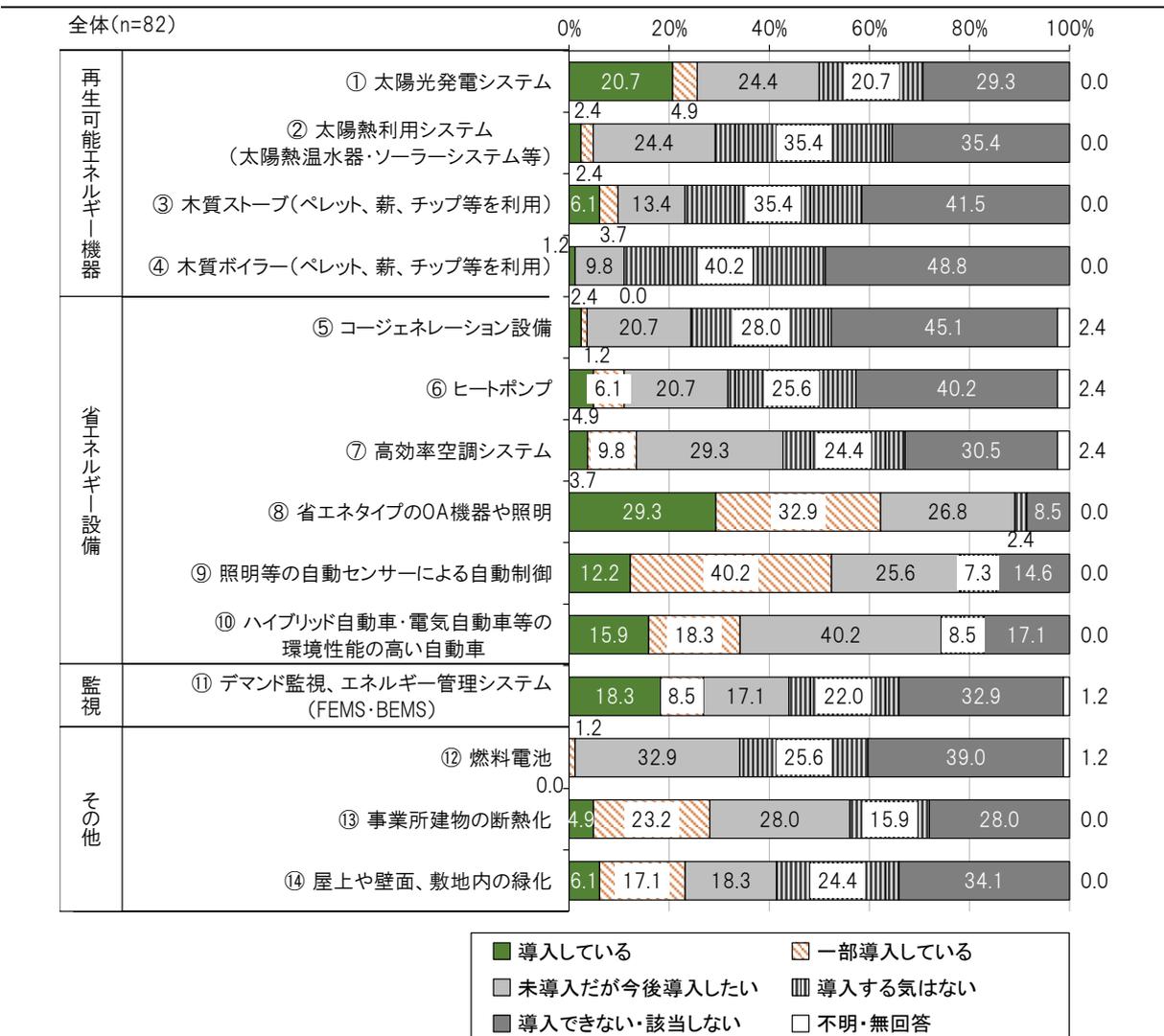
また、再生可能エネルギー機器は導入が進んでおらず、今後の導入の意向も低いことから、意識啓発が必要だと考えられます。

■地球温暖化対策の実施状況

問 地球温暖化防止に役立つ再生可能エネルギー機器や省エネルギー設備について、事業所に導入されていますか。(それぞれあてはまる番号1つに○)

『導入している』と『一部導入している』の合計については、[⑧ 省エネタイプの OA 機器や照明] が 62.2%と最も多く、次いで [⑨ 照明等の自動センサーによる自動制御] が 52.4%、[⑩ ハイブリッド自動車・電気自動車等の環境性能の高い自動車] が 34.2%となっています。

「未導入だが今後導入したい」については、[⑩ ハイブリッド自動車・電気自動車等の環境性能の高い自動車] が 40.2%と最も多く、次いで [⑫ 燃料電池] が 32.9%、[⑦ 高効率空調システム] が 29.3%となっています。

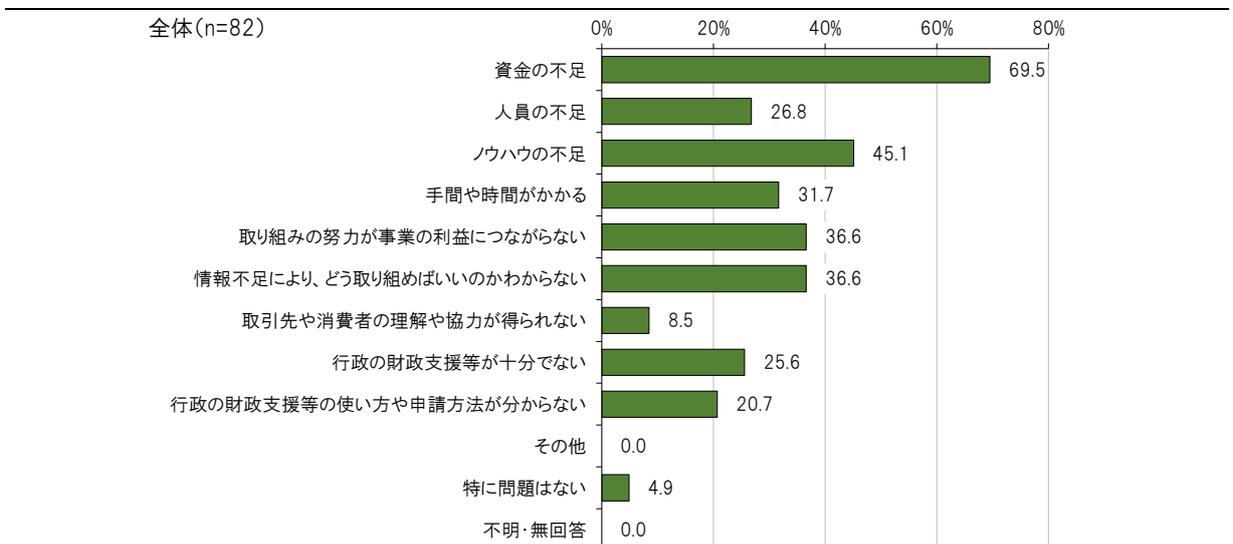


地球温暖化対策に取り組むうえで、多くの事業所が資金やノウハウの不足を課題として挙げています。行政への要望として、設備投資への助成が高くなっていることから、国や県の助成・支援に関する情報を発信するとともに、事業所による地球温暖化対策の実践状況の共有を図る必要があります。

■地球温暖化対策に取り組むうえでの課題

問 貴事業所で地球温暖化対策に取り組むうえでの課題として考えられるものをお答えください。(あてはまる番号すべてに○)

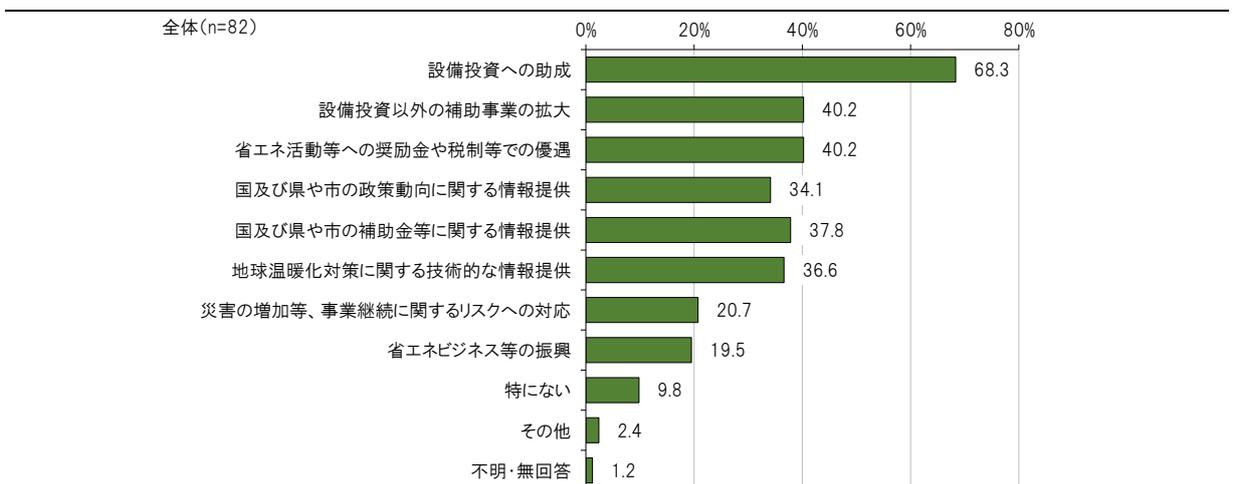
「資金の不足」が69.5%と最も多く、次いで「ノウハウの不足」が45.1%、「取り組みの努力が事業の利益につながらない」「情報不足により、どう取り組めばいいのかわからない」が36.6%となっています。



■地球温暖化対策に取り組むうえでの行政への要望

問 今後、貴事業所で地球温暖化対策の取り組みを推進するうえで、行政への要望等について、お答えください。(あてはまる番号すべてに○)

「設備投資への助成」が68.3%と最も多く、次いで「設備投資以外の補助事業の拡大」「省エネ活動等への奨励金や税制等での優遇」が40.2%、「国及び県や市の補助金等に関する情報提供」が37.8%となっています。



市が実施している環境保全の取り組みについて、生ごみたい肥化事業や甲賀市まち美化活動が5割を超えており、これまでの取り組みの実践によって浸透しているということが伺えます。

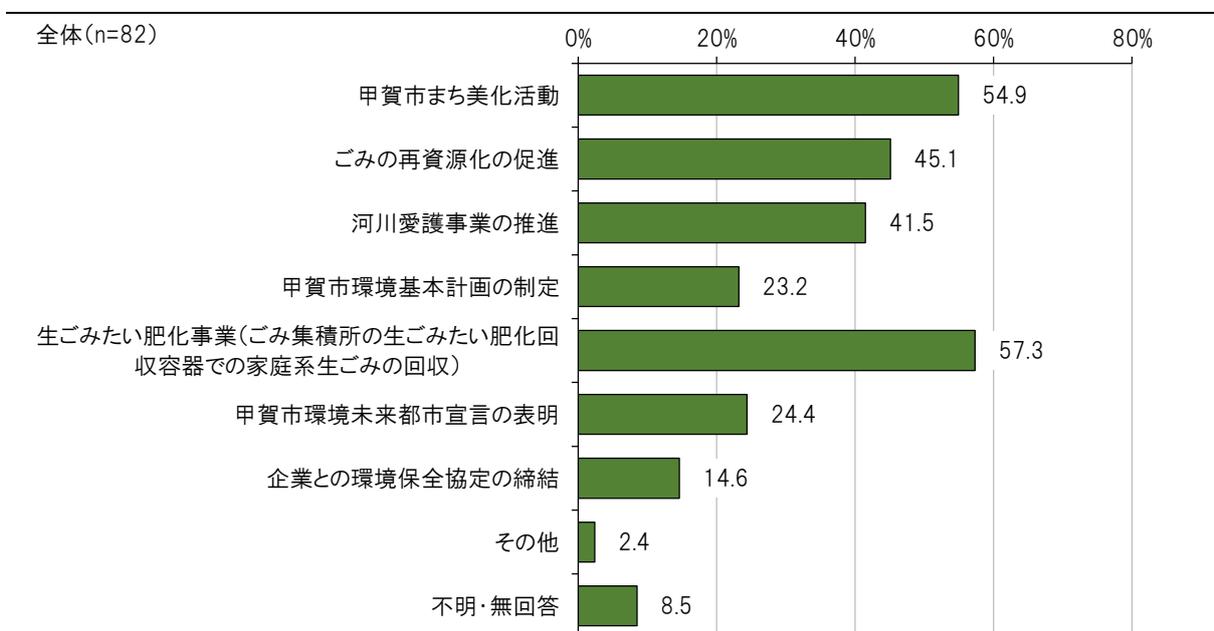
一方で、甲賀市環境未来都市宣言や甲賀市環境基本計画についての認知度は低く、これからの環境のまちづくりについて啓発を充実する必要があります。

■市が実施している環境保全の取り組みの認知状況

問 甲賀市で実施している環境保全の取り組みについて、知っているものをお答えください。

(あてはまる番号すべてに○)

「生ごみたい肥化事業（ごみ集積所の生ごみたい肥化回収容器での家庭系生ごみの回収）」が57.3%と最も多く、次いで「甲賀市まち美化活動」が54.9%、「ごみの再資源化の促進」が45.1%となっています。



3. 甲賀市環境ミライ Café

(1) 甲賀市環境ミライ Café の概要

持続可能なまちづくりの推進について広く市民の意見を聴くため、「2050年、その先につなぐ持続可能なまちをめざして」をテーマに位置づけ、市民参加型のワークショップを実施しました。

甲賀市環境ミライ Café～2050年、その先につなぐ持続可能なまちを目指して～

①参加者

○市内の学校に通う学生、一般市民

②ワークショップ

リラックスした雰囲気の中で様々な方と自由に意見交換していただくため、「ワールドカフェ方式」でワークショップを実施しました。

【キーワード】

- 1) 甲賀市の環境について、“良いところ”と“良くしたいところ”
- 2) 2050年になってほしい“理想の甲賀市の姿”

理想の甲賀市の実現に向けてできること、あったらいいなと思う取り組み

■ワークショップのテーマ及び開催実績

開催日	参加者数	場所	テーマ
令和5年(2023年) 1月28日(土)	12名	甲賀市役所 別館会議室101	「2050年、その先につなぐ持続可能なまちを目指して」 上記のテーマで課題やできることについて、自由に語り合っていました。

(2) ワークショップの全体像

■ワークショップの主な意見(一部掲載)

○環境の事業が多い(やまのこ、田植え、授業)

→ 自然との親しみが多い

○自然と生活のバランスができています

○ゴミの分別がきちりできています

○現在のいいところを継続してほしい

○小学校の環境事業の継続

→ 中学・高校でもできたらよい

○水素ステーションの設置、燃料電池バスの導入

○幅広い年代での自然体験教室があったらよい

■ワークショップの様子



第3節 甲賀市域の温室効果ガスの排出状況（区域施策）

1. 甲賀市域における温室効果ガス排出状況推計について

温室効果ガスの中で特に温室効果の高い二酸化炭素について推計を行いました。

本計画は進捗状況を毎年度確認・評価する必要があり、環境省の「自治体排出量カルテ」のデータを利用しています。自治体排出量カルテでは、製造品出荷額という1つの指標をもとに、滋賀県の製造業のエネルギー消費量を按分しています。しかし、製造業には産業分野別のエネルギー消費量、特定事業所*の構造や分布も自治体によって大きく異なっており、排出量カルテではこのような自治体ごとの産業構造が反映されません。そこで、製造業の分野別のエネルギー消費量を、特定事業所とそれ以外の事業所で分けて推計を行いました。

また、本計画では国が令和3年（2021年）に閣議決定した「地球温暖化対策計画」に準じ、基準年を平成25年（2013年）とし、基準年からの温室効果ガス排出量の推移を示します。

※特定事業所：設置しているすべての工場等（本社、工場、支店、営業所、店舗等）における年間エネルギー使用量の合計が1,500kL以上の事業者のこと

■本計画における推計方法

部門		自治体排出量カルテの推計方法	本資料の推計方法
産業部門	製造業	「製造品出荷額等」（工業統計）に基づいて甲賀市分に按分	全国統計データをもとに特定事業所以外の事業所の排出量を推計し、特定事業所の排出量（実績値）と合算
	鉱業・建設業	鉱業・建設業のCO ₂ 排出量を、「従業者数」を使って甲賀市分に按分	自治体排出量カルテの推計方法と同じ
	農林水産業	農林水産業のCO ₂ 排出量を、「従業者数」を使って甲賀市分に按分	自治体排出量カルテの推計方法と同じ
家庭部門		家庭部門のCO ₂ 排出量を、「世帯数」を使って甲賀市分に按分	自治体排出量カルテの推計方法と同じ
業務その他部門		業務その他部門のCO ₂ 排出量を、「従業者数」を使って甲賀市分に按分	自治体排出量カルテの推計方法と同じ
運輸部門	自動車（旅客）	自動車燃料消費統計から車種別保有台数で按分	自治体排出量カルテの推計方法と同じ
	自動車（貨物）	自動車燃料消費統計から車種別保有台数で按分	自治体排出量カルテの推計方法と同じ
廃棄物分野		実績値をもとに推計	自治体排出量カルテの推計方法と同じ

2. 甲賀市域における温室効果ガス排出量

令和元年（2019年）における温室効果ガス排出量は、796千t-CO₂でした。基準年である平成25年（2013年）の排出量919千t-CO₂に比べ、13.4%減少しています。

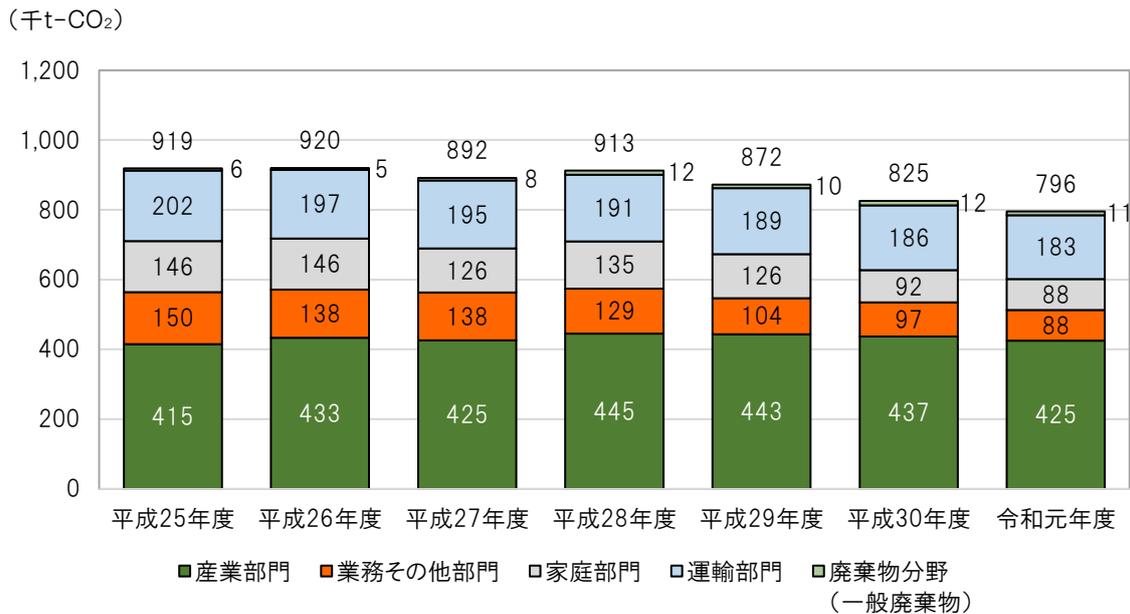
	温室効果ガス排出量	基準年比
平成25年（2013年）（基準年）	919千t-CO ₂	-
令和元年（2019年）	796千t-CO ₂	△13.4%

3. 甲賀市域における温室効果ガス排出量の推移

本市における温室効果ガスの排出量は平成 26 年度（2014 年度）の 920 千 t-CO₂ をピークに減少に転じ、令和元年度（2019 年度）現在では 796 千 t-CO₂ まで減少しています。

令和元年度（2019 年度）の温室効果ガス排出量のうち 50%強が産業部門からで、産業部門の排出の占める割合が大きくなっています。

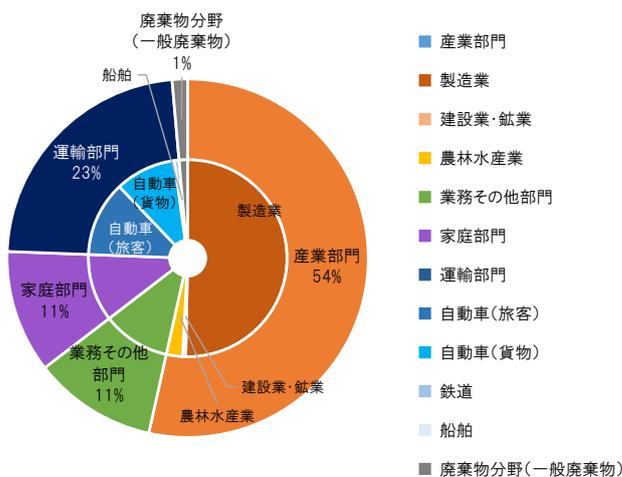
■甲賀市域における温室効果ガス排出量の推移（部門積上げ）



資料：環境省「自治体排出量カルテ」

※産業部門の排出量は、製造業のみ独自推計

■部門別温室効果ガス排出割合（令和元年度（2019 年度））



部門	令和元年度 排出量 (千t-CO ₂)	構成比 (%)
合計	796	100
産業部門	425	53
製造業	400	50
建設業・鉱業	4	0
農林水産業	21	3
業務その他部門	88	11
家庭部門	88	11
運輸部門	183	23
自動車	177	22
旅客	98	12
貨物	79	10
鉄道	6	1
船舶	0	0
廃棄物分野（一般廃棄物）	11	1

資料：環境省「自治体排出量カルテ」

※産業部門の排出量は、製造業のみ独自推計

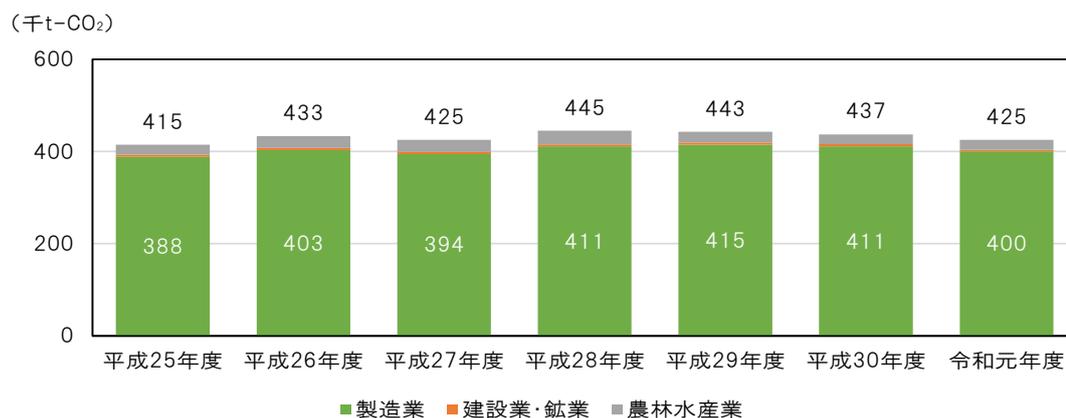
4. 部門別の温室効果ガスの排出状況

(1) 産業部門

a. 産業部門における温室効果ガス排出量の推移

令和元年度（2019年度）の産業部門の排出量のうち、製造業は94.1%、建設業・鉱業は0.9%、農林水産業は4.9%でした。毎年、製造業が90%以上を占めています。

■ 産業部門からの温室効果ガス排出量の推移



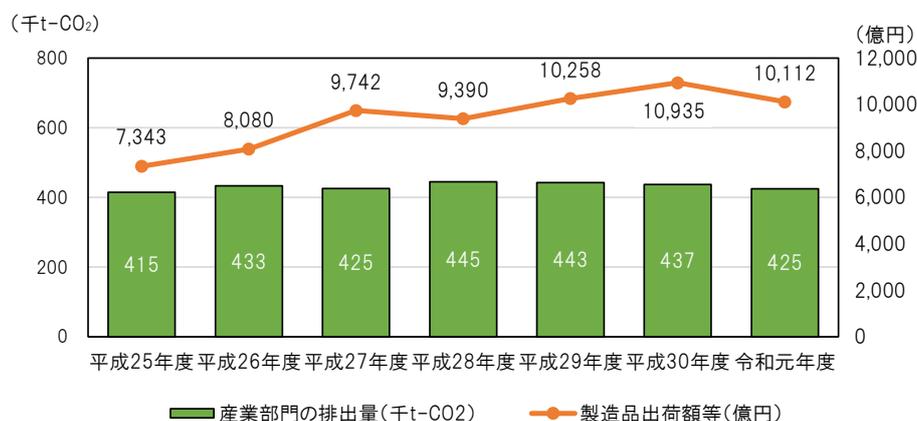
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
製造業	388	403	394	411	415	411	400
建設業・鉱業	5	5	5	4	4	4	4
農林水産業	22	26	26	30	24	21	21
産業部門合計	415	433	425	445	443	437	425

資料：環境省「自治体排出量カルテ」
※製造業のみ、独自推計

b. 製造品出荷額等の推移と産業部門からの排出量の推移

平成26年度（2014年度）以降は製造品出荷額等が増えても排出量は概ね横ばいで推移する傾向にあります。製造品出荷額あたりのエネルギー消費量が減ったことや、電力の消費量あたりの排出量（排出係数）が減少したこと等の要因によるものと考えられます。

■ 製造品出荷額等の推移と産業部門からの温室効果ガス排出量の推移

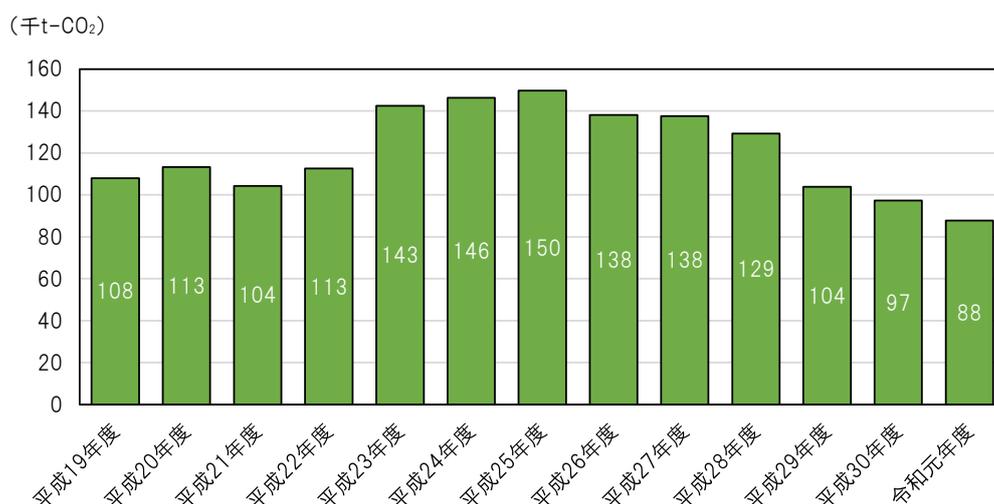


資料：環境省「自治体排出量カルテ」
※産業部門の排出量は、製造業のみ独自推計

(2) 業務その他部門

「業務その他部門」では、市内にある事務所・ビル、商業・サービス施設に加えて、市の事務事業（公共施設等）からの排出も含まれています。本市の「業務その他部門」からの排出量は減少傾向にあります。主に電力の消費量あたりの排出量（排出係数）が減少したことによるものと考えられます。

■業務その他部門からの温室効果ガス排出量の推移



資料：環境省「自治体排出量カルテ」

(3) 家庭部門

本市の「家庭部門」からの温室効果ガス排出量は増加傾向にありましたが、平成25年度（2013年度）、平成26年度（2014年度）の146千t-CO₂をピークに減少傾向にあり、令和元年度（2019年度）は88千 t-CO₂ まで減少しています。世帯数は増えたものの、省エネルギー機器の普及や電力の消費量あたりの排出量（排出係数）の減少等、様々な要因によるものと考えられます。

■家庭部門からの温室効果ガス排出量と世帯数の推移



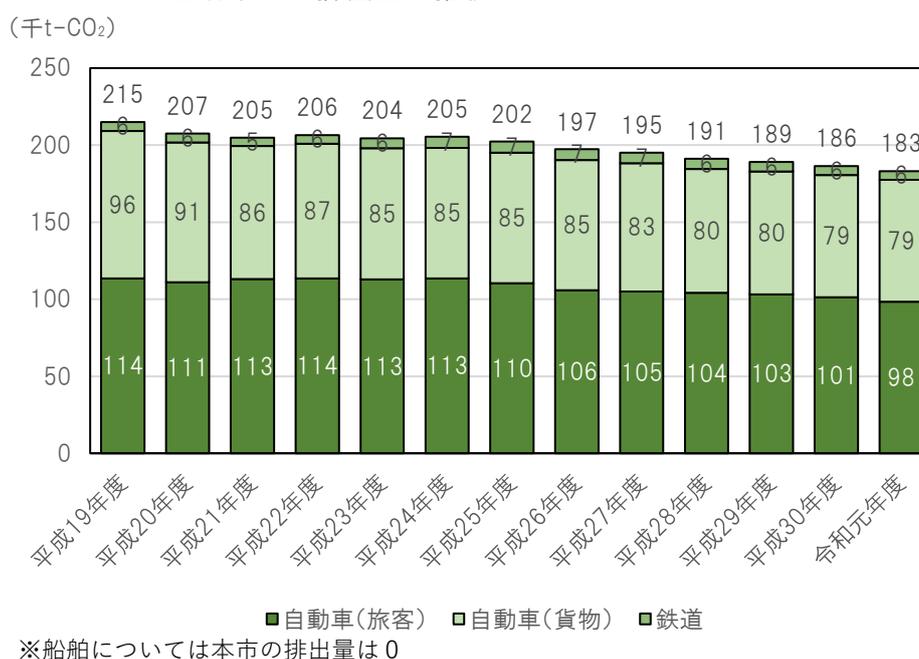
資料：環境省「自治体排出量カルテ」、甲賀市統計書令和2年版

(4) 運輸部門

本市の「運輸部門」からの温室効果ガス排出量は減少傾向にあり、自動車（旅客、貨物）が全体の95%以上を占めて推移しています。自動車の車種別保有台数は総数で年々増加傾向にあり、車種別でもそれぞれ概ね増加傾向にあります。自動車の1台あたりエネルギー消費量が減っていることから、全体の排出量は減少していると考えられます。

ただし、他部門の削減割合に比べて、運輸部門の削減は鈍く、全体に占める排出量の割合は増えています。

■運輸部門における温室効果ガス排出量の推移



資料:環境省「自治体排出量カルテ」

■車種別保有台数の推移

(単位:台)

		平成19年度	～	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
乗用車	普通	14,511	～	15,634	15,902	16,319	16,578	17,215
	小型	20,822		18,018	17,722	17,340	16,898	16,087
貨物車	普通	2,401		2,236	2,234	2,247	2,298	2,354
	小型	3,659		2,669	2,663	2,644	2,670	2,618
	被けん引車	75		86	91	107	109	118
バス	186	175		181	191	187	176	
特種(殊)自動車	1,071	943		932	948	996	1,001	
軽自動車	31,320	36,861		36,993	36,741	37,084	37,341	
小型二輪・小型特殊	4,669	5,178		3,843	3,587	3,644	3,591	
原動機付自転車	6,621	5,116		4,827	4,608	4,435	4,243	
総数	78,760	～		81,800	80,561	80,124	80,464	84,744

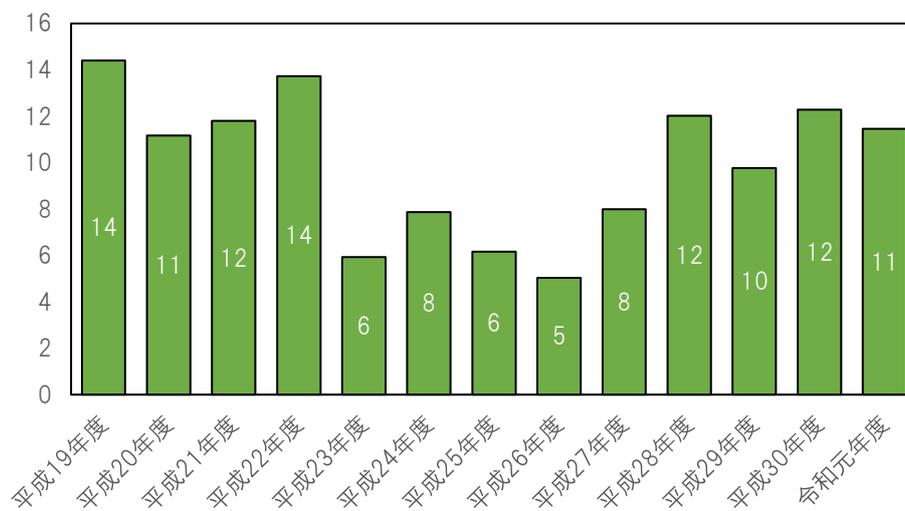
資料:甲賀市統計書平成20年版、令和2年版

(5) 廃棄物部門

本市の「廃棄物分野」からの温室効果ガス排出量は減少傾向にありましたが、平成26年度(2014年度)を底に再び増加傾向に転じています。4R(リデュース、リフューズ、リユース、リサイクル)の取り組みを一層推進する必要があります。

■廃棄物部門における温室効果ガス排出量の推移

(千t-CO₂)



資料:環境省「自治体排出量カルテ」

5. 再生可能エネルギーの導入状況

(1) 再生可能エネルギーによる発電量

本市において導入された再生可能エネルギーによる発電量（FIT 制度による）は増加傾向にあり、令和2年度（2020年度）時点では144,055kWとなっています。これらはすべて太陽光発電によるもので、内訳は10kW未満の発電設備が17,168kW、10kW以上の発電設備が126,887kWです。また、再生可能エネルギーによって市内の電気使用量（令和元年度（2019年度）実績）の18.6%を賄っている計算になります。

再生可能エネルギーの設備容量及び発電電力量は県内市町の中で最も高くなっています。

■甲賀市の再生可能エネルギーの導入容量累積の経年変化



資料：環境省「自治体排出量カルテ」

■滋賀県内市町の再生可能エネルギーの導入状況 令和2年度（2020年度）

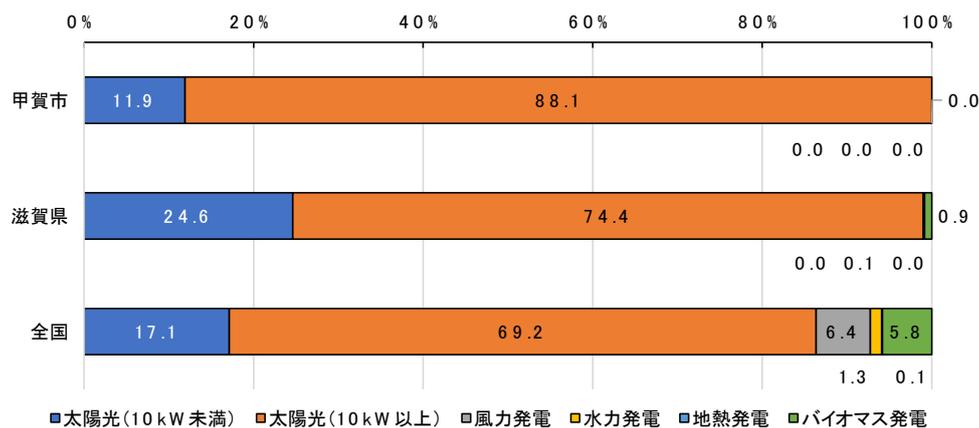
	太陽光(kW)			水力(kW)	バイオマス(kW)	再生エネ合計設備容量(kW)	発電電力量(MWh)	対消費電力FIT導入比
	10kW未満	10kW以上	小計					
大津市	41,926	55,621	97,547			97,547	123,889	7.2%
彦根市	17,826	48,989	66,815			66,815	86,195	9.0%
長浜市	14,992	38,231	53,223	36	25	53,284	68,927	7.9%
近江八幡市	14,469	27,837	42,306	35	495	42,836	57,840	11.5%
草津市	18,804	21,586	40,390		1,550	41,940	61,982	5.9%
守山市	15,610	10,854	26,464			26,464	33,090	6.8%
栗東市	12,436	16,074	28,510		620	29,130	40,532	6.7%
甲賀市	17,168	126,887	144,055			144,055	188,444	18.6%
野洲市	9,061	17,340	26,401			26,401	33,811	7.6%
湖南市	9,760	19,851	29,611			29,611	37,971	6.8%
高島市	4,716	61,729	66,445			66,445	87,313	31.4%
東近江市	21,230	93,560	114,790			114,790	149,236	17.4%
米原市	5,524	21,877	27,401	1,112	3,550	32,063	66,288	14.0%
日野町	3,575	38,636	42,211		1,176	43,387	63,638	20.7%
竜王町	2,217	17,161	19,378			19,378	25,360	4.9%
愛荘町	4,726	21,319	26,045			26,045	33,871	18.0%
豊郷町	1,338	4,560	5,898			5,898	7,638	18.2%
甲良町	866	7,247	8,113			8,113	10,625	18.9%
多賀町	1,505	8,789	10,294			10,294	13,431	7.5%

資料：環境省「自治体排出量カルテ」

(2) 再生可能エネルギーの導入状況

本市における再生可能エネルギーの導入の特徴として、すべてが太陽光発電であり、バイオマス発電等、太陽光発電以外の再生可能エネルギーは導入されていないということがあげられます。また滋賀県や全国と比べ、10kW以上の太陽光の割合が高く、令和2年度（2020年度）には88.1%になっています。

■甲賀市、滋賀県、全国の再生可能エネルギーの導入状況（令和2年度（2020年度））



資料：環境省「自治体排出量カルテ」

※上記のグラフは、FIT制度で認定された設備のうち買取を開始した設備の導入容量を記載しています。そのため、それ以外の再生可能エネルギー設備は、本資料の値に含まれません。それ以外の再生可能エネルギー設備は、具体的には以下の設備があります。

- 発電した電気を自家消費で活用する設備（余剰電力を売電しない設備）
- FIT制度開始以前に導入されFIT制度への移行認定をしていない設備
- FIT制度に認定されていても買取を開始していない設備

【FIT（固定価格買取制度）とは】

FIT（Feed-in Tariff）とは、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」のことです。

FITを活用することで、事業者や個人が再生可能エネルギーで発電した電力を、一定の期間、一定の価格で電力会社が買い取ってくれます。

コラム

再生可能エネルギーとは

「再生可能エネルギー」とは太陽光・風力・水力・バイオマス・地熱といった、自然由来で二酸化炭素（CO₂）を排出せずに活用できるエネルギーで、今後の脱炭素社会・カーボンニュートラルの実現に向けて、導入推進が不可欠とされています。

太陽光発電

日光がよく当たる建物の屋根などにソーラーパネルを置き、太陽光の力で発電します。



水力発電

水の流れ落ちる勢いによって水車を回す発電方法です。出力によって、「中水力発電」「小水力発電」等に分けられます。



風力発電

風が風車を回す力で発電します。海の上で行う海上風力発電もあります。



バイオマス発電

木くずなどの生物の資源（バイオマス）を使って発電します。



第4節 行政における温室効果ガスの排出状況（事務事業）

1. 事務事業編の対象範囲

（1）対象とする施設

本計画の「事務事業編」が対象とする範囲は、甲賀市役所の全事業拠点の事務及び事業とします。

■計画が対象とする施設

計画	策定年度	対象とする組織及び施設	対象施設数	対象とする施設について
第1期甲賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	平成19年度（2007年度）	甲賀市役所の事務及び事業活動	118地点	公立学校、指定管理施設 上下水道施設を対象外
第2期甲賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	平成24年度（2012年度）	甲賀市役所の事務及び事業活動	182地点	公立学校、指定管理施設 上下水道施設を対象
第3期甲賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	平成30年度（2018年度）	甲賀市役所の全事業拠点の事務及び事業	570地点	甲賀市 公共施設白書 （平成28年（2016）年 3月31日現在）
第4期甲賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） <本計画>	令和5年度（2023年度） 予定	甲賀市役所の全事業拠点の事務及び事業	535地点	甲賀市公共施設等総合管理計画 施設の最適化方針 （令和2年度末（2020年度末）現在）



本計画の「事務事業編」が対象とする施設は、次の通りです。

■対象施設一覧（令和2年度末（2020年度末）時点）

施設分類	対象数	具体的な施設
市民文化・社会教育系施設	62	コミュニティ関連施設、文化施設、図書館、博物館等
スポーツ・レクリエーション系施設	36	スポーツ施設、レクリエーション施設・観光施設、保養施設
産業系施設	16	展示学習施設、ワークプラザ、物産・販売施設、農機 具格納庫、農林業振興施設
学校教育系施設	33	小学校、中学校、給食センター、教員住宅、適応指導 教室
子育て支援施設	46	保育園、幼稚園、幼保一元化園、子育て支援センタ ー、児童館、放課後児童クラブ、子育て世代包括支援 センター
保健・福祉施設	16	高齢者福祉施設、障害児・者福祉施設、保健施設、福 祉活動センター、多世代交流センター、福祉センター
病院施設	9	病院施設、病院施設（医師住宅）
行政系施設	59	市庁舎、地域市民センター、消防倉庫・倉庫・詰所、 防災資材倉庫、防災コミュニティセンター、保管庫
公営住宅	41	公営住宅、団地集会所
公園	26	公園・広場
供給処理施設	5	不燃物処理場
その他	55	観光施設公衆トイレ、公共交通施設、斎場、駐車場、 駐輪場、その他
上水道施設	95	上水道
下水道施設	28	公共下水道ポンプ場、公共下水道終末処理場、農業集 落排水処理施設
鉄道施設	6	駅舎、市民交流駅
地域情報基盤施設	2	通信設備局舎
合計	535	

資料：甲賀市「甲賀市公共施設等総合管理計画 施設の最適化方針」

(2) 対象とする温室効果ガス

本計画の「事務事業編」は、地球温暖化対策推進法が対象とする7種類のうち6種類の温室効果ガスを対象とします。(三フッ化窒素を排出する事務、事業は該当なし)

■計画が対象とする温室効果ガス

No.	ガスの種類	第4期計画	第3期計画	第2期計画	第1期計画
1	二酸化炭素 (CO ₂)	○	○	○	○
2	メタン (CH ₄)	○	○	△ (下水処理分)	○
3	一酸化二窒素 (N ₂ O)	○	○	△ (下水処理分)	○
4	ハイドロフルオロカーボン (HFC) のうち政令で定めるもの	○	○	×	×
5	パーフルオロカーボン (PFC) のうち政令で定めるもの	○	○	×	×
6	六フッ化硫黄 (SF ₆)	○	○	×	×
7	三フッ化窒素 (NF ₃)	×	×	×	×

2. 温室効果ガスの排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は、活動量（燃料や電気の使用量、自動車の走行距離等）ごとに温室効果ガス別の排出係数を乗じることにより算出します。

その後、温室効果ガス別の排出量に地球温暖化係数を乗じることにより、温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算）を算出します。

■活動の区分に応じた活動量の把握

活動の区分に応じて定められたその活動の量を「スマートオフィス実績表」に入力して把握する。



■活動の区分に応じた温室効果ガス排出量の算定

$$\textcircled{1} \text{ (活動の区分に応じた排出量)} = \Sigma \{(\text{活動量}) \times (\text{排出係数})\}$$

$$\textcircled{2} \text{ (活動の区分に応じた排出量)} = \Sigma \{(\text{活動量}) \times (\text{単位発熱量}) \times (\text{炭素排出係数}) \times 44/12\}$$

注) 燃料の使用に係る二酸化炭素等の排出量算定の場合、発熱量ベースの炭素排出係数を用いることとし、式②により算定する。



■温室効果ガスの種類に応じた温室効果ガス排出量の算定

$$\text{(温室効果ガスの種類に応じた排出量)} = \Sigma \{(\text{活動の区分に応じた排出量})\}$$



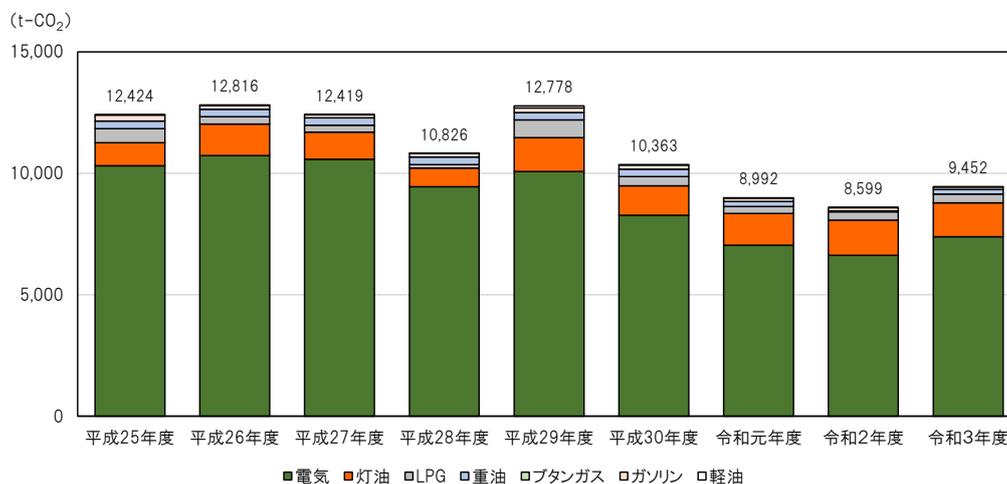
■温室効果ガス総排出量の算定

$$\text{(温室効果ガス総排出量)} = \Sigma \{(\text{温室効果ガスの種類に応じた排出量}) \times (\text{地球温暖化係数})\}$$

3. エネルギー起源の二酸化炭素排出量の推移

本市におけるエネルギー起源の二酸化炭素排出量は、平成29年度（2017年度）をピークに概ね減少傾向で推移し、令和3（2021）年度は9,452t-CO₂となっています。

■本市のエネルギー起源の二酸化炭素排出量の推移



No.	エネルギー起源 CO ₂ 排出量	平成25年度 [ton-CO ₂]	平成26年度 [ton-CO ₂]	平成27年度 [ton-CO ₂]	平成28年度 [ton-CO ₂]	平成29年度 [ton-CO ₂]	平成30年度 [ton-CO ₂]	令和元年度 [ton-CO ₂]	令和2年度 [ton-CO ₂]	令和3年度 [ton-CO ₂]	変化率 (令和3/平成25)
1	電気	10,314	10,729	10,577	9,455	10,075	8,279	7,038	6,622	7,396	(71.7)
2	灯油	949	1,308	1,124	769	1,401	1,215	1,314	1,450	1,388	(146.2)
4	L P G	581	302	289	141	726	373	287	344	363	(62.4)
6	重油	316	305	298	308	308	310	205	41	189	(59.8)
7	ブタンガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(-)
8	ガソリン	246	161	129	150	184	169	137	126	109	(44.6)
9	軽油	18	11	3	3	83	16	12	16	8	(42.5)
	合計	12,424	12,816	12,419	10,826	12,778	10,363	8,992	8,599	9,452	(76.1)

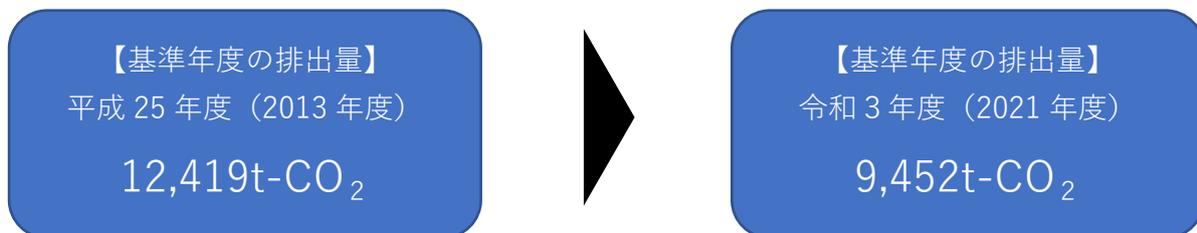
資料：環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」

4. 基準年と現在の温室効果ガス排出量の比較

第3期甲賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）では、市役所等から出るエネルギー起源の二酸化炭素排出量を、基準年度である平成25年度（2013年度）から令和3年度（2021年度）までに18.8%削減するという目標を掲げていました。

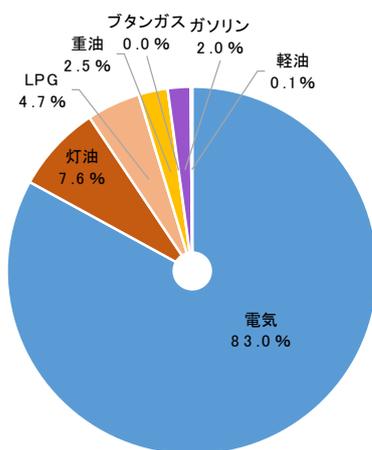
令和3年度（2021年度）のエネルギー起源の二酸化炭素排出量をみると9,452t-CO₂と、平成25年度（2013年度）で23.9%減少しており、目標を上回って削減しています。

エネルギー起源の二酸化炭素排出量の内訳について、令和3年度（2021年度）の数値をみると、電気による排出量が大半を占めています。また、基準年である平成25年度（2013年度）よりも全体の排出量は減少している一方で、灯油による排出量が増加しています。

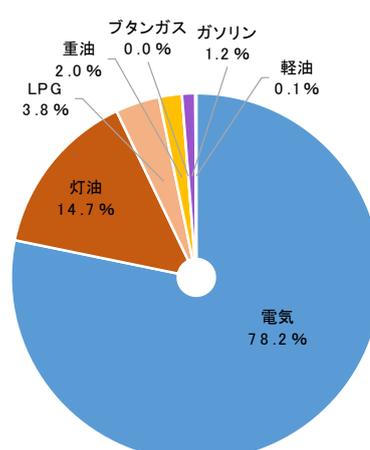


■本市のエネルギー起源の二酸化炭素排出量の内訳

【平成25年度（2013年度）】



【令和3年度（2021年度）】



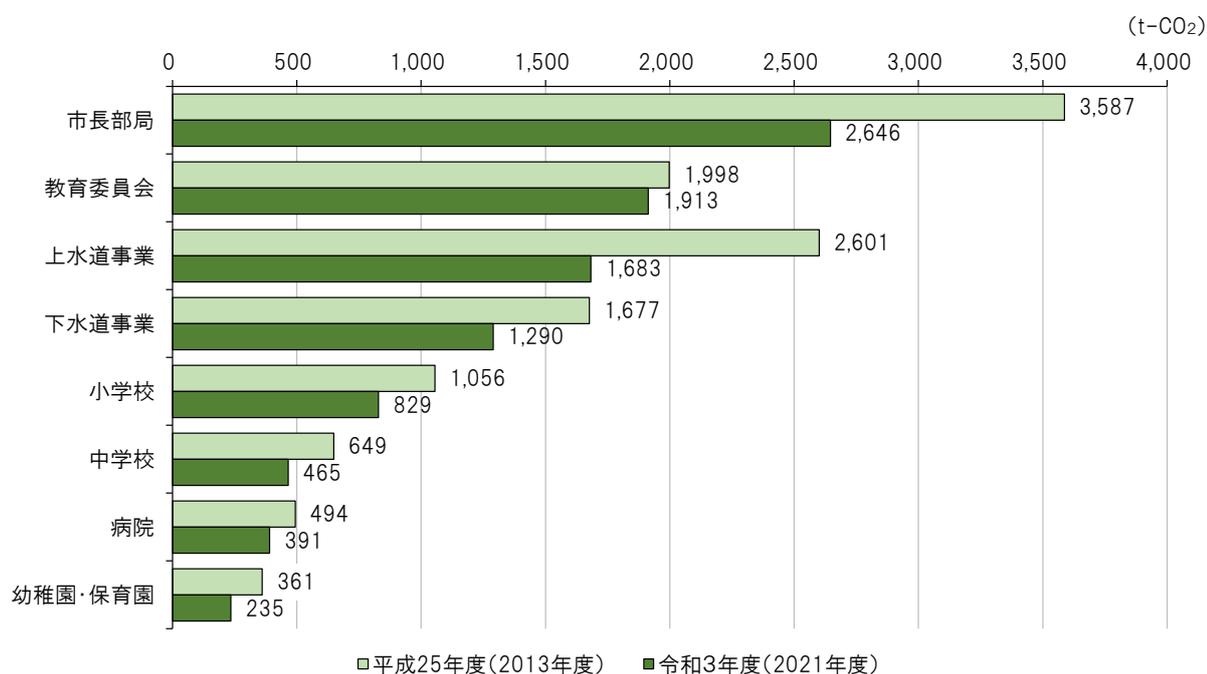
資料：環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」

5. 部課局別の温室効果ガス排出量

本市の令和3年度(2021年度)の温室効果ガス排出量について、部課局別の内訳をみると、市長部局が2,646t-CO₂と最も多く、次いで教育委員会が1,913t-CO₂、上水道事業が1,683t-CO₂となっています。

基準年となる平成25年度(2013年度)と比較すると、すべての部課局において温室効果ガス排出量が減少しています。温室効果ガス排出量が大きく削減している部課局もある一方で、教育委員会では他の部課局よりも削減量が少なくなっています。

■部課局別の温室効果ガス排出量の推移



第5節 課題

本市はこれまで、豊かな自然・歴史・文化資源に囲まれた原風景を保全し、住民、事業者、行政が一体となり、自らの環境は自らが守り、より良い環境を創造し次代に引き継ぐという意識のもと、地球温暖化への対策も含めた環境に関わる取り組みを進めてきました。

一方で、社会情勢や環境の現況、市民の意識等を踏まえると以下のような課題を挙げることができます。

社会情勢の変化に基づく新たな課題
<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化の現状と将来予測、それがもたらす大規模な気候変動と環境の変化の見通しに基づき、温室効果ガスの削減や温暖化防止が国際的に重要な環境問題として認識され、国単位で対策を義務付ける動きが急速に広がっています。 ●国内においても温暖化対策に関する法整備や自治体における取り組みの要請が進んでおり、このような状況に対応した計画づくりや方針の設定が求められています。 ●国連において世界共通の目標として採択されたSDGs（持続可能な開発のための目標）についても、国及び地方自治体における取り組みが要請されています。
本市のこれまでの取り組みに基づく課題
<ul style="list-style-type: none"> ●市民の意識においては、これまでの市の環境保全、温暖化対策への一定の理解が広がっており、省エネルギー・再生可能エネルギー・脱炭素への関心も高まっている一方で、市の施策への認知は高いとはいえ、積極的な情報発信と市民参加の取り組みが課題となります。 ●少子高齢化の進展等、様々な要因を背景に地域活動の低迷が懸念されており、地球温暖化対策に関わる活動を持続的に進めていくための担い手育成や体制構築が必要です。
計画の策定において求められる点
<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策としての脱炭素化やこれまで十分に活用されてこなかった資源を見据えた再生可能エネルギーの推進について、市として積極的に、より具体的な取り組みの指針を示していく必要があります。 ●特に産業部門における温室効果ガス排出量の割合が高くなっており、事業所との連携を含め、様々な主体を巻き込みながら地域全体でゼロカーボンを推進していくことが重要です。 ●行政の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量が減少しています。割合が増加している灯油による二酸化炭素の排出の増加への対応等、ゼロカーボンを目指して取り組みをさらに充実する必要があります。 ●地球温暖化対策や脱炭素の推進と、経済発展を両立させて推進する動きは国際的にも国内においても広がっており、本市においても環境・経済・社会の好循環を創出できるような取り組みが課題となります。

第1章
計画の基本的な考え

第2章
甲賀市の現状・課題

第3章
市全体の温暖化対策の推進

第4章
行政の温暖化対策の推進

第5章
再生可能エネルギーの導入目標

第6章
計画の推進体制・進捗管理

第3章 市全体の温暖化対策の推進（区域施策編）

第1節 現状維持（BAU）ケースの推計

1. 推計の考え方

温室効果ガス削減目標を達成するためには、具体的に削減すべき数値を明らかにする必要があります。そこでまず、既に算出した温室効果ガス排出量の推計値が、将来にわたってどのように変化していくかを予測する必要があります。ここではまず、BAU(business as usual)と呼ばれる省エネルギーや創エネルギー等の対策を取らなかった場合の推計を行います。

将来的に本市の産業構造や自動車の利用状況等が大きく変化することは、現段階では考えにくく、また変化の方向を確実に予測することも困難です。そのため、直近の令和元年（2019年）の部門別排出量を基礎として、この数値が各部門別に設定した活動量に比例して推移すると仮定します。これは国の排出量カルテと同じ考え方に基づくものです。各部門の活動量については国の排出量カルテを参照し、以下のそれぞれの指標を用います。また、将来推計の方法については、直近の変化に基づく予測や、既存の人口推計を用いることとします。

■活動量の推計に用いる指標

部門		活動量指標	将来推計の方法
産業部門	製造業	製造品出荷額等（万円）	平成2年（1990年）～令和元年（2019年）の変化量に基づく将来推計
	鉱業・建設業	従業者数（人）	平成2年（1990年）～令和元年（2019年）の変化量に基づく将来推計
	農林水産業	従業者数（人）	平成2年（1990年）～令和元年（2019年）の変化量に基づく将来推計
業務その他部門		従業者数（人）	平成19年（2007年）～令和元年（2019年）の変化量に基づく将来推計
家庭部門		世帯数（世帯）	第2次甲賀市総合計画の推計を採用
運輸部門	自動車（旅客）	自動車保有台数（台）	平成2年（1990年）～令和元年（2019年）の変化量に基づく将来推計
	自動車（貨物）	自動車保有台数（台）	平成2年（1990年）～令和元年（2019年）の変化量に基づく将来推計
	鉄道	人口（人）	第2次甲賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略～人口ビジョン（案）～の推計を採用
廃棄物分野		廃棄物分野（一般廃棄物）CO ₂ 排出量	平成2年（1990年）～令和元年（2019年）の変化量に基づく将来推計

■BAU 排出量の推計方法

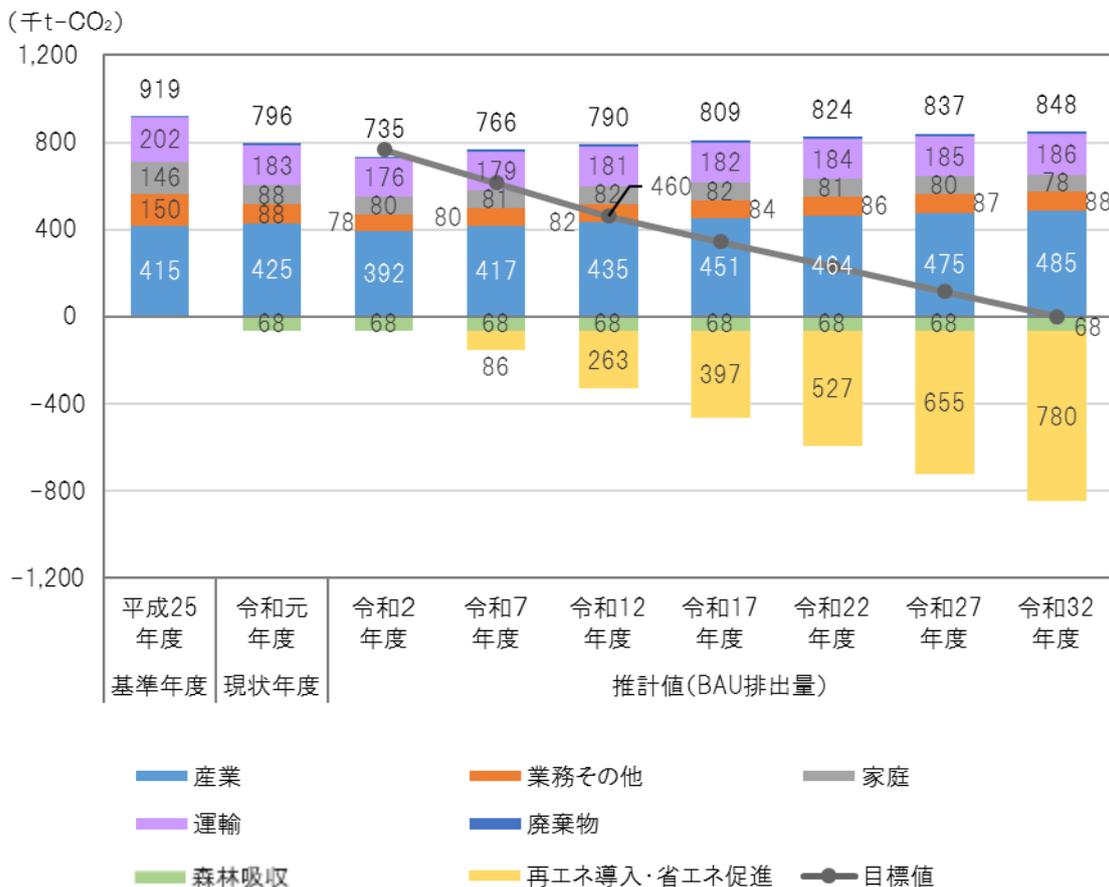
$$\text{BAU排出量} = \text{現状年度の温室効果ガス排出量} \times \frac{\text{活動変化率}}{\frac{\text{目標年度想定活動量}}{\text{現状年度活動量}}}$$

2. BAU 排出量の推計

推計された本市の活動量に対する温室効果ガスの BAU 排出量は下のグラフの通りです。令和元年度（2019 年度）の排出量に対し、令和 32 年度（2050 年度）の排出量は 6.5%の増加という想定となり、対策がない場合の温室効果ガス排出量が増加する可能性が示されています。

国においては、令和 12 年度（2030 年度）の温室効果ガスの排出量を平成 25 年度比（2013 年度比）で 46%削減することが目標として定められていますが、本市の BAU 排出量の推計では 14.1%減にとどまっております。令和 32 年度（2050 年度）のカーボンニュートラルの達成に向けても、追加的な対策が求められます。

■BAU 排出量のグラフ



第1章 計画の基本的な考え

第2章 甲賀市の現状・課題

第3章 市全体の温暖化対策の推進

第4章 行政の温暖化対策の推進

第5章 再生可能エネルギーの導入目標

第6章 計画の推進体制・進行管理

第2節 温室効果ガスの削減目標

1. 目標の考え方

令和 32 年（2050 年）までにカーボンニュートラルの実現を目指して取り組む脱炭素の推進と再生可能エネルギーの導入に関する施策について示します。

国の「地球温暖化対策計画」では、令和 12 年度（2030 年度）に平成 25 年度比（2013 年度比）で、温室効果ガス排出量を 46%削減するとしています。また、滋賀県の「滋賀県 CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」では、令和 12 年度（2030 年度）に平成 25 年度比（2013 年度比）で、温室効果ガス排出量を 50%削減するとし、長期的な目標として令和 32 年（2050 年）の温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指すことを表明しています。

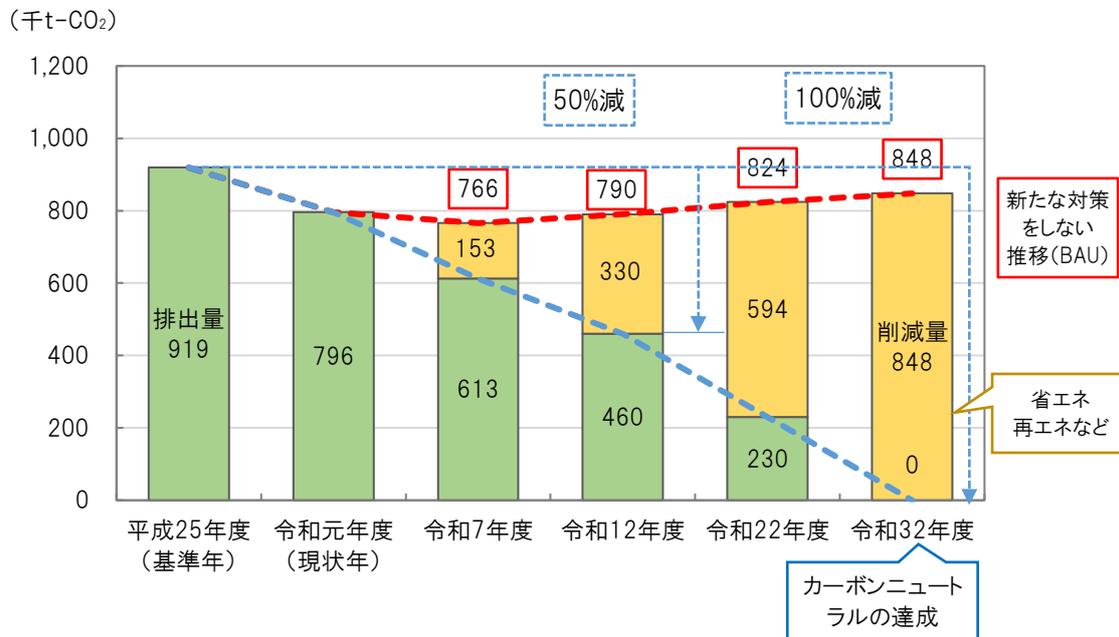
本市においても、「甲賀市環境未来都市宣言」に基づき、令和 32 年（2050 年）までにゼロカーボンシティを実現するといった長期的な温室効果ガス排出量の大幅削減に向けて、脱炭素の取り組みを着実に推進する必要があります。

本計画では、令和 32 年（2050 年）までにカーボンニュートラルを実現することを見据え、令和 12 年度（2030 年度）までに温室効果ガス排出量を平成 25 年度比（2013 年度比）で 50%削減することを目指します。

温室効果ガス削減目標

- ①令和 12 年度（2030 年度）の温室効果ガス排出量を平成 25 年度比（2013 年度比）で 50%削減し、460 千 t とする（330 千 t 削減）
- ②令和 32 年度（2050 年度）の温室効果ガス排出量を実質ゼロ（848 千 t 削減）とし、カーボンニュートラルを達成する

下記のグラフでみると、各年度のBAUである棒グラフと折れ線グラフの差分が削減目標になります。令和12年度（2030年度）には790千t-CO₂ - 460千t-CO₂ = 330千t-CO₂、令和32年度（2050年度）には848千t-CO₂ - 0 = 848千t-CO₂がBAUからの削減目標となります。



令和12年度（2030年度）時点での削減目標330千t-CO₂を発電量に換算（令和元年度（2019年度）の関西電力のCO₂基礎排出係数0.362kg-CO₂/kWhで換算）すると約911,602.2MWhに相当します。

令和32年（2050年）の温室効果ガス排出量実質ゼロに向け、BAUとの差分については、省エネルギー行動の促進に加え、再生可能エネルギーの導入に、電気自動車（EV）の普及等の対策を推進することによって埋めていく必要があります。また、間伐や植林等によって施業された森林等による二酸化炭素吸収分も、実質的な排出量削減に寄与します。

2. 温室効果ガス削減に向けて（目標の部門別内訳と取り組み）

令和12年（2030年）の温室効果ガス削減目標を達成するために、どのような方策を用いて削減を推進していくかについて、取り組みと温室効果ガス削減量を示します。

【令和12年（2030年）時点の甲賀市の姿】

部門	指標	再エネ	省エネ	目標	削減量	見込み 排出量 (BAU排出量と 削減量の差)	該当 戦略
					千t-CO ₂	千t-CO ₂	
産業	工場・倉庫における太陽光発電の導入			ポテンシャルの 50%	9.5	267.0	戦略 1-1
	エネルギー消費量を3割削減する工場（製造業）の増加			事業所（産業 部門）の80%	102.0		戦略 1-3
	地域産の木材を活用した住宅建築の促進			新設住宅の10%	0.0		戦略 3-1
	麦・豆畑等におけるソーラーシェアリングの導入			ポテンシャルの 40%	56.5		戦略 1-1
業務 その他	公共施設（15箇所）における太陽光発電の導入			15箇所	2.3	50.2	戦略 1-1
	上記15箇所以外の公共施設における太陽光発電の導入			ポテンシャルの 50%	6.8		戦略 1-1
	ZEBの導入			事業所の40%	1.5		戦略 1-3
	エネルギー消費量を3割削減する事業所の増加			事業所（業務その 他部門）の80%	21.1		戦略 1-3
家庭	戸建住宅における太陽光発電			ポテンシャルの 30%	14.0	37.6	戦略 1-1
	共同住宅・長屋における太陽光発電の導入			ポテンシャルの 30%	2.1		戦略 1-1
	家庭における省エネルギー行動の推進で7,575tを見込む			—	7.6		戦略 1-3
	ZEHの導入（一戸建て）			一戸建ての15%	13.9		戦略 1-3
	ZEHの導入（共同住宅・長屋）			共同住宅・長屋 の15%	2.0		戦略 1-3
	断熱リフォーム（一戸建て）			一戸建ての15%	0.6		戦略 1-3
	断熱リフォーム（共同住宅・長屋）			共同住宅・長屋 の15%	0.1		戦略 1-3
	ヒートポンプ式給湯器の利用促進			世帯の70%	3.1		戦略 1-3
	地産地消や旬の食材の利用促進			世帯の60%	1.0		戦略 2-2
	日時指定や置き配、宅配ボックス等の利用促進			世帯の60%	0.2		戦略 1-3

部門	指標	再エネ	省エネ	目標	削減量	見込み 排出量 (BAU排出量と 削減量の差)	該当 戦略
					千t-CO ₂	千t-CO ₂	
運輸	EV車の普及促進(導入)			4,000台	1.4	166.0	戦略 1-1
	通勤・通学時における公共交通機関や自転車等の利用促進			世帯の30%	2.7		戦略 4-2
	エコドライブ			非EV自動車の 80%	9.0		戦略 4-2
	カーシェアリング			非EV自動車の 15%	2.4		戦略 4-2
廃棄物	「生ごみ堆肥化循環システム」に参加する世帯の増加			世帯の35%	0.1	7.8	戦略 4-1
	フードロスゼロの推進			世帯の60%	1.2		戦略 4-1
	マイボトルの利用促進			世帯の80%	0.1		戦略 4-1
	フリーマーケットの利用促進			世帯の60%	0.9		戦略 4-1
その他	薪ストーブや木質ペレットストーブの導入(間伐材・林地残材を活用した燃料チップの供給)			100台	0.1	-68.4	戦略 3-1
	馬、乳牛、肉牛の排泄物、下水汚泥を活用したメタン発酵の実施			ポテンシャルの 30%	0.3		戦略 1-1
	小水力発電の導入			3箇所	0.3		戦略 1-1
	森林吸収			現在の吸収量を 維持	67.6		戦略 3-1
合 計 (小数点以下四捨五入)					330	460	

令和 12 年 (2030 年) の BAU 排出量は 790 千 t-CO₂

上記取り組みによる令和 12 年 (2030 年) 時点での CO₂削減量は 330 千 t-CO₂

基準年である平成 25 年 (2013 年) の温室効果ガス排出量 919 千 t-CO₂から 50.0%削減となり、達成が見込めます。

4. 森林による二酸化炭素吸収の考え方

本市は森林が約7割を占める自然環境に恵まれた地域です。森林は光合成により二酸化炭素を吸収します。適切な森林管理を行っている森林が温室効果ガスの吸収源として認められますが、すべての森林が温室効果ガス吸収源となる訳ではないことに留意する必要があります。例えば、間伐を行うなど、適切な整備がなされた森林等が二酸化炭素の吸収算定として認められる条件となります。

本計画では、統計を参考に森林資源から炭素蓄積量を推計し、二酸化炭素の吸収量を算出しています。

森林吸収量 (滋賀県森林・林業統計要覧より推計 ※別紙参照)

本市の森林資源には、67.6 千 t-CO₂ の二酸化炭素吸収が見込まれる。

参考：滋賀県における森林吸収量の実績値 平成30年(2018年) 440 千 t-CO₂

甲賀市の森林吸収量の推計値は県の実績値の15.4%となる。甲賀市の森林面積は県の15~16%で推移していることから、上記推計値は妥当な範囲にあると考えられる。

コラム

どんな森林が二酸化炭素を吸収するのか？

森林は光合成によって二酸化炭素を吸収します。しかし、森林を手入れしなければ、地球温暖化防止に貢献する森林にはなりません。どうしてでしょうか？

それは、木々も呼吸や枯れた木の分解によって二酸化炭素を排出しているからです。人が手入れをしていない木々は二酸化炭素を吸収しますが、一定の二酸化炭素を出し続けるため、長期的に見ると、二酸化炭素を増やしも減らしもしないのです。

木を植えて、成長を妨げる雑草を取り除いたり、間伐を行ったりすることで、木々の成長が促進され、二酸化炭素をたくさん吸収するようになります。

現在、たくさんの木が伐採適齢期を迎えていますが、外国産の木材の流入により、国産の材木を買う人が少なく、山に残されたままとなっています。その結果、新しい木を植えることができなかつたり、せっかくの木が手入れされないまま放っておかれてしまったりして、木々が二酸化炭素をたくさん吸収できなくなっています。

地球温暖化を防ぐためには、森林の手入れに加え、国産の木材を積極的に使うことで、「植林」「育成」「伐採」「利用」のサイクルを循環させ、豊かで健康な森林をつくる必要があるのです。



5. 促進区域の設定

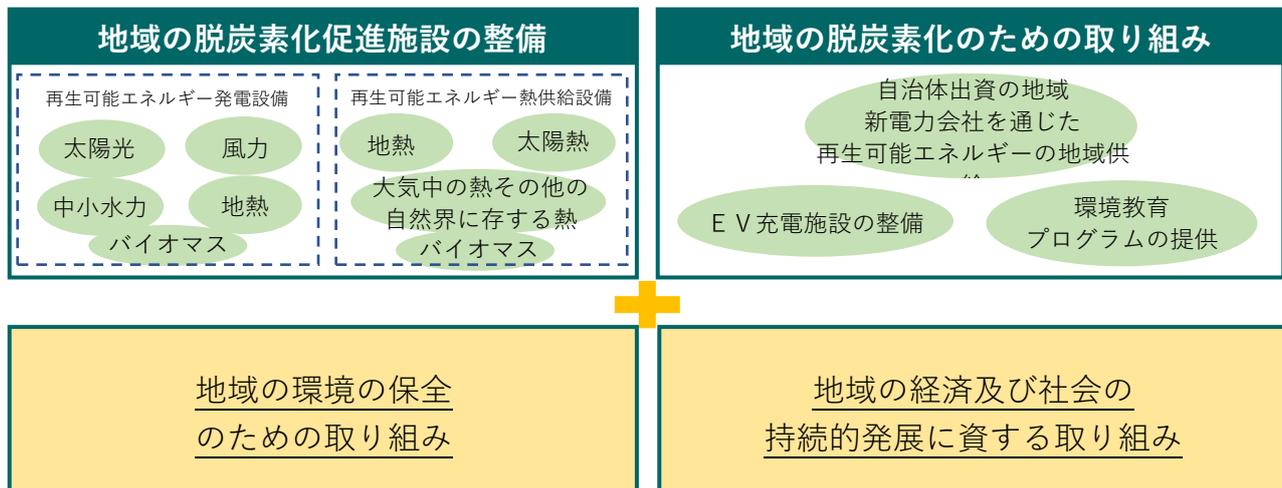
令和4年（2022年）4月に施行された「改正温対法」では、地方公共団体実行計画制度を拡充し、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業制度が導入されました。

この制度において市町村は、国や都道府県が定める環境保全に係る基準に基づき促進区域等を設定し、地域と共生する再生可能エネルギー事業の導入を促進します。

促進区域の設定は、再生可能エネルギーの導入拡大に向け、環境に配慮し、地域における円滑な合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組みとされています。

国の環境保全に係る基準の設定に加え、「都道府県基準」を踏まえ促進区域を設定し、「地域脱炭素化促進施設の整備」、「地域の脱炭素化のための取り組み」、「地域の環境の保全のための取り組み」、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取り組み」を検討しました。

■地域脱炭素化促進事業の構成（「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック」P9）



コラム

促進区域とは？

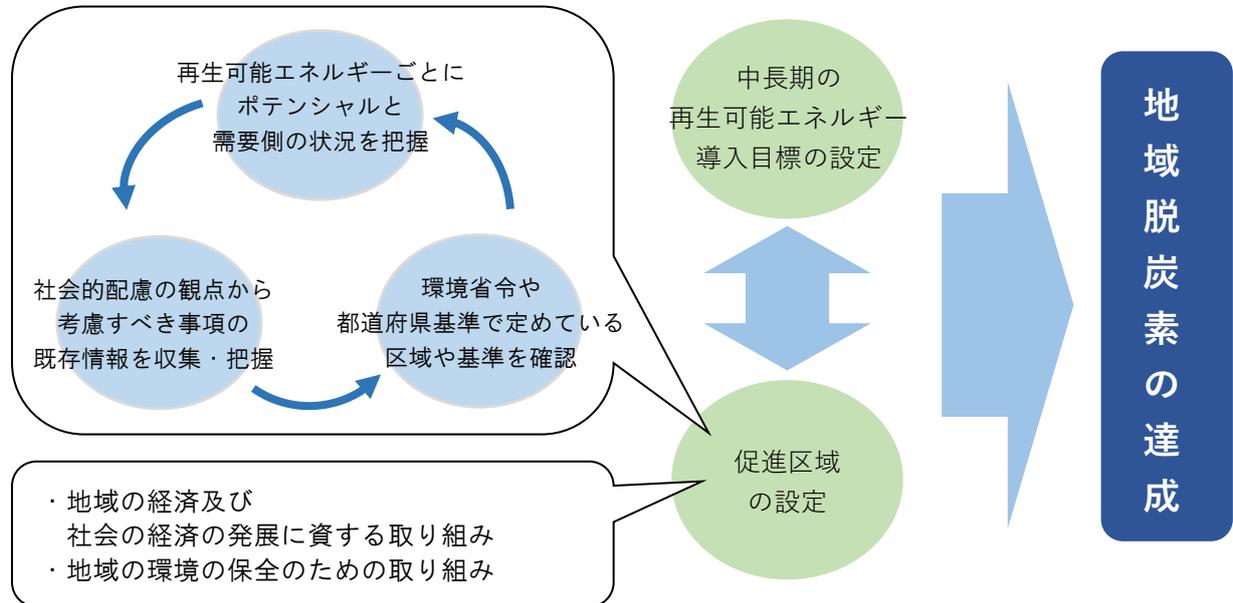
促進区域とは、各自治体が再生可能エネルギー設備の設置に適している場所として選定した土地のことです。

令和3年（2021年）に地球温暖化対策法が改正されたことにより、各自治体は地球温暖化対策実行計画の中で、再生可能エネルギー促進区域（促進区域）を定めるよう努めることが求められています。

促進区域となることで、その地域で再生可能エネルギー設備を設置するまでの手続きにおいて特例を受けることができるようになります。

(1) 促進区域設定のプロセス

促進区域設定の考え方については、環境省が促進区域について示している「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（以下、「ハンドブック」という。）」のP29にある図をもとに、本市の地域特性を加味して検討を進めました。



(2) 促進区域として候補となる地域・類型

ハンドブックでは、促進区域の主な抽出方法として、4種類を想定しています。抽出したエリア・類型をあてはめると以下のように整理されます。

■促進区域の類型と本市における候補地（案）

類型	具体的な内容	市におけるエリア・類型
1)広域的ゾーニング型	環境情報等の重ね合わせを行い、関係者・関係機関による配慮・調整の下で、広域的な観点から、促進区域を抽出	・旧5町エリア ⇒太陽光発電事業（ソーラーシェアリングを含む）の導入
2)地区・街区指定型	スマートコミュニティの形成やPPA（電力販売契約）普及啓発を行う地区・街区のように、再生可能エネルギー利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定	・市役所及び周辺を含む市街地部 ・各工業団地（11地点） ・小水力発電の可能性が高い地点 ⇒小水力発電の導入（現地調査結果含め検討）
3)公有地・公共施設活用型	公有地・公共施設等の利用募集・マッチングを進めるべく、活用を図りたい公有地・公共施設を促進区域として設定	公共施設 ⇒民間資金を活用したオンサイト PPA を含む太陽光発電事業 ※形態規制の特例許可が受けられるため、太陽光のパネルをかけると建蔽率が増加することから、ソーラーカーポートを実現できる可能性がある。 ・下水道施設へのメタン発酵施設の導入等のバイオガスの利活用事業（汚泥乾燥施設及び場内電力利用のための発電施設等の整備、維持・管理等）
4)事業提案型	事業者、住民等による提案を受けるとともに、個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定	・個別提案プロジェクト予定地 バイオマス（馬、牛等の排せつ物、下水汚泥）を利用した事業を展開する際の候補地が想定される。

促進区域を設定する際には、国が定める環境保全に係る基準、県が定める基準との整合を図るとともに、地域との合意形成を重視し、土地所有者はもとより、周辺住民や事業者等と連携して進めるものとします。

第3節 甲賀市が目指す脱炭素のまちの姿



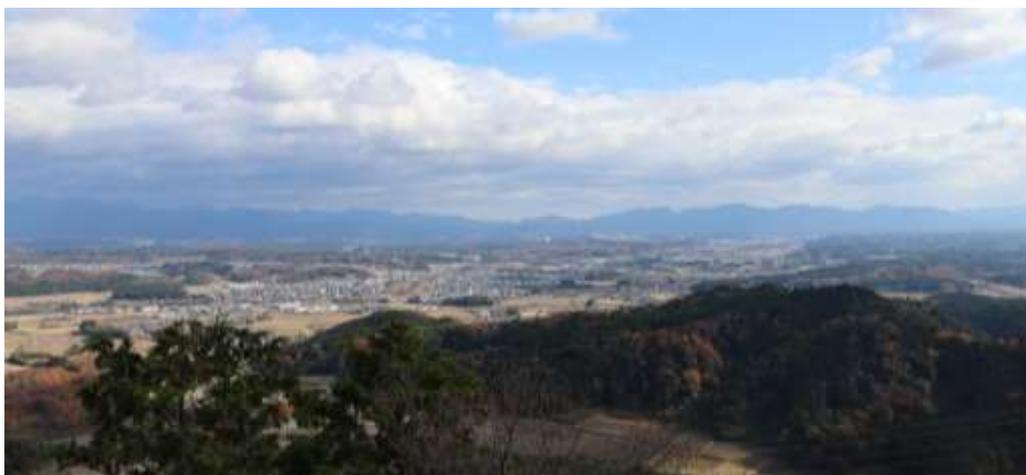
豊かな自然とうるおいある暮らしを
未来の子どもたちにつなぐ

環境未来都市 甲賀



▷本市は、豊かな自然環境とともに、神社仏閣や鎮守の森を中心とした集落や、東海道に沿って置かれた水口宿と土山宿のような宿街道沿いの歴史的なまちなみ等、そこに暮らす人々の長い歴史の営みによって、うるおいと安らぎのある景観が受け継がれています。「生ごみたい肥化循環事業」のように、市民一人ひとりが身近にできる取り組みから実践することで、市民が主体となり、豊かな自然を守り、住み心地を高め、うるおいある暮らしを次世代につないでいくことが求められます。

▷本市は、鈴鹿山脈や信楽高原等の美しい山々のもと、野洲川、杣川、大戸川、希少な動植物がいきづく里山、緑豊かな田園が広がる自然環境を有しています。これらを適切に維持・管理していくことが求められるとともに、間伐等の適切な整備が行われた森林は二酸化炭素の吸収源となり、地球温暖化対策においても重要な役割を担います。また、さらなる利活用を通じてエネルギーや資源を地域で循環させることができる可能性を持つ「地域の財産」を再発見・発掘していく必要があり、脈々と受け継がれてきた本市ならではの財産や知恵を活用することで、持続可能な環境未来都市を実現することにつながります。



▷本市には、国道1号が東西に横断し、国道307号が南北に縦断しているほか、平成20年（2008年）に開通した新名神高速道路の3つのインターチェンジが設置されており、近畿圏と中部圏を結ぶ広域交通の要衝であり、ヒト・モノ・情報の交流拠点となっています。こうした産業拠点が地域経済発展の礎となっており、市内には11の工業団地が整備され、自動車関連、電子機器、化学産業等を中心に多様なものづくり企業が集積立地する内陸工業地として発展しています。滋賀県内市町では最大の製造品等出荷額を誇っており、本市は工業集積地として県のトップランナーを担っています。

また、本市の地場産業として、「甲賀流忍者」に大きな影響を与えた薬業、日本六古窯に数えられる信楽焼で有名な窯業が盛んです。さらに本市では、県で生産されるお茶の9割を占める「土山茶」「朝宮茶」で知られる茶と米を中心に幅広い農作物が生産されています。このように活気あふれる地域の経済活動・産業と両立し、さらに発展させる取り組みとして、地球温暖化対策や脱炭素を考える必要があります。



▷本市は、甲賀流忍者発祥の地として世界に名を知られる忍びの里です。平成 29 年（2017 年）には「忍びの里 伊賀・甲賀ーリアル忍者を求めてー」と題したストーリーが日本遺産に認定されました。戦国時代に活躍した忍者の実像は、互いに連携し、自分たちの地域の平和を守った「甲賀衆」と呼ばれた土豪・地侍たちだったと考えられています。彼らは突出した大名を主として仰ぐのではなく、互いに有機的なつながりを持ち、地域を守ったといわれており、「同名中」や「郡中惣」と呼ばれる自治組織が発達しました。現在、気候危機に直面し、地域の暮らしが脅かされつつあります。一人ひとりが気候危機を自分事として捉え、「現代の甲賀衆」として地域社会に好循環をもたらし、甲賀を未来の子どもたちへしっかりとつないでいかなければなりません。



森林の整備と木材のバイオマス利用、農業用水路を活用した小水力発電等、地域の環境を活用した再生可能エネルギーの導入が進んでいます。

ZEB

ソーラーシェアリング

小水力発電

公共施設には発電した電気を緊急時に備えて貯めておく蓄電池が設置され、災害に強いまちづくりが進んでいます。

ZEH・EV車

生ごみたい肥化循環システム

バイオマス発電

市民が利用する自動車の多くがEVや水素自動車となり、EV充電スタンド等の設置も広がってきています。空を飛ぶ自動車の姿もみることができるようになっています。

ビルのZEB化、住宅のZEH化が進み、エネルギー消費の少ない建築が当たり前になっています。

第1章
計画の基本的な考え

第2章
甲賀市の現状・課題

第3章
市全体の温暖化対策の推進

第4章
行政の温暖化対策の推進

第5章
再生可能エネルギーの導入目標

第6章
計画の推進体制・進行管理

環境未来都市の実現に向け、資源とエネルギーが地域で循環するまちづくりを推進します。



木の循環

森林の整備を継続するとともに、薪ストーブの利用促進（バイオマス利用）や地域産木材の利活用促進に取り組み、木が循環する地域をつくります。



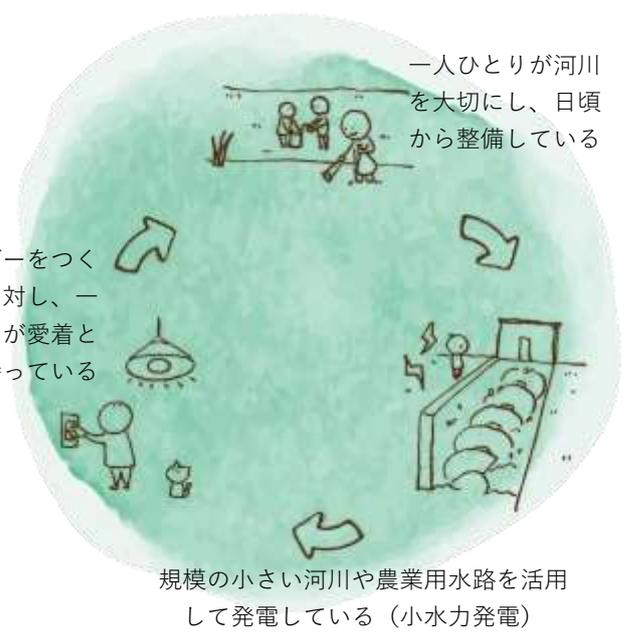
食べ物の循環

地域の農作物の地産地消を進め、生ごみをたい肥にする「生ごみたい肥化循環システム」を充実することで、食べ物が循環する地域をつくります。



バイオマスの循環

馬や牛の排泄物をバイオマス発電・メタン発酵に活用することで、これまで捨てられていた資源からエネルギーをつくり、資源とエネルギーが循環する地域をつくります。



水の循環

規模の小さい河川や農業用水路を活用した小水力発電を実施することで、地域に必要なエネルギーの一部をつくることで、水が循環する地域をつくります。

第4節 方向性の施策の体系

1. 市の特性を踏まえた施策の方向性

(1) 再生可能エネルギーの導入に関する施策の方向性

市の特徴を踏まえ、市街地、工業団地、中山間地域での再生可能エネルギーの導入を検討しました。

市域の約7割を占める森林をはじめ、中山間地域には豊富な自然環境が存在し、それらを適正管理しつつエネルギーとして利活用していくことが期待されます。具体的には、バイオマスの利活用促進や小水力発電、太陽光発電があげられます。市内全域にわたり、山腹には第二次世界大戦後スギ・ヒノキの植林が行われ、特に鈴鹿の山々は古くから林業が盛んに行われてきました。これらの木材は一定資源としての認知があるものの、これまで活用できるとあまり考えられていなかった資源でもあり、バイオマス発電の原料として有用なものとなり得ます。小水力発電では、野洲川等に流れ込む地域の河川や農業用水路の活用が期待されます。太陽光発電では、ソーラーシェアリングのように農業とエネルギーの利活用を共有する仕組みが近年広がりを見せており、農業従事者の積極的な導入につなげることが期待されます。

市街地では、基本的に既存建物への太陽光発電設備の設置が中心となります。再生可能エネルギーのうち、太陽光発電はポテンシャルが最も高くなっていますが、設備費用もかかることから、PPAといった初期投資不要の設置方式も含め、様々なかたちでの普及を検討します。工業団地においては、エネルギー利用技術の高度化に向けた技術革新の創出も重要です。

将来的にはこれらの取り組みを集約し、地域全体でエネルギーを生み出し、各種用途に活用するエネルギーの地産地消の促進に向けた取り組みも期待されます。



(2) 省エネルギーの推進に関する施策の方向性

省エネルギーについては、市街地や中山間地域に関わらず、全域で進めていく必要があります。また、各主体に応じた施策を示すことで、自分が何に取り組まなければならないかということがイメージしやすくなります。そのため、エリアではなく、産業、業務、家庭、運輸といった部門別での対策の方向性を検討しました。産業部門の排出量が約5割を占める本市の特徴を踏まえると、基本的には高効率機器の導入、エネルギーの利用量を抑える工夫、灯油から電気に変えるなど、低炭素エネルギーへの利用転換の促進があげられます。

また、運輸部門では温室効果ガス排出量の多くを占める自動車について、次世代自動車への導入促進が期待されます。次世代自動車の普及に向けた重要な社会的基盤である電気自動車の充電設備等の設置を促進し、市民生活に根付いていくことが重要です。

そのほか、公共施設における温室効果ガス削減の取り組みを率先して行い、市民・事業者を実施内容を示していくとともに、多主体・他部門での脱炭素化を促す取り組みや、情報のプラットフォーム化等も重要な施策であると考えられます。



(3) 地域で資源やエネルギーを循環させる仕組みづくり

全国的にエネルギーの自給率が課題となっており、本市でも再生可能エネルギーの導入が少なく、主要電力会社が供給する電力への依存が大きくなっています。

エネルギーの自給率が低いと、海外の情勢の影響を大きく受けてしまいます。世界情勢の混乱に伴う化石燃料の価格の高騰が私たちの暮らしに大きな影響を与えています。また、自然災害によって発電設備が止まってしまった場合、大規模な停電が起きる可能性があるといった問題もあります。

このような問題に対応し、持続可能なまちづくりを進めていくため、化石燃料に頼らず再生可能エネルギーを利用した発電設備を地域内に整備する「エネルギーの地産地消」に取り組む必要があります。

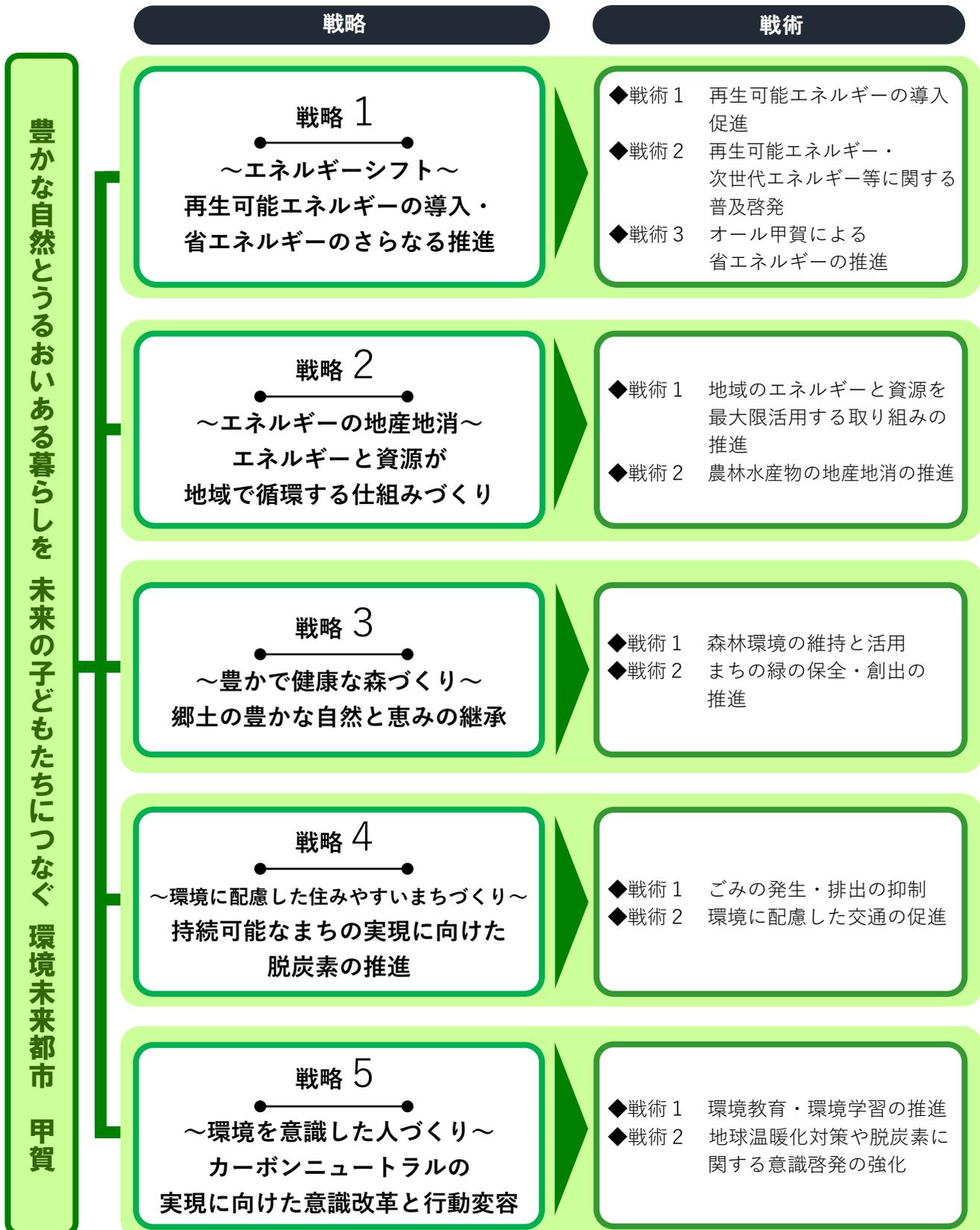
複数の発電設備を整備することで、災害時等においてもエネルギーの安定供給が可能になるほか、地域に根差した事業活動であるため、支払った電力料金が地域内で循環され、新たな事業者が地域で活動を行うための雇用の創出につながると期待されます。また、地域内へのエネルギーの供給が中心となるため、大規模な発電設備は必要なく、再生可能エネルギーによる発電で賄うことが可能となり、カーボンニュートラルの実現にも寄与します。

持続可能な甲賀市を実現するため、地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入に加えて、地域でエネルギーを循環する仕組みづくりに取り組むことが重要です。



2. 環境未来都市を実現する戦略・戦術の体系

環境未来都市 甲賀を実現するための戦略・戦術を次のように体系づけ、市民、事業者、市の協働により推進していきます。



第5節 地球温暖化対策の具体的な取り組みの内容

戦略 1

～エネルギーシフト～

再生可能エネルギーの導入・省エネルギーのさらなる推進

私たちの暮らしは、大量のエネルギー消費によって成り立っています。そして、そのエネルギー源の大半は、石油等の化石燃料です。化石燃料は、燃焼時に二酸化炭素を排出します。二酸化炭素の排出量を減らし、持続可能な環境未来都市を実現するためには、再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進によって化石燃料由来のエネルギー消費量を減らすエネルギーシフトが必要です。

本市は自然環境に恵まれており、様々な資源があります。そのような資源の中には、太陽光や水力、木質バイオマス等の再生可能エネルギーとしての活用が期待される資源があります。

これまで受け継がれてきた自然環境に配慮しながら、地域資源を最大限に活用して再生可能エネルギーを導入するとともに、これまでの暮らし方・働き方を一人ひとりが見つめ直して省エネルギーに取り組み、オール甲賀でエネルギーシフトを進めます。



▶関連する指標等

甲賀市環境未来都市宣言 【挑戦1】

SDGs	7 再生可能エネルギーを拡大する	9 産業と製造業の高度化を推進する	11 気候変動に臨むまちづくり	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	17 パートナーシップで目標を達成しよう
MLGs	7 再生可能エネルギーの導入促進	8 産業と製造業の高度化を推進する	9 気候変動に臨むまちづくり	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	

第1章 計画の基本的な考え

第2章 甲賀市の現状・課題

第3章 市全体の温暖化対策の推進

第4章 行政の温暖化対策の推進

第5章 再生可能エネルギーの導入目標

第6章 計画の推進体制・進行管理

戦術 1 再生可能エネルギーの導入促進

▶市の取り組み

①バイオマス資源の導入促進

- ・市民や事業者へ木質バイオマスに関する情報を発信するとともに、市の公共施設や民間施設等へ木質バイオマスストーブ、ボイラー等の導入を促進します。
- ・市内に豊富にある木質バイオマスを利用したエネルギー設備の導入を推進します。また、設備の安定稼働のため、関係機関等と連携し、未利用林地残材等の搬出方法を検討します。
- ・木質以外のバイオマス資源（家畜排せつ物、生ごみ、剪定枝、下水汚泥等）についても、農業資材等に利用することを想定した事業化研究を実施します（メタン発酵、バイオガス等）。

②水資源の導入促進

- ・関係機関や民間事業者と連携し、地域の水資源を活用した小水力発電施設の設置を検討します。
- ・小水力発電に関する技術革新の動向等を注視し、導入に向けた検討を行います。

③太陽光エネルギーの導入促進

- ・市の公共施設へ、再生可能エネルギーを率先的に導入し、PPA モデル事業の導入や拡大に向けた取り組みを検討します。
 - ・工場や店舗、事務所等に対する太陽光発電設備の導入を促進します。
 - ・住宅における太陽光発電設備の導入を促進します。
 - ・持続可能な農業経営として、農家や集落営農の副収入の確保や耕作放棄地対策として、農業を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置するソーラーシェアリングの導入を検討します。
 - ・ソーラーシェアリングに必要な情報等を農家へ発信します。
-

▶市民の取り組み

- 太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを活用した設備の導入を検討します。
- エネルギー資源に関する理解を深めます。
- 再生可能エネルギー比率の高い電力の選択等に関する情報を収集し、電力の小売事業者を選択する際には、環境に配慮した電力供給がされているかを考慮します。

▶事業者の取り組み

- 太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを活用した設備の導入を検討します。
- エネルギー資源に関する理解を深め、事業所における活用可能な資源の研究に努めます。
- 再生可能エネルギー比率の高い電力の選択等に関する情報を収集し、電力の小売事業者を選択する際には、環境に配慮した電力供給がされているかを考慮します。

戦術 2 再生可能エネルギー・次世代エネルギー等に関する普及啓発

▶市の取り組み

①再生可能エネルギーの利活用に向けた普及啓発

- ・再生可能エネルギーに対する関心向上のため、広報誌、市ホームページ、ソーシャルネットワークサービス等のさらなる活用による効果的な普及啓発に努めます。
- ・再生可能エネルギーに関する国や県の支援制度等の情報提供に努めます。
- ・地域に存在する多様な再生可能エネルギーに関する資源の発見に努めます。

②次世代エネルギー等に関する情報収集及び普及啓発

- ・水素エネルギーや燃料アンモニア等の現在注目されている次世代エネルギーに関する先進的な取り組みの情報収集に努め、様々な情報媒体を活用し、市民、事業者への情報発信に努めます。
- ・本市における未利用のエネルギーの利活用に向けて、情報収集に努めます。

▶市民の取り組み

- 再生可能エネルギー活用に関する情報収集に努めます。
- 水素エネルギーや、それを利用した機器（家庭用燃料電池、燃料電池自動車等）に関する情報を収集します。

▶事業者の取り組み

- 再生可能エネルギー活用に関する情報収集に努めます。
- 水素エネルギーや、それを利用した機器（業務用燃料電池、燃料電池自動車等）に関する情報を収集します。

戦術3 オール甲賀による省エネルギーの推進

▶市の取り組み

①省エネルギー型の施設整備及び設備改修の推進

- ・公共施設において、空調、ボイラー、給湯等における省エネルギー機器やコージェネレーション設備等の導入を推進します。
- ・公共施設の照明や街灯等のLED化を推進します。
- ・公共施設の新築や改修等に際し、ZEB（省エネルギーと創エネルギーを組み合わせ、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物）化を検討するとともに、省エネルギー型設備の導入、再生可能エネルギー利用設備の導入、自然光の活用、敷地内及び建物の緑化等、エネルギーの効率的な運用に努めます。
- ・公共施設について、適正配置等を含めた効率的な運用を促進します。
- ・二酸化炭素の排出量が少ない小売電気事業者から電力調達における環境配慮契約の実施や再生可能エネルギーの利用率の高い電力購入について検討します。

②施設管理における省エネルギーの推進

- ・施設の運用方法の改善や、適切な保守及び管理による省エネルギーに取り組みます。
- ・フロン類を使用した機器の適正な管理を行います。

③職員による日常的な省エネルギー行動の実践

- ・日常業務において取り組むべき省エネルギー行動、節電について、職員への啓発に努めます。（クールビズやウォームビズの励行、空調温度の適正管理、不要な照明の消灯等）
- ・グリーン購入を促進します。

コラム

クールビズ・ウォームビズとは？

クールビズとは、環境対策等を目的とした衣服の軽装化キャンペーン、またはその方向に沿った軽装のことです。

ウォームビズは、クールビズの秋冬版で、過度な暖房に頼らず、20℃の温度でも暖かく動きやすいビジネススタイルを指します。

クールビズ・ウォームビズは、環境省が推進する、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用、ライフスタイルの選択等、地球温暖化対策に関するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動である「COOL CHOICE」（P87 参照）の取り組みの1つです。



④事業所における設備機器・建物の省エネルギーの推進

- ・高効率給湯機、空調、ボイラー等の省エネルギー機器やコージェネレーション設備等の省エネルギーシステムの普及啓発に努めます。
- ・LED等の高効率照明の導入を促進します。
- ・ZEBやBEMS（ビルエネルギー管理システム）に関する情報を発信し、普及啓発に努めます。
- ・省エネルギーを実施した建築物の省エネルギー効果の情報を発信します。

⑤事業所における省エネルギーにつながるビジネススタイルの普及啓発

- ・エネルギーの見える化に関する普及啓発に努めます。
- ・クールビズやウォームビズ等の省エネルギー行動の普及啓発に努めます。

⑥市民に対する省エネルギー型の機器や住宅等に関する情報提供

- ・エアコンや冷蔵庫、給湯器等の機器を省エネルギー性能の高い機器に買い替えることによる節約効果やエネルギーの効率化、温室効果ガスの削減効果等の情報提供に努めます。
- ・HEMS（家庭内のエネルギー管理システム）等を活用したエネルギーの見える化に関する情報を提供し、活用を促します。
- ・住宅の断熱性や通気性等の省エネルギー性能に関する情報提供に努めます。
- ・ZEH（省エネルギーと創エネルギーを組み合わせ、家で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物）の導入の促進策を検討するとともに、支援制度の情報を発信します。

⑦市民のライフスタイルにおける省エネルギー化を図る普及啓発

- ・日常生活の中で実践できる省エネルギー行動に関する情報発信に努めます。
-

▶市民の取り組み

- 生活の中で、節電などの省エネルギー行動を実践します。
- 照明器具のLED化を図ります。
- 給湯器を購入する際は、高効率給湯機を選びます。
- 住宅を新築または改修する際に、ZEH化や、壁や窓の断熱化等、住宅の省エネルギー化に努めます。
- 既存住宅のリフォームの際には、二重窓や壁・床・天井・屋根に断熱材を入れるなどの省エネルギーに資する取り組みを行います。
- HEMS等を導入して家庭のエネルギーの見える化し、省エネルギーを進めます。
- 電気、ガス、燃料等の使用量を把握し、エネルギーの無駄づかいがないかチェックします。
- 雨水タンクの設置により、雨水を活用します。
- クールビズやウォームビズ等をはじめとしたCOOL CHOICE（クールチョイス）の取り組みを実践します。

コラム

COOL CHOICE とは？



未来のために、
いま選ぼう。

あらゆる場面で地球温暖化防止につながる行動等を賢く選択していこうという国民運動のことです。

令和12年度（2030年度）年度の温室効果ガスの排出量を平成25年度比（2013年度比）で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネルギー・低炭素型の製品・サービス・行動等を選択・実践するなど、温暖化対策に貢献する「賢い選択」を促しています。

コラム

温室効果ガスの削減に向けて、家庭でできる取り組み

家庭におけるちょっとした取り組みが温室効果ガスの削減につながります。あなたの家庭でどれくらい取り組みができているかチェックしてみましょう！

【家庭で取り組める省エネルギー行動と温室効果ガス削減量の目安】

取り組み例		期待できる CO ₂ 削減効果 (kg-CO ₂ /年)	期待できる 費用効果 (円/年)
機器	取り組み内容		
冷暖房	夏の冷房時の室温は 28℃を目安に設定する。	14.8	820
	冬の暖房時の室温は 20℃を目安に設定する。	25.9	1,430
	冷房は必要なときだけつける。	9.2	510
	暖房は必要なときだけつける。	19.9	1,100
	フィルターを月に 1 回か 2 回清掃する。	15.6	860
電気こたつ	こたつ布団に、上掛と敷布団をあわせて使う。	15.9	880
	設定温度は低めにする。	23.9	1,320
照明	電球形LEDランプに取り替える。	43.9	2,430
	点灯時間を短くする。	2.1	120
テレビ	テレビを見ないときは消す。	8.2	450
	画面は明るすぎないように設定する。	13.2	730
パソコン	使わないときは、電源を切る。	15.4	850
冷蔵庫	ものを詰め込みすぎない。	21.4	1,180
	無駄な開閉はしない。	5.1	280
	開けている時間を短くする。	3.0	160
	設定温度は適切にする。	30.1	1,670
	壁から適切な間隔で設置する。	22.0	1,220
ガス給湯器	食器を洗うときは低温に設定する。	19.7	1,430
電気ポット	長時間使用しないときはプラグを抜く。	52.4	2,900
洗濯機	洗濯物はまとめて洗いをする。	2.9	4,510
衣類乾燥機	まとめて乾燥し、回数を減らす。	20.5	1,130
	自然乾燥を併用する。	192.6	10,650
	部屋を片付けてから掃除機をかける。	2.7	150
風呂給湯器	間隔をあけずに入浴する。	85.7	6,190
	シャワーは不必要に流したままにしない。	28.7	3,210
温水洗浄便座	使わないときはフタを閉める。	17.0	940
	暖房便座の温度は低めに設定する。	12.9	710
	洗浄水の温度は低めに設定する。	6.7	370
自動車	ふんわりアクセル「eスタート」を行う。	194.0	11,950
	加減速の少ない運転をする。	68.0	4,190
	早めのアクセルオフを行う。	42.0	2,590
	アイドリングストップを行う。	40.2	2,480

※ご使用の機器・居住地域・住宅等により効果が異なります

資料：環境省「省エネポータルサイト」

▶事業者の取り組み

- 事業活動に伴うエネルギー消費の見える化に取り組みます。
- 環境に配慮した製品の製造や販売、技術の開発を検討します。
- 設備機器の更新や新規導入の際には、より省エネルギー性能の優れた設備機器を選びます。
- 事務機器等を購入する際には、省エネルギー性能の高い製品を選びます。
- 電気、ガス、燃料等の使用量を把握し、エネルギーの無駄づかいがないかチェックします。
- クールビズやウォームビズ等のエコ活動を実践します。
- エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの導入を検討します。
- 省エネルギー診断や BEMS、FEMS（工場エネルギー管理システム）等を活用し、省エネルギーを推進します。

◆◆中期的な目標◆◆

●薪ストーブ、木質ペレットストーブの導入促進

…薪ストーブ、木質ペレットストーブを導入した場合の温室効果ガス削減量は次の通りとなります。

	導入目標 (台)	温室効果ガス 削減量 (t-CO ₂)
薪ストーブ、木質ペレットストーブの導入 (間伐材や林地残材を活用した燃料チップの供給)	100	106

※木質ペレットストーブを使用した場合の灯油削減量から算出。

●馬、乳牛、肉牛の排泄物、下水汚泥を活用したメタン発酵の実施

…本市の馬、乳牛、肉牛の排泄物、下水汚泥を活用してメタン発酵を実施した場合の温室効果ガス削減量は次の通りとなります。

	導入率目標 (%)	温室効果ガス 削減量 (t-CO ₂)
馬、乳牛、肉牛の排泄物、下水汚泥を活用したメタン発酵 の実施	試験的に実施し、ポテンシャルの30%を活用している	312

※ポテンシャルについては、第5章参照。

●小水力発電の実施

…本市で小水力発電が可能と思われる地点を整理すべく、現地調査を行いました。その結果、小水力発電の実施が期待される3地点において発電設備を導入した場合の温室効果ガス削減量は次の通りとなります。

	導入率目標 (箇所)	年間発電量見込 (MWh/年)	温室効果ガス 削減量 (t-CO ₂)
小水力発電の実施	3	924.6	335

※小水力発電を実施する河川については、第5章参照。なお、温室効果ガス削減量は関西電力の令和2年度(2020年度)の基礎排出係数「0.362kg-CO₂/kWh」を採用。

●住宅への太陽光発電設備の導入

…現在居住者のいる戸建住宅等のうち、太陽光発電設備未導入の住宅の3割に、太陽光発電設備を導入した場合の年間の発電量と温室効果ガス削減量は以下の通りです。

	導入可能数 (戸・棟)	導入率目標 (%)	平均設備容量 (kW)	年間発電量見込 (MWh/年)	温室効果ガス 削減量 (t-CO ₂)
一戸建て	22,201	30.0	4.4	38,548	13,954
共同住宅・長屋	1,000	30.0	15.0	5,893	2,133

※一戸建ての導入可能戸数は、令和2年度(2020年度)国勢調査の一戸建て居住世帯数(26,069)から、住宅用太陽光発電設備(10kW未満)の令和2年度(2020年度)の導入件数3,868件を引いて算出

※※共同住宅・長屋の導入可能戸数は、平成30年(2018年)住宅・土地統計調査より、長屋の棟数(230)と共同住宅の棟数(770)を合算して算出

※※※一戸建ての平均設備容量は、環境省の「自治体排出量カルテ」における令和2年(2020年)の10kW未満(住宅用)導入件数3,868件の平均値

※※※※共同住宅・長屋の平均設備容量は、経済産業省「第79回調達価格等算定委員会資料」に示されている集合住宅の屋根設置の数値(10-20kW)を踏まえ、中央値を採用

●公共施設への太陽光発電設備の導入

…「甲賀市公共施設等総合管理計画 施設の最適化方針」に記載のある全535施設のうち、今後「除却」「譲渡」「貸付」「廃止」「売却」「用途変更」する予定のない施設のうち318施設について、屋根と駐車場への太陽光パネルの設置可能量の目視調査を行いました。率先して太陽光発電を導入する公共施設とそれ以外の公共施設において太陽光発電設備を導入した場合の温室効果ガス削減量は次の通りとなります。

	導入率目標 (%)	年間発電量見込 (MWh/年)	温室効果ガス 削減量 (t-CO ₂)
率先して太陽光発電を導入する 公共施設(15施設)	100.0	6,417	2,323
上記15施設を除く公共施設	50.0	18,859	6,827

※率先して太陽光発電を導入する施設については、第5章参照。なお、CO₂削減量は関西電力の令和2年度(2020年度)の基礎排出係数「0.362kg-CO₂/kWh」を採用。

●工場・倉庫(工業専用地域、工業地域、準工業地域)への太陽光発電設備の導入

…都市計画が定める工業専用地域、工業地域、準工業地域について、環境省の再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)のポテンシャル地図では47MWの導入可能容量が確認できました。これらの地域にて、面積の5割において太陽光発電設備を導入した場合の温室効果ガス削減量は以下の通りとなります。

	導入可能容量 (MW)	導入率目標 (%)	年間発電量見込 (MWh/年)	温室効果ガス 削減量 (t-CO ₂)
工場・倉庫における 太陽光発電の導入	50	50.0	26,192	9,482

●麦・豆畑等におけるソーラーシェアリングの導入

…作付面積が大きい麦・豆類の畑等の4割を対象にしたソーラーシェアリングを実施した場合の温室効果ガス削減量は以下の通りとなります。

	導入可能容量 (MW)	導入率目標 (%)	年間発電量見込 (MWh/年)	温室効果ガス 削減量 (t-CO ₂)
麦・豆畑等における ソーラーシェアリングの導入	298	40.0	156,107	56,511

●次世代自動車の普及促進

…EV車の普及促進により、石油由来のエネルギー利用を電力利用へと転換し、さらに利用する電力を再生可能エネルギー由来のものとしていくことで、CO₂を削減していくことができます。本市でEV車を4,000台導入し、その半分を通常電力、残りの半分を再生可能エネルギーによる充電を行った場合の温室効果ガス削減量は以下の通りです。

下記目標とあわせて、EV車の充電器の普及促進に取り組み、設置数を令和5年度(2023年度)の5倍にすることを目指します。

	EV車導入目標 (台)	通常充電 EV車数(台)	再生可能 エネルギー充電 EV車数(台)	温室効果ガス 削減量 (t-CO ₂)
自動車(旅客)	4,000	2,000	2,000	1,421

※県におけるEV車導入数(目標)を推計し、県の目標値の1割を本市の目標値として設定

※※通常充電、再生可能エネルギー充電によるCO₂削減量は環境省「ゼロカーボンアクション」ホームページより(通常充電:242 kg-CO₂ 再生可能エネルギー充電:467 kg-CO₂)

(<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/zc-action30/>)

●事業所における省エネルギーの推進

…令和元年(2019年)時点での業務その他部門におけるCO₂排出量は約88,000tとなっています。事業所等における省エネルギー性能の高い設備・機器の利用やコージェネレーション設備の導入等により、エネルギー消費を3割削減する事業所が全体の8割となった場合の温室効果ガス削減量は以下の通りです。

	CO ₂ 総排出量 (t-CO ₂)	削減割合 (%)	実施率目標 (%)	温室効果ガス 削減量 (t-CO ₂)
業務その他部門	88,000	30.0	80.0	21,120

●産業部門における省エネルギーの推進

…令和元年（2019年）時点での産業部門におけるCO₂排出量は約425,000tとなっています。事業所等における省エネルギー性能の高い設備・機器の利用やコージェネレーション設備の導入等により、エネルギー消費を3割削減する事業所が全体の8割となった場合の温室効果ガス削減量は以下の通りです。

	CO ₂ 総排出量 (t-CO ₂)	削減割合 (%)	実施率目標 (%)	温室効果ガス 削減量 (t-CO ₂)
産業部門	425,000	30.0	80.0	102,000

●ZEBの導入

…平成28年（2016年）経済センサス活動調査に基づき、本市の業務その他部門における従業者数1人以上の事業所のうち、4割がZEBを導入（または入居）した場合の温室効果ガス削減量は以下の通りです。

	事業所数 (事業所)	ZEB導入率目標 (%)	1事業所あたり 温室効果ガス削減量 (kg-CO ₂)	温室効果ガス 削減量 (t-CO ₂)
ZEBの導入	1,899	40.0	2,009	1,526

※1事業所あたりCO₂削減量は環境省「ゼロカーボンアクション」ホームページより、集合住宅をZEH-Mに変更した場合の1世帯あたり年間CO₂削減量を用いて推計
(<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/zc-action30/>)

●ZEHの導入・断熱リフォーム

…戸建住宅へのZEHの導入、共同住宅へのZEH-M（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス・マンション）の導入について、住宅全体の1.5割に導入された場合の温室効果ガス削減量は以下の通りです。

	世帯数 (世帯)	導入率目標 (%)	1世帯あたり 温室効果ガス 削減量 (kg-CO ₂)	温室効果ガス 削減量 (t-CO ₂)
ZEHの導入				
一戸建て	26,069	15.0	3,543	13,854
共同住宅・長屋	6,587	15.0	2,009	1,985
断熱リフォーム				
一戸建て	26,069	15.0	142	555
共同住宅・長屋	6,587	15.0	142	140

※断熱リフォームは平均的な断熱材から断熱等性能等級4に変更した場合

※※1世帯あたり温室効果ガス削減量は環境省「ゼロカーボンアクション」ホームページより
(<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/zc-action30/>)

●ヒートポンプ式給湯器の利用促進

…ヒートポンプ式給湯器の導入について、住宅全体の7割に導入された場合の温室効果ガス削減量は以下の通りです。

	世帯数 (世帯)	導入率目標 (%)	1世帯あたり 温室効果ガス削減量 (kg-CO ₂)	温室効果ガス 削減量 (t-CO ₂)
ヒートポンプ式給湯器の 導入	36,484	70.0	121	3,090

※1世帯あたり CO₂削減量は環境省「ゼロカーボンアクション」ホームページより
(<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/zc-action30/>)

●家庭における省エネルギーの推進

…家庭における省エネルギー行動の促進や省エネルギー機器の導入に関する目標を次の通りとし、CO₂削減量を算出しました。

	実施目標	温室効果ガス削減量 (t-CO ₂)
家庭における省エネルギー行動の実践	アンケート調査における、省エネルギー行動を「常に実施している」という回答の増加（詳細は以下の通り）	7,575

	現状値 (%)	目標値 (%)	温室効果ガス削減量 (t-CO ₂)
夏場のエアコンの室温を 28℃にしている	20.6	65.0	240
冬場のエアコンの室温を 20℃にしている	19.2	55.0	338
エアコンのフィルターは月に 1～2 回清掃している	12.6	55.0	241
石油ファンヒーターを 20℃以下に設定している	25.8	55.0	271
電気カーペットの設定温度を下げている	18.3	65.0	1,547
冷蔵庫に食材を詰めすぎないようにしている	44.6	80.0	276
冷蔵庫の設定温度を適切にしている	65.8	80.0	156
電気ポットを長時間使用しないときは、プラグを抜いている	46.6	65.0	352
部屋を片付けてから掃除機をかける	40.3	70.0	29
洗い物をする時は、給湯器の温度設定をできるだけ低くしている	45.7	65.0	139
お風呂は家族で間隔を空けずに入っている	49.0	70.0	657
衣類乾燥機は自然乾燥と併用している	50.8	65.0	998
おだやかにアクセルを踏み込むことで、エンジンの負荷を軽減している	65.0	80.0	1,062
加減速の少ない運転をするようにしている	61.8	80.0	452
減速時には、早めにアクセルから足を離すようにしている	63.2	80.0	257
アイドリングストップ（信号待ちなどで車を一時停止させた際はエンジンを停止すること）をしている	38.5	60.0	315
マイバックを持ち歩き、レジ袋は購入しない	78.5	90.0	4
節水（水の資料量を 2 割削減）に取り組んでいる	-	60.0	241

※「時々実施している」は現状値に含めていない

●日時指定や置き配、宅配ボックス等の利用促進

…日時指定や置き配、宅配ボックス等の利用促進に取り組む世帯が全体の6割になった場合のCO₂削減量は次の通りとなります。

	世帯数 (世帯)	導入率目標 (%)	1世帯あたり 温室効果ガス削減量 (kg-CO ₂)	温室効果ガス 削減量 (t-CO ₂)
日時指定や置き配、 宅配ボックス等の 利用促進	36,484	60.0	7	153

※1世帯あたりCO₂削減量は環境省「ゼロカーボンアクション」ホームページより
(<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/zc-action30/>)

戦略 2

～エネルギーの地産地消～

エネルギーと資源が地域で循環する仕組みづくり

近年、大規模な災害が各地で頻発する中で、従来の大規模・集中型エネルギーだけではなく、「分散型エネルギー」として多様な供給力を組み合わせ、エネルギー供給のリスク分散や温室効果ガス排出量の削減を図ろうとする機運が高まっています。

このような分散型エネルギー社会の実現は、災害時のライフラインの安定的な確保という視点だけでなく、エネルギーの効率的活用や、雇用の創出による地域活性化、エネルギー供給への参画等、多様な意義があると考えられています。

災害時への備えやエネルギーによる経済循環を図る電気の地産地消に止まらず、農林水産物の地産地消にも取り組み、エネルギーと資源が地域内で循環する仕組みづくりを進めることで、地域活性化を促進し、持続可能な社会の実現を目指します。



▶関連する指標等

甲賀市環境未来都市宣言 【挑戦2】

SDGs						
MLGs						

第1章
計画の基本的な考え

第2章
甲賀市の現状・課題

第3章
市全体の温暖化対策の推進

第4章
行政の温暖化対策の推進

第5章
再生可能エネルギーの導入目標

第6章
計画の推進体制・進行管理

戦術1 地域のエネルギーと資源を最大限活用する取り組みの推進

▶市の取り組み

①地域内でのエネルギーマネジメントによる電気の地産地消の推進

- ・エネルギー調達に関する資金の市外流出を抑制し、市内の経済循環を高めるため、エネルギー関連技術を有する市内の民間事業者等の多様な主体との連携を強化し、市内の電力をマネジメントする仕組みの構築（電気の地産地消）を検討します。

②自立型・分散型エネルギー社会の形成による安定した供給体制の構築

- ・エネルギーの安定供給に向けた地域全体でのエネルギー利用の最適化やスマートシティの実現に向けた取り組みを進めるため、VPP（蓄電池のような分散型電源の電力供給や各施設の電気の需要を抑制することで、あたかも1つの発電所のような機能を提供する仕組み）の構築に向けた公共施設でのモデル構築や民間施設等との連携について検討します。
- ・災害時に、公共施設や病院等、主要な施設に電力を供給できるよう、平常時は従来通り送配電ネットワークに接続され、非常時には対象エリアを送配電ネットワークから切り離し（オフグリッド）、分散型電源によるエネルギーの自給自足が可能なマイクログリッドの構築を検討します。
- ・複数の建物間で電気や熱を融通してエネルギーを効率的に利用するネットワークの形成を検討します。
- ・公共施設や住宅、事業所等への蓄電池の導入や促進策等を検討し、市全体への普及啓発を図ります。
- ・電気自動車（EV）を「動く蓄電池」と捉え、地域で発電された再生可能エネルギーから昼間の余剰電力を電気自動車（EV）に充電することで、非常時に電気自動車（EV）を活用した地域全体でエネルギーを有効活用ができる仕組みを検討します。

▶市民の取り組み

- エネルギーの地産地消の視点に立って需給契約を検討します。
- 太陽光発電を導入する際は、蓄電池を設置し、災害時による停電時にも対応できるなど、エネルギーの自立化を図ります。

▶事業者の取り組み

- 開発事業等を行う際に、エネルギーの面的利用等、エネルギーの効率的な利用に関する取り組みを検討します。
- エネルギーの地産地消の視点に立って需給契約を検討します

コラム

マイクログリッドとは？

一定の地域に小規模な発電施設を整備し、大規模発電所に頼らないエネルギーの地産地消を行う仕組みのことです。平時には再生可能エネルギーを効率よく利用し、非常時には送配電ネットワークから独立して地域内で発電した電力を供給します。

【マイクログリッドのイメージ】



資料：資源エネルギー庁

マイクログリッドでは、平時と非常時に電気の流れが異なります。

平時は「電力系統」と呼ばれるシステムで各家庭や施設に電気が供給されます。電力系統とは発電所で作られた電気を利用者に届けるためのシステムで、系統配電線（【マイクログリッドのイメージ】における灰色の線）を通じて各家庭や施設に電気が届けられます。

一方、災害時のような非常時には系統配電線を介さず、地域の発電施設から独自の配電網（【マイクログリッドのイメージ】における黄色の線）を用いて電気が送られる仕組みです。マイクログリッドを導入する（平時と非常時に異なる送配電の仕組みを持つ）ことで、非常時でも安定的に電力が供給できるのです。

コラム

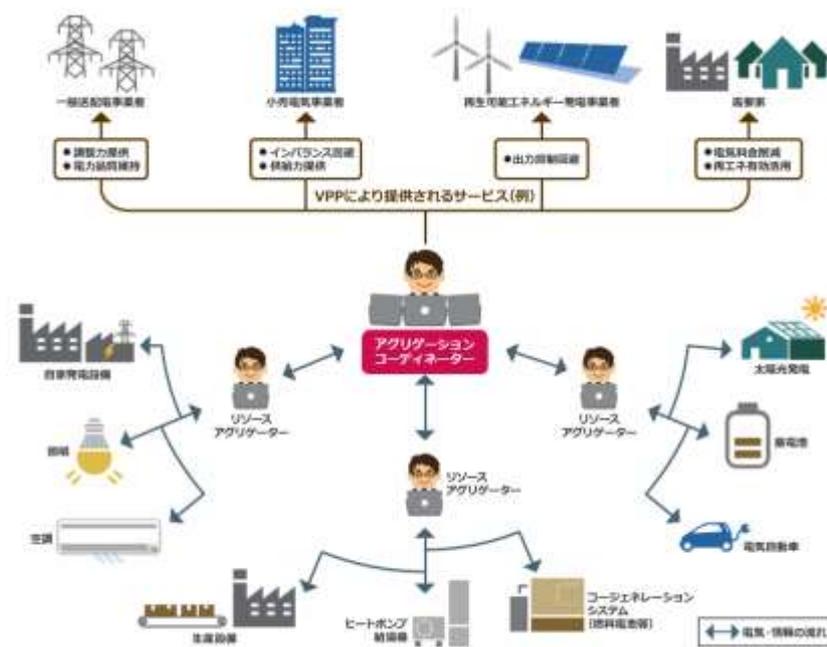
VPPとは？

各地に点在する太陽光発電等の小規模発電とその蓄電システムをインターネットでつないで一体化して統御することにより、全体を一つの発電所として機能させることです。

地域に点在する再生可能エネルギー設備やシステムを一つにまとめてコントロールすることで、地域全体で発電した電気を地域全体でシェアすることから「仮想発電所」と呼ばれます。

VPPでは、地域で発電した電気を「アグリゲーター」と呼ばれる事業者が一括で管理や調整を行い、地域全体で電気をシェアします。インターネットを通じて蓄電状況や電気の需要をモニタリングできるため、発電して余った電気を足りないところに回したり、さらに余っている電力を蓄電に回したりするなど、地域全体の発電量を分配して、効率良く使うことが可能になります。

【VPPのイメージ】



資料：資源エネルギー庁

戦術2 農林水産物の地産地消の推進

▶市の取り組み

①地産地消の普及啓発

- ・農産物の輸送に係るエネルギー消費量の削減のため、地元で生産された農産物を利用する地産地消やフードマイレージの考え方について、ホームページや広報等の媒体やイベント等の機会を活用した情報発信を通じて普及啓発を行います。
- ・地産地消の促進に向け、甲賀ブランドの選定、啓発を充実するとともに、甲賀ブランドの積極的な活用に取り組みます。

②地元産農林水産物の使用促進

- ・学校給食や飲食店、家庭において、甲賀市産食材の使用を促進するなど、地元産農林水産物の地産地消に努めます。
- ・地元産農林水産物について、市内店舗での販売を促進します。

▶市民の取り組み

- 地元産農林水産物や加工品を積極的に購入し、地産地消に努めます。
- 減農薬や有機栽培でつくられた農作物等を購入することにより、消費者として環境に配慮した農業を応援します。

▶事業者の取り組み

- 地域の農家等との連携・協力を強化します。
- 地元産農林水産物の使用促進に向けた取り組みを推進します。
- 地元消費者との交流を進めます。



◆◆中期的な目標◆◆

●地産地消や旬の食材の利用促進

…地元産農林水産物や旬の食材を優先的に利用する世帯が全体の6割となった場合の温室効果ガス削減量は以下の通りです。

	世帯数 (世帯)	導入率目標 (%)	1世帯あたり 温室効果ガス削減量 (kg-CO ₂)	温室効果ガス 削減量 (t-CO ₂)
地産地消の推進	36,484	60.0	8	175
旬の食材の利用促進	36,484	60.0	36	788

※1世帯あたり温室効果ガス削減量は環境省「ゼロカーボンアクション」ホームページより
(<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/zc-action30/>)

コラム

地産地消とフードマイレージ

フードマイレージとは、食料 (Food) の輸送距離 (Mileage) を表す考えです。フードマイレージが大きくなるほど (生産地と消費地の距離が遠くなるほど) 輸送にかかるエネルギーが増大し、環境への負荷が大きくなります。

温室効果ガス排出量という観点から、フードマイレージが低い方が望ましいです。地域の生産物を地域内で消費する「地産地消」を意識することで、環境への負荷を抑えることができます。

地産地消を進めることは、フードマイレージを減らし、温室効果ガスを減らすこと以外にも、私たちの暮らしにメリットがあります。

地産地消のメリット

- ① 温室効果ガスの削減につながる
- ② 新鮮な食材、栄養価の高い旬の食材が手に入る
- ③ 生産者が身近なので安心できる



地元産農林水産物や加工品を購入するなど、一人ひとりが地産地消に取り組むことで、環境への負荷を減らしていく必要があります。



戦略 3

～豊かで健康な森づくり～

郷土の豊かな自然と恵みの継承

森林は、水源涵養や土砂災害防止、生物多様性の保全といった環境保全機能だけでなく、行楽・レクリエーション、地域の歴史・文化等と深い関わりを持つなどの多面的機能を有しています。

また、森林には地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素の吸収源となるため、適切な管理と育成、さらなる活用が必要とされています。

本市は、市域の約7割を森林が占めており、甲賀杣等の歴史があり、古くから木とともに暮らしてきたまちです。受け継いできた森林の多面的機能を保全するため、森林の適切な維持・管理、地域産木材の利用促進、森林環境の維持及び活用を担う人づくりを行い、豊かで健康な森林環境の維持と活用を促進します。



▶関連する指標等

甲賀市環境未来都市宣言 【挑戦3】

SDGs	2 気候変動に具体的な対策を	6 安全な水とトイレを世界中に	13 気候変動に具体的な対策を	15 陸の豊かさを守る	17 パートナリーシップで目標を達成しよう
MLGs	3 本郷なごの地を育てよう	5 豊かな自然を未来に伝えよう	6 自然環境を元気に保ちよう	9 産業・観光に地域の資源を活かそう	13 気候変動に具体的な対策を

第1章
計画の基本的な考え

第2章
甲賀市の現状・課題

第3章
市全体の温暖化対策の推進

第4章
行政の温暖化対策の推進

第5章
再生可能エネルギーの導入目標

第6章
計画の推進体制・進行管理

戦術1 森林環境の維持と活用

▶市の取り組み

①緑の適正な維持・管理と創出

- ・生物多様性をもたらし、温室効果ガスの吸収源となるかけがえのない森林環境を維持・保全し、水源涵養機能等を高めるため、森林の計画的な伐採等を行います。また、関係機関等と連携し、林道の整備をはじめとした基盤の整備に努めるとともに、木材の生産力と木材生産にかかる労働の軽減に向けた取り組みを促進します。

②森林の多面機能の向上

- ・人工林の間伐、市民や企業の参画、連携による整備等を推進するとともに、小学校や中学校の学習、企業等の研修、レクリエーション機能としての森林浴等の場・機会としての活用を推進します。

③地域産木材の利用促進

- ・利用されずにいた間伐材を出荷し、資源が地域内で循環する仕組みを目指す「木の駅プロジェクト」等を推進し、地域産材の利用促進に努めます。
- ・「建築物における地域産木材の利用方針」に基づき、公共建築物や公共工事において、地域産木材の積極的な利用促進に努めます。
- ・地場産業の活性化と健康な森づくりのさらなる推進に向け、学校等の教育施設をはじめ、公共施設において、内装の木質化、木造の机や椅子等の導入を進めます。
- ・木材を活用した地域内でのエネルギー循環を実現するため、間伐や主伐で発生する林地残材を効率的かつ安定的に搬出することで、バイオマス燃料としての利用を促進するとともに、これらを活用した薪ストーブ等の導入促進策を、近隣トラブルの防止を考慮しながら慎重に検討します。

④森林環境及び里山の維持・活用を担う人づくり

- ・森林環境教育や林業体験等を通じて、森林環境の維持・活用を担う人づくりを図るとともに、各種団体の森林に関する活動に対する支援を行います。
- ・関係団体との連携を強化し、生物多様性をもたらす美しい自然環境を形成する里山の維持・管理を推進することで、自然とふれあい、自然を学べる、持続可能な甲賀市らしい景観を維持します。
- ・林業や里山保全の担い手の育成を進めます。

▶市民の取り組み

- 森林の保全活動や育樹活動、林業体験に積極的に参加します。
- 所有する森林の適切な維持・管理に努め、保全活動に積極的に協力します。
- 里山の保全活動に参加します。

▶事業者の取り組み

- 森林の保全活動や育樹活動に積極的に参加します。
- 地域産材の活用に努めます。
- 里山の保全活動に参加するとともに、市民団体等による保全活動を支援します。

戦術2 まちの緑の保全・創出の推進

▶市の取り組み

①まちの緑化の推進

- ・緑の募金活動による森林整備を進めるとともに、緑化推進事業（苗木の配布）などによる緑化や緑のカーテンの普及により、まちに緑を創出し、潤いのある生活環境を創出します。
- ・市街地の緑化や公園の整備等を通じ、市民が身近に緑を感じることでできる拠点づくりに努めます。
- ・市内の緑地の適性管理に努め、都市機能と自然が調和するまちづくりを推進します。

②農地の保全・活用の推進

- ・農地の適正管理や利用集積を進めることによる耕作放棄地の発生防止、獣害対策の充実など、農作物被害の低減等による農家の経営安定化を図り、農地の保全に努めます。
 - ・自然を守りながら安心・安全な農産物を継続して提供できるよう、生態系へ配慮した環境こだわり農産物の生産を促進します。
-

▶市民の取り組み

- 住宅の敷地や屋上、壁面の緑化、生け垣の設置に努めます。
 - 緑のカーテンを育成します。
 - 身近な地域の緑化活動に協力します。
 - 緑地や公園等、まちの中にある身近な自然を大切にします。
-

▶事業者の取り組み

- 事業所の敷地や屋上、壁面の緑化、生け垣の設置に努めます。
 - 緑のカーテンを育成します。
 - 身近な地域の緑化活動に協力します。
 - 公園の清掃、街路樹の管理に協力します。
 - 農業法人においては、農業の振興に努めるとともに、農地等の田園環境を保全します。
 - 工場等においては、農業の振興及び農地等の田園環境の保全に協力します。
-

◆◆中期的な目標◆◆

●森林の維持・管理と消費・生産が循環する仕組みづくり

…植樹や間伐をはじめ、適切な森林の維持・管理に継続して取り組むとともに、地域産木材の利用を促進することで木材の消費と生産が循環する仕組みを構築し、森林の温室効果ガス吸収量を維持することを目標とします。

	森林の 温室効果ガス吸収量 (千 t-CO ₂)	目標
森林の温室効果ガス吸収機能の保全	67.6	現状維持

●地域産木材を活用した住宅建築の促進

…新築住宅のうち、地域産木材を活用した住宅が1割となった場合の温室効果ガス削減量は以下の通りです。

	新設住宅着工戸数 (持家・分譲住宅) (戸)	目標 (%)	1軒あたり 温室効果ガス削減量 (kg-CO ₂)	温室効果ガス 削減量 (t-CO ₂)
地域産の木材を活用した 住宅建築	294	10.0	34	1

※1軒あたり温室効果ガス削減量は環境省「ゼロカーボンアクション」ホームページより
(<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/zc-action30/>)

戦略 4

～環境に配慮した住みやすいまちづくり～

持続可能なまちの実現に向けた脱炭素の推進

日々の生活や事業活動では大量の資源が利用されており、それらの資源が生産される過程はもちろん、ごみとして焼却される際に多くの二酸化炭素（CO₂）が排出されています。また、生活に欠かせない交通手段についても二酸化炭素（CO₂）の排出が伴うものが多いなど、地球温暖化は私たちの暮らしと密接に関わっています。

このような課題に対し、日常生活の中で取り組めることがあります。本市で実施している「生ごみたい肥化循環事業」のように、一人ひとりが身近で取り組める環境に配慮した行動が重なることで、まち全体での行動が変わり、大きな効果となります。

一人ひとりの行動を変え、低炭素で資源が循環する持続可能なまちづくりを推進します。



▶関連する指標等

甲賀市環境未来都市宣言 【挑戦4】



戦術1 ごみの発生・排出の抑制

▶市の取り組み

①生ごみ堆肥化循環システムのさらなる普及

- ・生ごみ堆肥化循環システムの新規参加を積極的に呼びかけ、様々な機会を活用して周知等を行い、参加世帯数を増やすことで可燃ごみを減らします。
- ・生ごみと農業集落排水汚泥を組み合わせた有機肥料の活用に向けた取り組みを推進します。

②4R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ）の推進

- ・公共施設のごみの排出抑制を率先して推進します。
- ・4Rの取り組みについて情報を提供し、市民への意識啓発を図ります。
- ・環境に配慮したごみの分別を推進するとともに、廃油の回収等を進め、リサイクル（再資源化）を図ります。また、レジ袋やプラスチック製品の削減や食品ロス削減の啓発を行うことで、ごみの発生抑制に努めます。
- ・マイバッグ、マイ箸、マイカップ、マイボトル持参等の取り組みを推進し、ごみの削減と資源の有効活用を行います。
- ・廃棄物の多量排出事業者に対し、必要に応じて廃棄物減量を要請します。

③ごみの適正処理の推進

- ・ごみ事典や、ごみカレンダー等により市民への周知・啓発を進めます。また、AIチャットボット等、ICTを活用したごみの分別案内等の取り組みにより、ごみの適正処理に取り組む市民意識を高めます。
- ・家庭系ごみや事業系ごみの分別の徹底を呼びかけるなど、分別排出を促進するための啓発を実施します。
- ・フロン類の管理と廃棄について周知を行い、フロン類の排出を抑制します。

④食品ロスの削減

- ・食品ロス削減の日（10月30日）等に、広報「こうか」での情報提供を推進します。
- ・食品ロスの削減に向け、フードバンクと連携し、フードドライブを推進します。

▶市民の取り組み

- 生ごみたい肥化循環システムに参加します。
 - ごみの分別を徹底します。
 - ごみの発生抑制に取り組みます
 - フリーマーケット等を活用して、不用品のリユース（再利用）に努めます。
 - エコマーク等がついた環境に配慮した製品を積極的に選んで購入します。
 - 使い捨てプラスチック製品の使用ゼロに向け、マイボトルやマイバッグ等の使用を実践します。
 - 食品ロスの予防に向けた取り組みを実践します。
 - フードドライブを活用します。
-

▶事業者の取り組み

- 事業活動において、可能な限りごみの発生を抑制し、4Rや適正処理を推進します。
 - エコマーク等がついた環境に配慮した製品を積極的に選んで購入します。
 - プラスチックごみの分別を徹底します。
 - 使い捨てプラスチック製品の使用を抑制するとともに、代替品への切り替え、再生プラスチックやバイオプラスチックの利用を促進します。
 - 廃棄物の削減に向け、製造や流通及び販売方法の工夫、見直しを進めます。
 - フードドライブやフードバンクとの連携、協力を推進します。
-

戦術 2 環境に配慮した交通の促進

▶市の取り組み

①公共交通機関等の利用促進

- ・自動車の利用を可能な範囲で控えるため、ダイヤ改正等によるコミュニティバスの利便性の向上や鉄道機能の充実に取り組みます。
- ・鉄道事業者やバス事業者と連携して路線や本数の見直し等を行い、利便性や効率性の向上に努めます。

②車に頼り過ぎない暮らしの推進

- ・歩道のバリアフリー化等、快適な歩道空間の整備に努めます。
- ・自転車利用の促進に向け、自転車走行空間の整備の検討や、シェアサイクル等を進めます。

③エコドライブの推進

- ・エコドライブに関する情報発信に努め、普及啓発を図ります。

④環境にやさしい車の利用促進

- ・自動車の燃費や環境性能等に関する情報を発信し、低燃費自動車やハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車等の導入を促進します。
- ・電気自動車の普及に向け、充電インフラの整備を推進します。

▶市民の取り組み

- 環境に配慮した二酸化炭素の排出量の少ない交通手段を積極的に利用します。
- 近距離の移動の際は、徒歩か自転車を積極的に利用します。
- 自動車を運転する際は、エコドライブを心がけます。
- 自動車の購入・買い替えの際に、環境にやさしい車の購入を検討します。

▶事業者の取り組み

- 外出や出張の際は公共交通機関を積極的に利用します。
- 近距離の移動の際は、徒歩か自転車を積極的に利用します。
- 自動車を運転する際は、エコドライブを心がけます。
- ノーマイカーデーの実施を検討します。
- 自動車の購入・買い替えの際に、環境にやさしい車の購入を検討します。

◆◆中期的な目標◆◆

●生ごみたい肥化循環システムのさらなる普及促進

…本市が実施している「生ごみたい肥化循環システム」について、参加する世帯が 3.5 割になった場合の CO₂削減量は次の通りとなります。

	参加している世帯 (%)	目標 (%)	1世帯あたり温室効果ガス削減量 (kg-CO ₂)	温室効果ガス削減量 (t-CO ₂)
生ごみたい肥化循環システムへの参加促進	24.7	35.0	18	68

※生ごみたい肥化循環システムに参画している世帯は 9,211 世帯（令和 4 年（2022 年）12 月末現在）

※※1世帯あたり温室効果ガス削減量は、環境省「ゼロカーボンアクション」ホームページより
[\(https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/zc-action30/\)](https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/zc-action30/)

●食品ロスの削減

…家庭と外食の食品ロスがゼロになった世帯が全体の 6 割になった場合の温室効果ガス削減量は次の通りとなります。

	世帯数 (世帯)	導入率目標 (%)	1世帯あたり温室効果ガス削減量 (kg-CO ₂)	温室効果ガス削減量 (t-CO ₂)
食品ロスの削減	36,484	60.0	54	1,182

※1世帯あたり CO₂削減量は環境省「ゼロカーボンアクション」ホームページより
[\(https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/zc-action30/\)](https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/zc-action30/)

●マイボトルの利用促進

…使い捨てのペットボトルからマイボトルの利用に取り組む世帯が全体の 6 割になった場合の温室効果ガス削減量は次の通りとなります。

	世帯数 (世帯)	導入率目標 (%)	1世帯あたり温室効果ガス削減量 (kg-CO ₂)	温室効果ガス削減量 (t-CO ₂)
マイボトルの利用促進	36,484	60.0	4	88

※1世帯あたり温室効果ガス削減量は環境省「ゼロカーボンアクション」ホームページより
[\(https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/zc-action30/\)](https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/zc-action30/)

※※使い捨てのペットボトル（500ml）をステンレス製のマイボトルに置き換え、年間 30 回、5 年利用した場合の数値

●フリーマーケットの利用促進

…衣服を購入する際、一部の衣服をフリーマーケットで購入する世帯が全体の6割になった場合の温室効果ガス削減量は次の通りとなります。

	世帯数 (世帯)	導入率目標 (%)	1世帯あたり 温室効果ガス削減量 (kg-CO ₂)	温室効果ガス 削減量 (t-CO ₂)
フリーマーケットの 利用促進	36,484	60.0	40	876

※1世帯あたり温室効果ガス削減量は環境省「ゼロカーボンアクション」ホームページより
(<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/zc-action30/>)

●通勤・通学時における公共交通機関や自転車等の利用促進

…通勤・通学時に公共交通機関や自転車等を利用する世帯が全体の3割になった場合の温室効果ガス削減量は次の通りとなります。

	世帯数 (世帯)	導入率目標 (%)	1世帯あたり 温室効果ガス削減量 (kg-CO ₂)	温室効果ガス 削減量 (t-CO ₂)
通勤・通学時における 公共交通機関や 自転車等の利用促進	36,484	30.0	243	2,660

※1世帯あたり温室効果ガス削減量は環境省「ゼロカーボンアクション」ホームページより
(<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/zc-action30/>)

●エコドライブの普及

…非EV自動車について、エコドライブの普及によって、燃費が20%改善された自動車(旅客)が8割になった場合の温室効果ガス削減量は次の通りとなります。

	非EV自動車台数 (台)	燃費20%改善率 目標 (%)	1台あたり 温室効果ガス削減量 (kg-CO ₂)	温室効果ガス 削減量 (t-CO ₂)
自動車(旅客)	55,758	80.0	148	8,959

※非EV自動車台数について、自動車(旅客)は基本方針1のEV車導入目標を除いた台数

※※自動車1台あたり温室効果ガス削減量は、環境省「ゼロカーボンアクション」ホームページより

●カーシェアリングの実施

…非EV自動車について、自動車(旅客)の15%の自家用車がカーシェアリングに置き換えられた場合の温室効果ガス削減量は次の通りとなります。

	非EV自動車台数 (台)	カーシェアリング 実施目標率 (%)	1台あたり 温室効果ガス削減量 (kg-CO ₂)	温室効果ガス 削減量 (t-CO ₂)
自動車(旅客)	55,758	15.0	213	2,418

※非EV自動車台数について、自動車(旅客)は基本方針1のEV車導入目標を除いた台数

※※自動車1台あたり温室効果ガス削減量は、環境省「ゼロカーボンアクション」ホームページより

(<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/zc-action30/>)

戦略 5

～環境を意識した人づくり～

カーボンニュートラルの実現に向けた意識改革と行動変容

カーボンニュートラルの実現に向け、より多くの人々に温室効果ガス排出量削減の取り組みへ参加してもらうために、具体的に何をすれば良いのか知らせることが重要です。様々な機会を活用し、環境について自分事として学ぶ機会の創出に努めます。

また、一人ひとりが環境を意識した行動ができる「環境未来都市」の担い手となるよう、環境保全、脱炭素に関わる情報提供、学校や保育園等での教育、地域による環境学習の促進を図るとともに、環境リーダーのように環境保全活動の実践や情報発信ができる人材の育成を図ります。



▶関連する指標等

甲賀市環境未来都市宣言 【挑戦5】



戦術1 環境教育・環境学習の推進

▶ 市の取り組み

①地球温暖化問題に関する意識啓発の推進

- ・環境に関する出前講座やセミナー等を実施することで、市民や事業者が地球温暖化対策や脱炭素に対して理解を深める機会を創出します。
- ・みなくち子どもの森における環境学習や自然体験活動を通じて、自然に親しみ学ぶ機会を提供し、自然への理解を深めていきます。

②学校や保育園等における環境教育の充実

- ・保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校等の教育において、地域環境学習や自然体験活動を進め、将来を担う子どもたちが郷土愛とまちへの誇りを育みながら地球温暖化や脱炭素について学ぶ機会を拡大するとともに、子どもを通じた保護者への啓発を進め、市民の意識向上を図ります。

③活動を率先する人材育成

- ・区や自治会、まちづくり協議会、市民活動団体等との連携を図り、環境保全や地球温暖化対策、脱炭素に関する市民活動を率先する環境リーダーの育成に努めます。
- ・学校や地域、企業における環境教育・環境学習を支援するため、教育人材バンク等を活用し、講師やスタッフとして活躍できる人材の発掘や情報提供に努めます。

▶ 市民の取り組み

- 地球温暖化や脱炭素に関心を持ち、積極的に情報収集や学習を行います。
 - 暮らしの中で、できる限り地球温暖化対策に取り組む行動を実践します。
 - 地域における環境教育・環境学習に参加・協力します。
 - 家庭内で環境問題について話し合う機会をつくるなど、子どもとともに環境の大切さを学びます。
-

▶ 事業者の取り組み

- 地球温暖化対策や脱炭素に積極的に取り組むとともに、市民や従業員への情報提供を行います。
 - 地球温暖化対策や脱炭素に関する教育や研修に取り組み、人材を育成しましょう。
 - 自然環境の保全のためのボランティア活動に積極的に参加するとともに、市や市民が行う環境保全活動に参加・協力します。
 - 従業員等を対象に環境に関する研修会等を開催するとともに、従業員が地球温暖化対策や脱炭素に関する活動に取り組みやすい環境づくりに努めます。
 - 脱炭素が世界の潮流となる中で事業を継続し、これからも価値を創出できるよう、必要とされるスキルを身につける学びの機会を積極的につくるなど、従業員のリスキングに努めます。
-

戦術 2 地球温暖化対策や脱炭素に関する意識啓発の強化

▶ 市の取り組み

①各種メディアを活用した情報発信の充実

- ・広報誌、市ホームページ、ケーブルテレビ、ソーシャルネットワークサービス、市主催のイベント等を活用して、地球温暖化に関する最新の情報や脱炭素につながる行動等、広く情報を発信し、人々の意識の醸成に努めます。
- ・国、県、関係機関等が公表する地球温暖化対策や脱炭素に関する情報を収集し、市民や事業者に発信します。

②人や関係団体と情報をつなぐ仕組みの検討

- ・地球温暖化対策や脱炭素に関する情報について、より気軽に入手したり発信したりできるよう、情報をまとめたサイト等の整備を検討します。

▶ 市民の取り組み

- 環境未来都市実現に向けた市の取組に関する情報を受け取るため、自らの生活に適応した情報受信のため、。
- 地球温暖化対策や脱炭素に関する情報に関心を持ち、情報を収集します。
- 得た情報や知識を周囲に発信します。

▶ 事業者の取り組み

- 地球温暖化対策や脱炭素に積極的に取り組むとともに、市民や従業者への情報提供を行います。
- 地球温暖化対策や脱炭素に関する教育や研修に取り組み、人材を育成します。

2050年カーボンニュートラルに向けた取り組み

2050年カーボンニュートラル実現に向け、地域資源の活用を軸とした取り組みを推進します。また、実用化される新たな技術の活用も含めた取り組みを推進していくこととします。

取り組み1 再生可能エネルギーの活用

▶ 市の取り組み

本市は現在、エネルギーの地産地消に向け、バイオマス発電や小水力発電をはじめとした再生可能エネルギーの活用を検討しており、今後実現に向けて取り組みを拡大することで、本市の脱炭素を加速させるとともに、取り組みを通じた地域の産業振興や雇用の拡大を目指していきます。

① バイオマス資源を活用した発電の導入・拡大

- ・下水汚泥や家畜の排せつ物、刈草・剪定枝をはじめとする未利用バイオマス資源の有効活用を、民間事業者と連携しながら推進します。
- ・未利用バイオマスを固形燃料や木質ペレット等として再利用し、熱エネルギー源等に有効活用する手法を検討し、市域における森林資源やバイオマス資源を地域内で循環させる「地域内エコシステム」の実現を目指します。
- ・バイオマスの利活用施設については、周辺環境への影響に十分配慮した整備が行われるよう取り組みます。
- ・バイオマスの利活用が拡大することで、廃棄物の減少と有効利用につながり、地域経済に貢献することが期待されます。住みよいまちづくりの一環として、住民理解の促進に努めます。

② 新技術を活用した太陽光発電設備の追加導入

- ・現在の技術では、建物の整備状況や耐久性等の問題で太陽光パネルの設置が困難な施設があります。これらの施設については、今後、軽量の太陽電池等の新技術が実用化された場合には、導入が大幅に進むことが考えられます。
- ・新技術に関する情報収集に努めるとともに、促進区域を活用した整備の促進等、その時点で用いることができる手段の検討と先行事例の研究に取り組み、再生可能エネルギーの導入を図ります。

取り組み2 省エネルギーの推進

▶ 市の取り組み

省エネルギーの推進は、温室効果ガス排出抑制に大きく寄与します。

温室効果ガス排出量の削減にあたっては、既存の技術はもちろん、将来的には、開発が加速している AI、IoT や水素利用等の最新技術を最大限活用し、あらゆる分野で対策を進めていく必要があります。

地球温暖化に歯止めをかけるには、行政、市民、企業等がそれぞれの役割を果たしながら取り組みを進めていくとともに、一人ひとりが問題意識を持ち、省エネルギー行動を実行することが重要です。一人では効果が少ないように思えても、全世帯、全事業所、オール甲賀で省エネルギーに取り組むことで、大きな成果が見込まれます。

①エコカーの普及

- ・近年、自動車登録台数に占めるエコカーの割合が高まっています。また国では、ガソリン車の新車販売を将来的に抑制する方向で検討を進めており、エコカーの普及がさらに加速すると予想されています。
- ・エコカーは二酸化炭素の削減に加え、蓄電機能や給電機能が災害時に電源確保へ活用できると期待されています。
- ・また、エコカーは自動運転技術と相性がよく、MaaS（様々な公共交通機関を情報技術により結びつけ、効率よく便利に使えるようにするシステム）等の新たな技術と組み合わせることで、高齢者等の移動手段の確保への貢献も期待されます。
- ・このように環境だけでなく、防災や福祉といった多分野の視点を持ち、情報収集に努めながら、エコカーの普及を促進します。

②省エネルギー住宅の普及

- ・第五次エネルギー計画では、令和 12 年（2030 年）までに新築住宅・新築建造物で ZEH・ZEB が目指されており、実現することで令和 32 年（2050 年）には ZEH・ZEB が定着し、家庭や事業所で再生可能エネルギーの自給自足が標準化していると考えられます。
- ・また、既存の住宅や建築物についても、再生可能エネルギー発電設備や蓄電池、断熱性能の向上、省エネルギー効果の高い機器の導入等より、省エネルギーの促進が図られます。
- ・このような視点のもと、継続的な啓発、運用対策を通じ、さらなる省エネルギーの促進に取り組むとともに、地域の中でエネルギーを地産地消できる仕組みの構築を検討します。

第4章 行政の温暖化対策の推進（事務事業編）

第1節 温室効果ガスの削減目標

国の地球温暖化対策計画等との整合性を図る目標を示します。温室効果ガス排出量の削減については国同様、基準年度の平成25年度比（2013年度比）で令和12年度（2030年度）に51%削減、令和32年度（2050年度）にはカーボンニュートラル（CO₂排出量実質ゼロ）を目標とします。

温室効果ガス削減目標

- ①令和12年度（2030年度）の温室効果ガス排出量を平成25年度比（2013年度比）で51%削減し、6,085 tとする（6,334 t削減）
- ②令和32年度（2050年度）の二酸化炭素（CO₂）排出量を実質ゼロ（12,424 t削減）とし、カーボンニュートラルを達成する

●国の目標では、業務その他部門における令和12年（2030年）の目標値が、平成25年比（2013年比）で51%削減となっている

●国の目標値を踏まえると、6,085t-CO₂となる。（平成25年（2013年）：12,424t-CO₂）
参考 令和3年（2021年）：9,452 t-CO₂

※区域施策で示している業務その他部門の目標値では、150,000 t-CO₂（平成25年度（2013年度））から73,500 t-CO₂（令和12年度（2030年度））まで削減することとなっている。 参考 令和元年度（2019年度）：88,000 t-CO₂

※市の報告の数値と業務その他部門では算出方法や統計の公開状況が異なるため、最新年度としてどの年度の実績を採用するかということにずれが生じる

仮に、市の報告の数値における令和元年度（2019年度）の数値が8,800 t-CO₂を上回っている場合、上記目標値を採用することで、市役所の温室効果ガス排出量を業務その他部門の1割未満に抑える目標にするという捉え方も可能

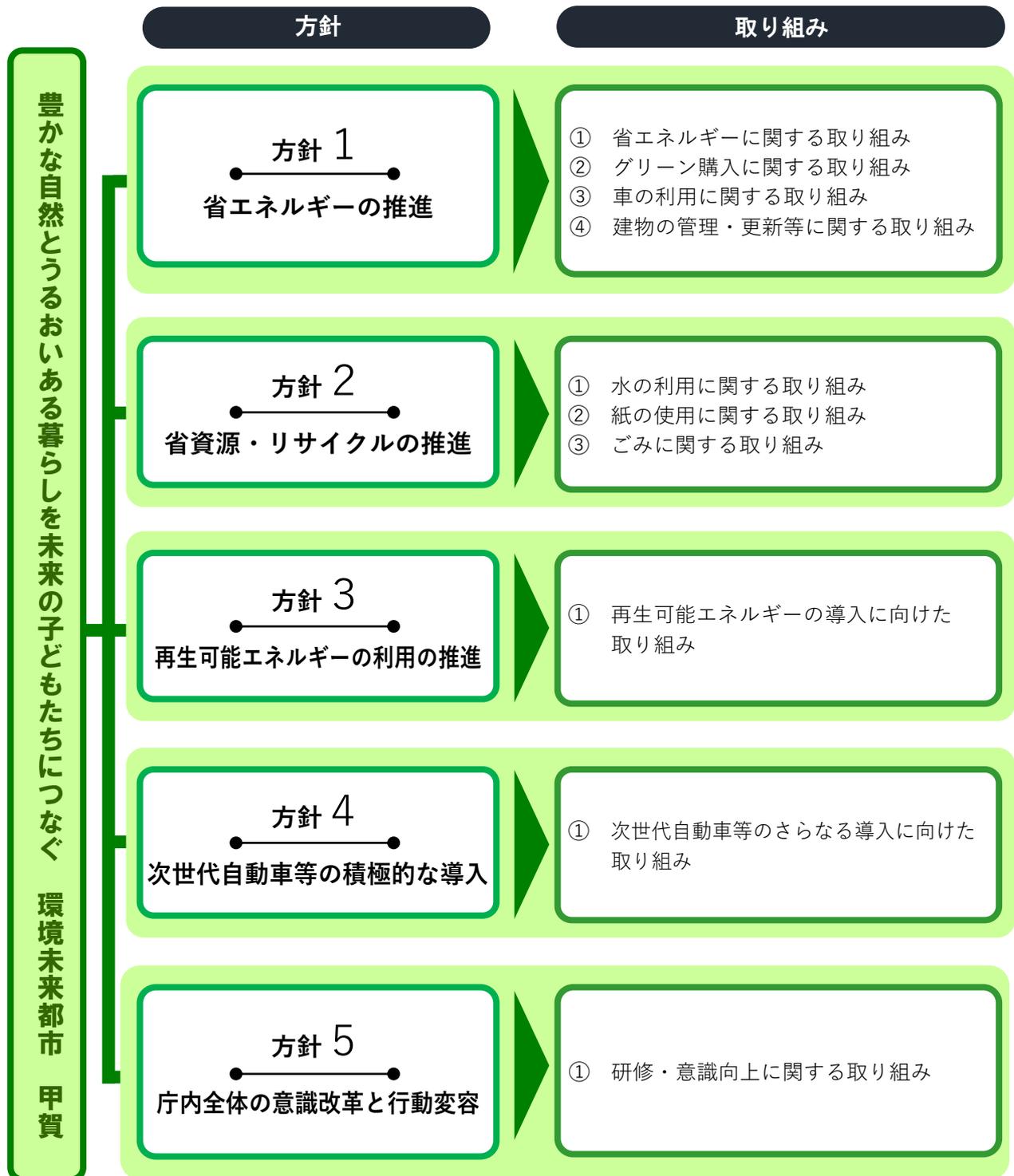
第2節 部局の削減目標の設定

市内全体の温室効果ガス排出量の削減目標を部課局の排出量で按分すると次の通りとなります。

部課局別の温室効果ガス削減目標

部課局	平成 25 年度（2013 年度） の排出量（t-CO ₂ ） 【基準】	令和 12 年度（2030 年度） の排出量（t-CO ₂ ） 【目標】
市長部局	3,587	1,757
教育委員会	1,998	979
上水道事業	2,601	1,274
下水道事業	1,677	821
小学校	1,056	517
中学校	649	318
病院	494	242
幼稚園・保育園	361	177
合計	12,424	6,085

第3節 施策の体系



第1章
計画の基本的な考え

第2章
甲賀市の現状・課題

第3章
市全体の温暖化対策の推進

第4章
行政の温暖化対策の推進

第5章
再生可能エネルギーの導入目標

第6章
計画の推進体制・進捗管理

第4節 地球温暖化対策の具体的な取り組みの内容

方針1 省エネルギーの推進

▶市の取り組み

①省エネルギーに関する取り組み

- ・エネルギーの使用に関して、省エネルギー行動や設備のメンテナンスによる運用改善、省エネルギー設備や技術の導入、エネルギー管理を進め、電気や燃料等に由来する温室効果ガスの削減に努めます。

②グリーン購入に関する取り組み

- ・本市の事務事業においては、多くの物品を購入・消費していることから、率先してグリーン購入に取り組むことで、物品等の製造過程で排出される温室効果ガスの抑制に努めます。

③車の利用に関する取り組み

- ・公用車の使用に伴う温室効果ガスの排出量を削減するため、車の使用方法や運行管理の見直しを率先して取り組みます。

④建物等の管理・更新等に関する取り組み

- ・既存施設の管理の見直しを行うことで効率的な運用を行うとともに、施設を補修もしくは新設する際には、環境に配慮した設計や資材、エネルギー効率の良い設備の導入を検討し、温室効果ガスの削減に努めます。

▶①省エネルギーに関する取り組みの内容

◆設備等の運用改善

- ・ 不要な照明の消灯に努めます。
- ・ パソコン等の OA 機器や事務機器について、長時間使用しない場合は主電源を切ります。
- ・ 普段使用しない電気機器はプラグを抜きます。
- ・ クールビズやウォームビズを推進するため、衣服の軽装化や各種防寒具の利用等により、冷暖房の適正な運転管理に努めます。
- ・ エレベーターの使用を控え、極力階段を利用するよう努めます。
- ・ 使用していない部屋の空調を停止するほか、空調の換気運転の適正化に努めます。

◆設備のメンテナンス

- ・ 定期的に設備の点検を行います。
- ・ 照明機器や空調フィルター等について、定期的に清掃します。
- ・ 熱源について、冷却塔充填剤の清掃や冷却水の適正な水質管理に努めます。

◆省エネルギー設備機器や省エネルギーにつながる技術の導入

- ・ 機器の交換や購入時には、高効率給湯機、空調、ボイラー等のエネルギー効率の良い省エネルギー機器の導入に努めます。
- ・ LED 等の高効率照明の導入を推進します。
- ・ その他 OA 機器等の交換や購入時には、エネルギー効率の良い省エネルギーのものを選択するよう努めます。

◆エネルギーの管理

- ・ 甲賀市環境マネジメントシステムに基づき、エネルギー管理に努めます。
- ・ 省エネルギー診断等を活用し、効率的な省エネルギー対策の実践に努めます。

▶②グリーン購入に関する取り組みの内容

◆グリーン購入の推進

- ・ 甲賀市グリーン購入基本方針に基づき、物品やサービスの購入に努めます。

▶③車の利用に関する取り組みの内容

◆運行管理

- ・ 無駄な走行を控え、走行距離の短縮化に努めます。
- ・ 公用車の運用にあたり、タイヤの空気圧の調整等、日常点検を実施して燃費改善に取り組むとともに、保有台数の適正化に努めます。

◆車の利用に伴うエネルギー消費の改善

- ・ 運転の際は、急発進や急加速を避け、エコドライブの徹底に努めます。
 - ・ 駐停車時は、アイドリングストップを徹底します。
 - ・ 外出や出張の際は、鉄道やバス等の公共交通機関の積極的な利用に努めます。
 - ・ 外出や出張の際、目的地が同じもしくは近い場合には、車両の相乗りを推奨します。
 - ・ 公用車を更新する際は、温室効果ガスの排出量の少ない車種を選定するよう努めます。
 - ・ 車両を使わずに遠隔地同士の会議開催が可能になる、インターネット等を活用した会議システムの活用を努めます。
-

▶④建物等の管理・更新等に関する取り組みの内容

◆建物の管理

- ・ 公共施設について、省エネルギー診断の実施や、再配置を含めた効率的な運用に努めます。
- ・ 緑のカーテンや屋上緑化、壁面緑化等の緑化を推進し、冷房の使用を控えるよう努めます。

◆建物の補修・更新・新築

- ・ 建物を更新、新築する際は、原則 ZEB Ready 化以上とします。なお、困難な場合であっても、断熱性や通気性等に考慮した省エネルギー型の設計の積極的な導入や建設副産物の発生を抑制する工法の導入に努めます。
 - ・ 施設を補修する際は、計画段階から省エネルギー化の検討を行い、可能な限りエネルギー消費量の削減を図ります。
 - ・ 設備を導入する際は、高効率機器やトップランナー基準をクリアしたエネルギー効率の高い設備を積極的に導入するとともに、BEMS やスマートメーターの導入等も検討します。
 - ・ 「建築物における地域産木材の利用方針」に基づき、公共建築物や公共工事において、地域産木材の積極的な利用促進に努めます。
-

方針2 省資源・リサイクルの推進

▶市の取り組み

①水の利用に関する取り組み

- ・節水や漏水防止等、水資源を効率的に活用することで使用量の削減を図り、温室効果ガスの削減に努めます。

②紙の使用に関する取り組み

- ・事務の簡素化や電子データ化等、紙の使用を抑制するとともに分別を徹底することで、紙の廃棄の過程で排出される温室効果ガスの削減に努めます。

③ごみに関する取り組み

- ・廃棄物の焼却や焼却施設の運用が温室効果ガスの排出につながっています。そのため、ごみの発生抑制や分別を徹底することで、温室効果ガスの削減に努めます。

▶①水の使用に関する取り組みの内容

◆水資源の有効活用

- ・水道設備を更新する際は、節水型の設備の選択に努めます。
- ・洗面所や給湯室、公用車の洗車等において節水を心がけます。
- ・水道設備等の定期的な点検を行い、漏水の防止に努めます。
- ・散水等に雨水の利用を心がけます。

▶②紙の使用に関する取り組みの内容

◆紙資源の有効活用

- ・庁内 LAN や電子メール等、庁内情報システムを有効活用することで、文書や決裁の一部電子化を促し、ペーパーレス化に努めます。
- ・印刷の際は、両面コピーや裏紙の利用、集約印刷、古紙配合率の高い用紙の利用を徹底します。
- ・甲賀市グリーン購入調達方針に基づく用紙の利用に努めます。
- ・雑誌や段ボール、リサイクル可能な用紙等、紙類の分別を推進します。

▶③ごみに関する取り組みの内容

◆ごみの排出抑制

- ・マイカップ、マイ箸、マイボトルの持参を促進し、紙コップ等の使い捨て用品の使用を減らします。
- ・職場のごみ箱の撤去に努め、不要なごみの削減を図ります。
- ・封筒やファイル等の再利用を促進するとともに、シュレッダーの使用を必要最小限に抑えることで、ごみの排出抑制と紙の資源化に努めます。
- ・備品の故障や不具合の際は、可能な範囲での修繕に努め、長期利用を心がけます。
- ・プリンタートナーカートリッジの交換及びリサイクルの推進に努めます。

◆廃棄物の減量とリサイクルの推進

- ・公共施設から排出される廃棄物及び廃棄物中の可燃ごみについては、4R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ）に加え、再生材利用等に取り組み、サーキュラーエコノミー（循環経済）を推進します。
-

方針3 再生可能エネルギーの利用の推進

▶市の取り組み

①再生可能エネルギーの導入に向けた取り組み

- ・本市の事務事業から排出される温室効果ガスは、大部分が電気や燃料等のエネルギー使用に由来しています。そのため、省エネルギーの推進だけでなく、再生可能エネルギーの利用を並行して進めることで、化石燃料由来の温室効果ガスを削減する必要があります。
- ・再生可能エネルギーの導入は行政のみならず、市全体で広く進めていくべき取り組みです。まずは行政において、本市に適した再生可能エネルギーの導入を積極的に進めるとともに、導入した際に期待される効果を広く周知することで、市民や事業者への普及啓発を図ることが重要です。

▶①再生可能エネルギーの導入に向けた取り組みの内容

◆再生可能エネルギーの導入の検討

- ・太陽光発電やバイオマス発電、小水力発電等、本市に適した再生可能エネルギーを利用した設備の導入を積極的に検討します。再生可能エネルギーを利用した設備の導入が困難な場合は、再生可能エネルギー由来の電力への契約切替に努めます。
- ・新築及び更新施設において、可能な限り再生可能エネルギーの導入を検討します。
- ・既存施設において、再生可能エネルギーを導入する可能性について検討し、必要に応じてPPAモデルの活用も検討するなど、率先した導入に努めます。
- ・災害時の非常用電源やエネルギー源として活用できる再生可能エネルギーや蓄電池、コージェネレーションシステム（熱電併給システム）等の導入の検討に努め、災害時のレジリエンスの向上を図ります。
- ・導入した再生可能エネルギーの効果等の周知に努めます。

方針4 次世代自動車等の積極的な導入

▶市の取り組み

①次世代自動車等のさらなる導入に向けた取り組み

- ・次世代自動車（EV、FCV、PHEV、HV等）の導入を行い、段階的にガソリン車やディーゼル車等を廃止し、温室効果ガスの削減に努めます。
-

▶①次世代自動車等のさらなる導入に向けた取り組み

◆公用車等の次世代化の推進

- ・公用車の新規導入・更新の際は、電気自動車やハイブリッド車等、環境に配慮した次世代自動車を積極的に選択します。
 - ・公用車の新規導入・更新の際は、使用実態を踏まえ、必要最小限の大きさの車両を選択します。
 - ・次世代自動車の導入が困難な場合は、軽自動車等、必要最小限の大きさの車両や燃費の良い車両を積極的に導入します。
 - ・次世代自動車用充電器の設置を推進します。EV充電器においては、再生可能エネルギー由来の充電器の設置に努めます。
-

方針5 庁内全体の意識改革と行動変容

▶市の取り組み

①研修・意識向上に関する取り組み

- ・本市では省エネルギー行動が普及しつつあり、今後も継続するとともに、職員への情報提供や研修等の実施を通じて省エネルギー行動の実践に向けたさらなる意識向上を図ります。
- ・市民や事業者にも理解と協力が得られるよう、情報発信に努めます。

▶①研修・意識向上に関する取り組みの内容

◆研修の開催

- ・全庁的な脱炭素の推進に向け、甲賀市環境マネジメントに基づいた教育研修を実施します。
- ・職員の意識啓発や取り組みの実践を促すため、環境関連の情報提供や知識の習得を促す研修会等を実施します。

◆ワークライフバランスの確保や働き方のさらなる改善

- ・ワークライフバランスの確保に努めるとともに、テレワークの推進やウェブ会議システムの活用など、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な働き方を推進します。
- ・事務事業の見直しや改善により、時間外勤務を削減し、執務室の電気消費量や用紙類の使用量を削減します。
- ・ノー残業デーの徹底により、定時退庁することで、庁舎の電気消費量を削減します。

◆啓発の推進

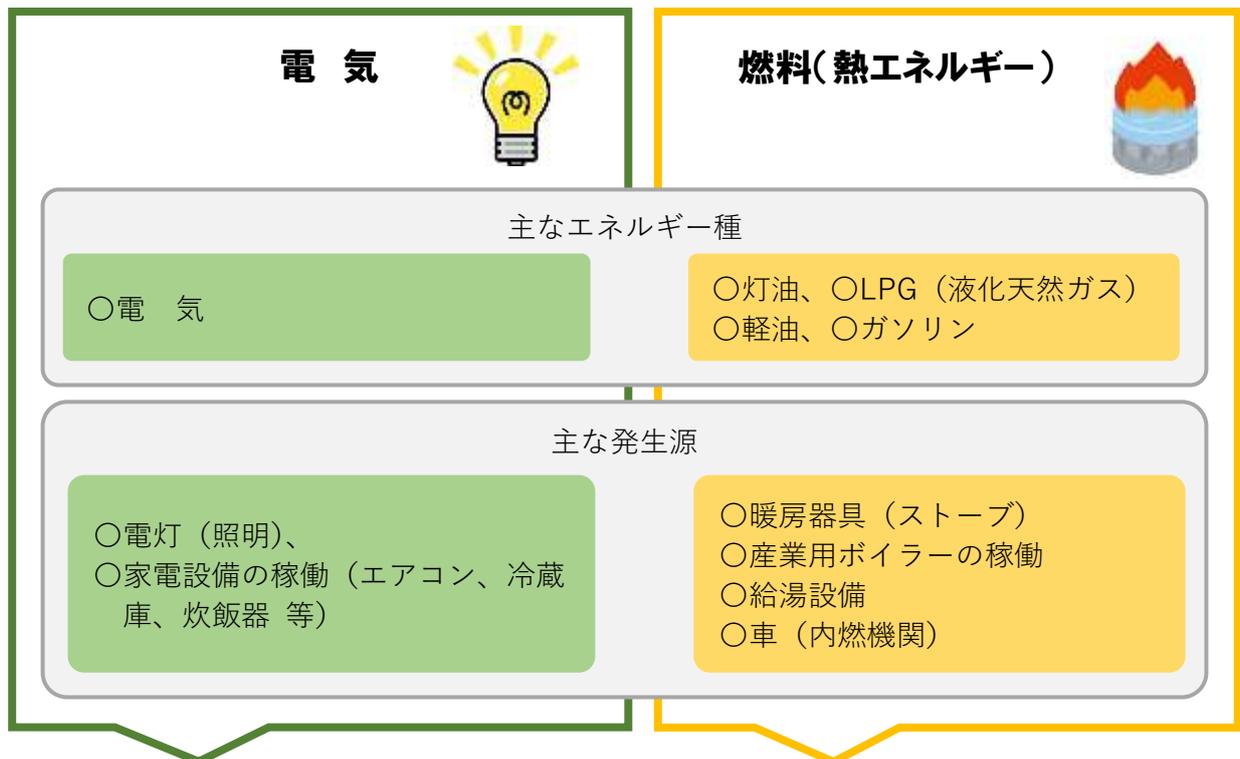
- ・職員向け News（通信）等を活用し、環境関連の情報や庁内や公共施設での取り組みについて普及啓発に努めます。
- ・広報「こうか」や市ホームページ等を通じて、一定の効果が得られた省エネルギー対策等を市民や事業者にも広く周知します。

第5章 再生可能エネルギーの導入目標

市内で生産・消費されるエネルギーは、電気と燃料（熱エネルギー）に大きく分かれます。石油や石炭等、化石燃料由来の電気・燃料を使用すると二酸化炭素が排出されます。そのため、市内の脱炭素化を推進するにあたり、電気については化石燃料で発電しているものを太陽光発電等、自然エネルギーによる発電に転換することが考えられます。また、燃料については、化石燃料を使っている暖房給湯機器等を薪ストーブ等、自然エネルギーによるものに変える、もしくは電気に転換して自然エネルギー由来の電気を活用したものに転換することが必要です。

本市においては、電気と熱の両方の対策をバランスよく取り組み、エネルギー自体の効率化を図りながら、エネルギーをつくる仕組みづくりを推進することが求められます。

この章では、エネルギーをつくる仕組みづくりの推進に向け、本市の再生可能エネルギーのポテンシャルを分析し、導入目標を設定します。



対策の取り組み例

- 1 エネルギーをつくる
 - ・化石燃料由来の電気を代替するため、太陽光発電設備や蓄電池等を設置する
 - ・化石燃料由来の熱を代替するため、薪ストーブ等への転換を図る
- 2 エネルギーを使う
 - ・設置した太陽光発電設備が発電した電力を使用する
 - ・新電力会社等から地元で生産された再生可能エネルギーを購入し利用する

環境省の REPOS から、本市における再生可能エネルギー（電力）の導入ポテンシャルを年間発電電力量でみると、太陽光建物系が最も高く、次いで陸上風力、太陽光土地系の順になっています。

太陽光土地系では、遊休地等を活用した太陽光発電の設置等のほか、駐車場を利用したソーラーカーポート、営農中の経営耕地にソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）装置を設置するケース等が想定されます。

太陽光建物系では、学校、公共施設、事業所等への太陽光発電設備や蓄電池等の導入等が想定されます。

陸上風力のポテンシャルは示されているものの、本市が誇る豊かな森林を切り開くこと、災害、公害等の懸念があること、費用対効果の観点から、慎重に検討することが求められます。

なお、REPOS ではバイオマス等の導入ポテンシャルは数値化されていませんが、可能性がないということではなく、地域の事情に応じて長期的な視野での検討が必要となります。

REPOS の数値だけでなく、地域の事情を反映したポテンシャルを把握するため、独自の統計調査や現地調査を実施し、導入目標を設定しました。

■本市における再生可能エネルギー等の導入ポテンシャル（令和 4 年（2022 年）4 月現在）

再生可能エネルギー（電気）	設備容量 (MW)	年間発電電力量 (MW h/年)
太陽光（建物系）	580	760,197
太陽光（土地系）	1,000	1,309,798
太陽光小計	1,580	2,069,995
陸上風力	760	1,944,601
中小水力	1	6,528
地熱	0.0	0.0
再生可能エネルギー（電力）計	2,341	4,021,123

再生可能エネルギー（熱）	年間熱量 (GJ/年)
太陽熱	574,882
地中熱	5,980,254
再生可能エネルギー（熱）計	6,555,127

出典：REPOS

第1節 バイオマス発電

■ バイオマス利用の特性・課題等

項目	内容
システム概要	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス発電の原料となるのは、木質系、農業・水産系、食品系等、生物由来の幅広い有機物であり種類が多岐にわたる ・バイオマス発電は、原料となるバイオマスの選択、バイオマスエネルギーへの変換、バイオマスエネルギーを用いた発電の、3つのプロセスで構成される技術である。各種バイオマスはそれぞれに適したエネルギー変換技術によりバイオマスエネルギーに変換され、発電に利用される <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[バイオマス] --> B[直接燃焼] A --> C[熱化学的変換 (ガス化)] A --> D[生物化学的変換 (メタン発酵等)] B --> E[蒸気タービン] C --> F[ガスタービン等] D --> F </pre> <p style="text-align: center;">エネルギー変換技術 発電技術</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電や風力発電は発電量が天候に大きく左右されるのに対し、木質バイオマス発電は燃料を安定的に供給することによって24時間発電することができ、例えば、昼間は太陽光発電、夜間はバイオマス発電というように需要に併せて補完的に利用することが理想とされる。またバイオマス発電では発電する際に熱が発生するため、熱利用を組合せることで高いエネルギー効率を実現できる
地域特性	<ul style="list-style-type: none"> ・森林面積が市域の約7割と多く、潜在的に木質バイオマスが存在する ・家畜排泄物や生ゴミ等、捨てていたものを資源として活用することで、地域環境の改善に貢献できる
経済性	発電コスト (円/kWh) ※ () 内は政策経費 (技術開発の予算、立地交付金等) なしの値 <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス (混焼、5%) 13.2 (12.7) ・バイオマス (専焼) 29.8 (28.1) 出典：経済産業省
技術性	<ul style="list-style-type: none"> ・実用段階
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・機器の価格が高い ・燃料となる木材 (間伐材) の調達にコストがかかる ・バイオマス発電は、その発電方法にも使用するバイオマス資源に合わせていくつかの種類があり、発電施設が異なる ・バイオマス資源が広い地域に分散しているため、収集・運搬・管理にコストがかかる小規模分散型の設備になりがちという課題がある (各地で廃棄されるものの、それを集めるだけで人件費や運搬費用等のコストがかかる) ・廃棄物を集め、運搬し、さらに利用されるまで管理しなければいけないという問題が発生する

(1) 導入目標設定の基本的な考え方

メタンガス発酵等につながる全資源エネルギーに対して、現在の技術水準で利用可能なエネルギー資源量を「賦存量」と呼び、さらに種々の制約要因を勘案し、設置の可否を考慮したエネルギー資源量を「導入ポテンシャル」と呼びます。

本市の状況を考慮し、バイオマス発電の導入目標を定めました。

(2) ポテンシャルの推計

①木質バイオマス（熱利用・マテリアル利用）

ボイラーやストーブ等、熱利用の燃料となる薪、チップ、ペレットの原料としては間伐材のうち、主にC材（大曲がり材で集成材、合板用材、製紙用・エネルギー用のチップ材等）や、D材（伐採・造材の際に発生する端材）の一部が使われています。製材工場等残材や建設発生木材はすでにほとんど利用されているため、ほかに木質燃料の原料としてポテンシャルがある素材としては、搬出コストに見合う販売価格が見込めず間伐後森林に放置されている未利用木材（林地残材）があります。

搬出間伐は植栽木の適正な密度管理のために行う作業ですが、林齢が比較的高い森林について、間伐で伐採したスギやヒノキを木材等に有効利用するものです。伐採した間伐材は、利用に適した長さに玉切りし、木材市場等に運び、そこで製材業者等に販売します。甲賀森林整備事務所によると、甲賀地域（甲賀市と湖南市）では近年、搬出間伐に優先して取り組み、間伐材搬出量は年々増える傾向にあり、令和元年度（2019年度）は13,142 m³でした。除間伐面積比で甲賀市分は12,767 m³と推計されます。

なお、第2次甲賀市環境基本計画【改訂版】では、「山林より搬出される原木（丸太）の生産量」について令和5年度（2023年度）の目標値を13,500 m³としています。

林地残材については費用対効果の経済性次第ですが、効率のよい路網の設計・作設を行うことで、利用可能量を増やすことが可能と考えられます。

■ポテンシャルの考え方

木材生産量に対する燃料用チップ（間伐材・林地残材）利用量の割合は地域によってかなりばらつきがありますが、近畿は約4割というデータがあります。

令和5年度（2023年度）の目標値13,500 m³に対して、4割（※近畿における燃料用チップ利用量）をあてはめると5,400 m³となり、燃料用チップとしては2,455 t（2.2 m³/tで丸太換算）に相当します。

年間2,500 t程度の燃料用チップの供給量とした場合、大規模バイオマス発電には十分な量とはいえ、熱電併給を含む地域熱エネルギーに利用するのが現実的かつ合理的と考えられます。小さな地域循環づくりから始めて、それを広げていくプロセスが求められます。

②家畜と汚泥を活用したメタン発酵

本市の家畜の排せつ物や下水処理に伴う汚泥は十分に活用されていません。これらの資源はメタン発酵を通じてバイオマス発電や熱の回収が期待できます。

馬、乳牛、肉牛の飼育数と甲賀市信楽水再生センターと甲賀市土山オー・デュ・ブールの年間汚泥量を活用した場合、どれだけのエネルギーが得られるか試算しました。

■家畜の頭数と排泄物の発生量

		馬	肉牛	乳牛
頭数	頭	1,110	483	736
発生原単位	kg/頭/日	23	20	30
	kg/日	25,530	9,660	22,080

※頭数：甲賀市

※※馬糞の発生量原単位：宮城県の Net データ

※※※肉牛、乳牛の発生量の原単位：畜産環境対策大事典

令和3年度（2021年度）の甲賀市信楽水再生センターと甲賀市土山オー・デュ・ブールの年間汚泥量：832,850kg/年（202,850kg/年+630,000kg/年）

1日の平均発生量：2,282kg/日（832,850kg/年÷365日）

1日のガス発生量：5,095Nm³/日（181,270MJ/日）を燃料にガスエンジンで発電した場合の発電量と熱回収量は、次の通りとなります。

■バイオガスによる発電量と熱回収量の推計

電効率		30%
熱回収効率		40%
発電量	kWh/日	15,106
	kWh/h	629
熱回収量	MJ/日	72,508
	MJ/h	3,021



時間推計値	
時間発電量	629kWh/h
時間熱回収量	3,021MJ/h

■ポテンシャルの考え方

文献値や大学での実証データをもとにした推計ですが、本市の馬、乳牛、肉牛の排泄物、下水汚泥を活用することで、629kWh/hの発電量、3,021MJ/hの熱回収量が期待されます。農林水産省「令和2年木質バイオマスエネルギー利用動向調査」の平均年間稼働日数、時間を踏まえると、上記発電で1,040tの温室効果ガス削減が期待されます。

(3) 本計画のバイオマス導入目標

本計画では、令和 32 年（2050 年）までにカーボンニュートラルを実現する上で、燃料用チップの活用や家畜と汚泥を活用したメタン発酵等、地域の資源をこれまで以上に活用していくことが重要であると考えました。本市の地域資源を最大限活用していくためのスタートアップとして、限定的・試験的な導入を設定しました。ポテンシャルを最大限活用していくための切り口として、導入目標の達成を目指します。

	令和 12 年（2030 年） （台）	温室効果ガス 削減量 （推計）
薪ストーブや木質ペレットストーブの導入数 （間伐材・林地残材を活用した燃料チップの供給）	100	106※

※木質ペレットストーブを使用した場合の灯油削減量から算出。ペレット生成時の温室効果ガスは含まない

	令和 12 年（2030 年）	温室効果ガス 削減量 （推計）
馬、乳牛、肉牛の排泄物、下水汚泥を活用したメタン発酵の実施	試験的に実施している	312※

※ポテンシャルの 30%を活用しているものとして算出



第2節 小水力発電

小水力発電については、環境省の REPOS で示されているポテンシャルを整理し、現実的な目標を検討しました。

■小水力発電の特性・課題等

項目	内容
システム概要	小水力発電は、高い所でせき止めた河川の水を低いところへ導き（位置エネルギー）その流れ落ちる勢いによって水車を回して（運動エネルギー）発電機に伝えて発電する
地域特性	・山間部をはじめ、市内に若干のポテンシャルがみられる
経済性	発電コスト（円/kWh）※（）内は政策経費（技術開発の予算、立地交付金等）なしの値 ・小水力 25.3（22.0） ・中水力 10.9（8.7） 出典：経済産業省
技術性	・実用段階
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・流量や流速は季節や年度によっての差があり、長期にわたる調査が必要となる ・河川や農業用水路を利用する中小水力発電では、枯葉や木ぎれ等が発電機の取水口に詰まり発電がストップすることがあるため、こまめな管理が必要である ・設置費用が高い ・水利使用するのに調整が必要 ・農業用水路はかんがい期以外において水が流れていない場合がある ○小水力発電の導入可能性が高い地点においては、今後も事業の実現性を検討することも求められる

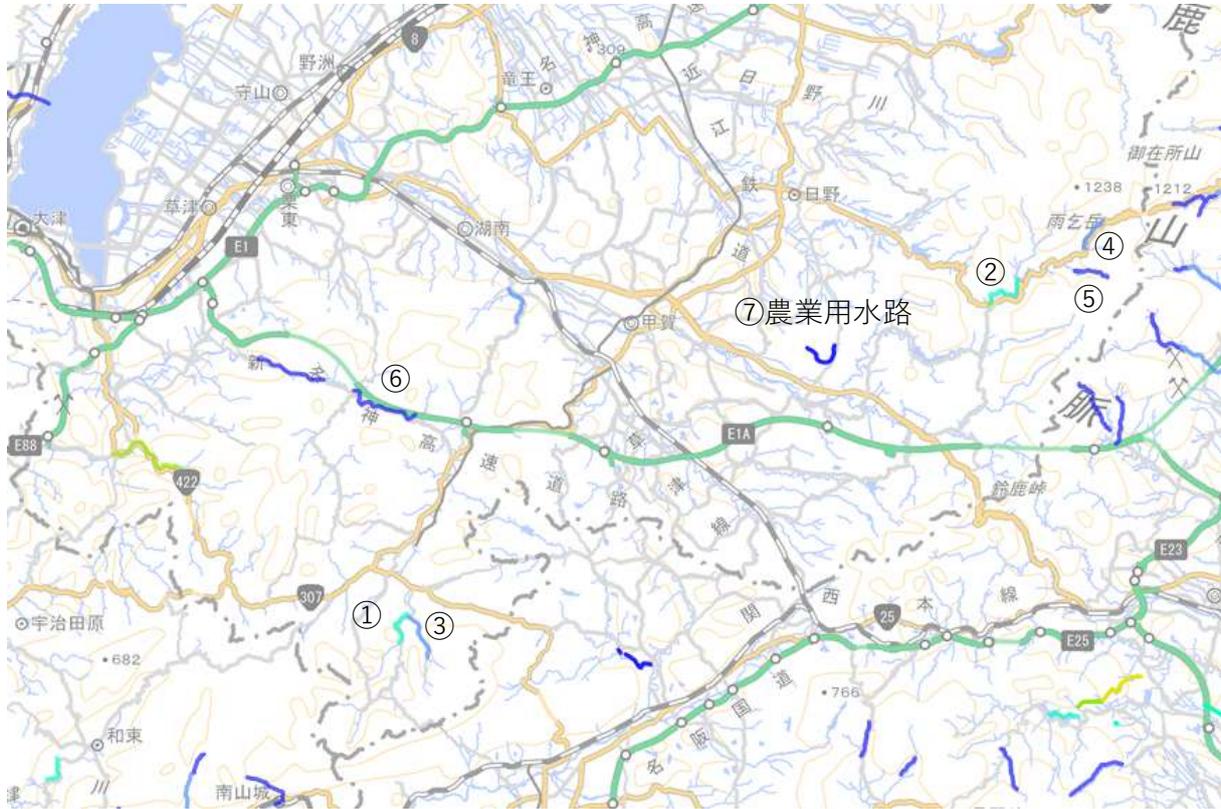
（1）導入目標設定の基本的な考え方

河川流量等につながる全資源エネルギーに対して、現在の技術水準で利用可能なエネルギー資源量を「賦存量」と呼び、さらに種々の制約要因を勘案し、設置の可否を考慮したエネルギー資源量を「導入ポテンシャル」と呼びます。ここで勘案している制約要因は、国立・国定公園や自然環境保全地域等の法規制、本市の状況を考慮し、小水力発電の導入目標を定めました。

(2) 小水力発電の導入ポテンシャル

REPOS によると、本市には、小水力発電の導入ポテンシャルのある河川が存在しています。その分布を示すと、次の通りとなります。

■中小水力 REPOS マップ



中小水力河川部導入ポテンシャル	
	100kW 未満
	100 - 200kW
	200 - 500kW
	500 - 1,000kW
	1,000 - 5,000kW
	5,000 - 10,000kW
	10,000kW 以上

中小水力農業用水路導入ポテンシャル	
	100kW 未満
	100 - 200kW
	200 - 500kW
	500 - 1,000kW
	1,000 - 5000kW
	5,000 - 10,000kW
	10,000kW 以上

資料：環境省「REPOS」

■GIS データ



○小水力発電の導入ポテンシャル

環境省の REPOS で発電の可能性が示される地点及び過去の調査結果から可能性が高いと考えられる市内の6地点において、発電容量は 1.21 MW、年間発電電力量は 7.21GWh のポテンシャルがあることが分かりました。

■中小水力（河川）

No	河川名	設備容量 (MW)	発電電力量 (GWh/年)	備考
①	大戸川	0.3	1.6	信楽町神山付近の大戸川
②	野洲川	0.4	2.5	土山町の野洲川ダム湖
③	神有川	0.1	0.8	信楽町の鶏鳴八滝で知られる神有川
④	野洲川	0.1	0.7	土山町の鈴鹿スカイライン沿いの野洲川
⑤-1	猪足谷	0.1	0.4	土山町の元越大滝付近（上流：右側）
⑤-2	支流	0.1	0.5	土山町の元越大滝付近（下流：左側）
⑥	大戸川	0.1	0.6	大津市境の県道 16 号大津信楽線沿いの大戸川
	計	1.11	7.10	

■中小水力（農業用水路）

No	河川名	設備容量 (MW)	発電電力量 (GWh/年)	備考
⑦	大日川の一部（上流）と水路	0.04	0.45	頓宮池と淡海学園南東の池をつなぐ水路

REPOS において、本市には中小水力のポテンシャルがあることが確認できました。

しかし、REPOS で示されているポテンシャルには河川の管理状況、道路及び電柱等の整備状況が十分に反映されていないほか、見落とされている農業用水路がある可能性が高かったことから、土地改良区への調査を通じ、実現可能な河川を目標に設定することとしました。

(3) 本計画の小水力発電導入目標

本計画では、現実的な目標として、実現が期待できる比較的小規模な水力発電に限定した導入を設定しました。

3箇所での小水力発電の実施を目指します。

■小水力発電導入地点①（鯨川砂防ダム）



出典：国土地理院地図

項目	内容
取水ポイント	344m
建屋予定地（PH※：1）	314.2m
落差計算	$344 - 314.2 = 29.8\text{m}$
出力計算	$9.8 \times 29.8\text{m} \times (0.235)\text{ m}^3/\text{s} \times 0.7 = 48\text{kW}$ ※毎秒 235L の水量が確保できれば低圧連系が可能
河川の様子等	<ul style="list-style-type: none"> ◆灌漑期の水量によっては発電の可能性はあるものの、落差がないため、それなりの水量がないと発電は困難 ◆砂防ダム下流には桜並木があり、周辺環境への配慮が欠かせず、PH を下流に整備することは現実的ではない ◆電柱までの距離があるため、整備コストが懸念される ◆導入調査の際、砂防ダムから農業用水路への水の流れやダムの構造等を確認する必要がある 

※PH：パワーハウス（以下同様）

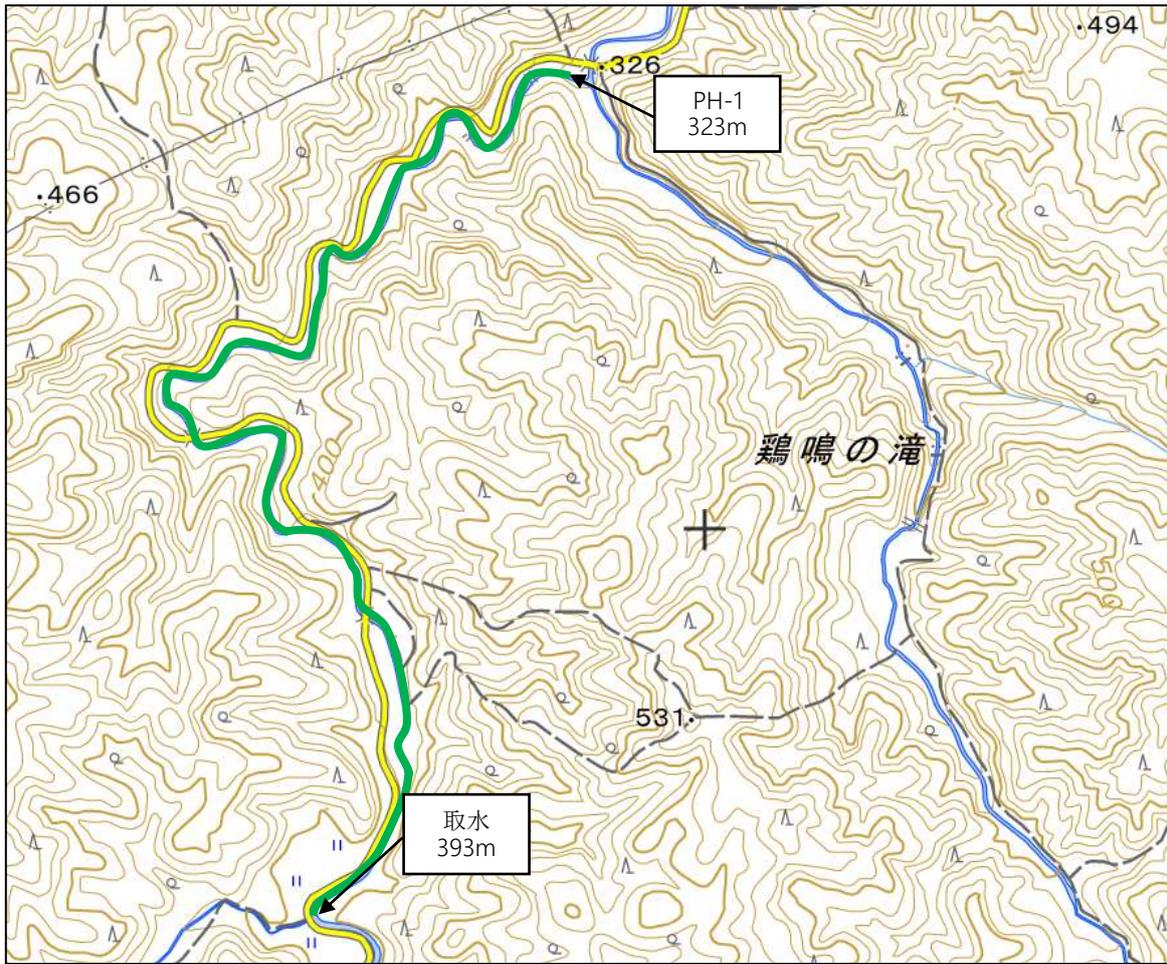
■小水力発電導入地点②（土山導水路）



出典：国土地理院地図

項目	内容
出力・落差について	地図上では落差が確認できないものの、現地調査にて一定の落差と水力が見込めたため、48kW で計算。（導入調査が必要）
河川の様子等	<ul style="list-style-type: none"> ・落差があり、非灌漑期だが一定の水量を確認できた ・落差のある地点を3箇所確認できた。このうちの1箇所での実施を検討する 

■小水力発電導入地点③（大戸川 神山上流）



出典：国土地理院地図

項目	内容
取水ポイント	393m
建屋予定地（PH※：1）	323m
落差計算	393-323=70m
出力計算	$9.8 \times 70 \text{m} \times (0.1) \text{ m}^3/\text{s} \times 0.7 = 48\text{kW}$ ※毎秒 100L の水量が確保できれば低圧連系が可能
河川の様子等	<ul style="list-style-type: none"> ・大戸川が一級河川であるため、取水・放流について河川協議が必要となる可能性がある ・一定の水量が見込めるので発電は可能と考えられるが、水量調査が必須（導入調査が必要） 

これら 3 箇所での小水力発電の実施を考えた場合、本計画で目標とする小水力発電の導入設備容量及び年間発電電力量は次の通りとなります。

	令和 12 年 (2030 年) 目標設備容量	令和 12 年 (2030 年) 目標年間発電電力量	温室効果ガス削減量 (推計)
小水力発電 (3 箇所)	144kW	924.6MWh	334.7t

第3節 太陽光発電

太陽光発電については、環境省の REPOS で示されているポテンシャルに加え、田畑を活用したソーラーシェアリング等、本市のポテンシャルを独自推計しました。

■太陽光発電の特性・課題等

項目	内容
システム概要	太陽光発電は、シリコン半導体等に光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを直接電気に変換する発電方法
地域特性	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建て住宅が多い ・工業団地が 11 箇所整備されている ・日照時間等の気象条件は太陽光発電に適している
経済性	発電コスト（円/kWh）※（）内は政策経費（技術開発の予算、立地交付金等）なしの値 ・住宅用 17.7（17.1） ・事業用 12.9（12.0） 出典：経済産業省
技術性	<ul style="list-style-type: none"> ・実用段階
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅等については令和元年度（2019 年度）から、FIT 制度による買取期間が満了する住宅用太陽光発電施設が発生し、電力会社との高価格での契約が終了となるため、その後の発電継続や適切なメンテナンスが実施されないおそれがある ・事業用／地上設置型では、全国的に山林での整備に伴う濁水流出、景観、光害への懸念、住民説明の不足等のため、住民からの不満・不安が持ちあがるケースが増加した ・太陽光パネルの耐用年数は 20～30 年とされており、将来的なパネルの大量廃棄への対応が問題となっている。リユース・リサイクルの技術開発も進められており、環境に負荷をかけない適切な処理に向けた制度面・技術面での取り組みが課題となる

※表中「経済性」は、資源エネルギー庁に設けられている、総合資源エネルギー調査会の「2021 年発電コスト検証ワーキンググループ」による令和 2 年（2020 年）の各電源の発電コストの試算

(1) 導入目標設定の基本的な考え方

①戸建住宅等

国土交通省の建築着工統計によると、新設住宅着工戸数は年 311 件程度で推移しており、平成 16 年度（2004 年度）以降の 16 年で 5,282 件の新設着工がありました。この、過去 20 年程度の着工新設住宅を対象にポテンシャルの推計を行うこととしました。推計にあたっては、日本プレハブ建築協会資料をもとに、5.26kW を採用しました。

共同住宅・長屋については、平成 30 年（2018 年）住宅・統計調査より、長屋の棟数（230 棟）と共同住宅の棟数（770）を合算し、ポテンシャルの推計を行うこととしました。推計にあたっては、経済産業省「第 79 回調達価格等算定資料」に示されている集合住宅の屋根の数値（10-20kw）を踏まえ、中央値を採用しました。

②戸建住宅以外の建物

公共施設及び都市計画用途地域における工業専用地域・工業地域・準工業地域の工場・倉庫を対象に REPOS の GIS データを活用して目視調査を行いました。

③田畑（ソーラーシェアリング）

わがマチ・わがムラの統計データ「販売を目的とした農畜産物の作付・飼養状況」から作付面積の大きい作物を中心に導入した場合の推計を行いました。

(2) 太陽光発電の導入ポテンシャルの推計

REPOS や各種統計を用いた推計によると、本市の太陽光発電導入可能ポテンシャルは次の通りとなります。

①戸建住宅等

戸建住宅における太陽光発電導入可能ポテンシャル	28MW
共同住宅・長屋における太陽光発電導入可能ポテンシャル	15MW

②戸建住宅以外の建物

●公共施設

公共施設における太陽光発電導入可能ポテンシャル	34MW
-------------------------	------

●工場・倉庫（工業専用地域・工業地域・準工業地域）

工場・倉庫における太陽光発電導入可能ポテンシャル	40MW
--------------------------	------

③田畑（ソーラーシェアリング）

●麦・豆類の畑で実施（作付面積の大きい田畑のみ）

麦・豆類の畑における太陽光発電導入可能ポテンシャル	298MW
---------------------------	-------

(3) 本計画の太陽光発電導入目標

本計画では、住宅及び住宅以外の屋根上、公共施設の駐車場等を対象に可能性として推計し、目標を設定しました。

今後の技術革新への対応も視野に、営農型太陽光発電のように森林伐採や優良農地の改変を伴わず生態系や自然環境・景観、森林の温室効果ガス吸収機能に配慮した導入を対象として検討していきます。

①戸建住宅等

本計画では、すべての着工新設住宅を対象としたポテンシャルのうち、30%の太陽光発電導入を目標として設定します。

また、共同住宅・長屋については、ポテンシャルの30%の太陽光発電導入を目標として設定します。

目標として掲げる戸建住宅等における太陽光発電の導入設備容量及び年間発電電力は次の通りとなります。

	令和12年(2030年) 目標設備容量	令和12年(2030年) 目標年間発電量	温室効果ガス削減量 (推計)
戸建住宅における太陽光発電	8.3MW (ポテンシャルの30%)	11,052MWh	4,001t
共同住宅・長屋における太陽光発電	4.5MW (ポテンシャルの30%)	5,893MWh	2,133t

②戸建住宅以外の建物

本計画では、カーボンニュートラルの実現に向けて行政が率先して脱炭素を推進するという意思のもと、公共施設の導入目標については、率先して太陽光発電を導入する公共施設とそれ以外の公共施設の2種類の目標を設定します。

●公共施設

本計画で目標とする公共施設における太陽光発電の導入設備容量及び年間発電電力は次の通りとなります。

	令和12年(2030年) 目標設備容量	令和12年(2030年) 目標年間発電量	温室効果ガス削減量 (推計)
率先して太陽光発電を導入する公共施設 (15施設)	4.9MW	6,417MWh	2,323t
上記15施設を除く公共施設	8.6MW (ポテンシャルの30%)	37,717MWh	13,654t

なお、率先して太陽光発電を導入する公共施設は次の通りです。

① 甲賀市役所		
住所	甲賀市水口町水口 6053 番地	
設立年	平成 29 年(2017 年)	
想定パネル設置数(屋根)	379 枚	
発電量(屋根)	142.1 kW	
発電量(駐車場)	977.6 kW	
調査結果	太陽光パネル設置可 一部太陽光設置済み	

② 水口体育館		
住所	甲賀市水口町鹿深 3 番 46 号	
設立年	令和 2 年(2020 年)	
想定パネル設置数(屋根)	437 枚	
発電量(屋根)	163.9 kW	
発電量(駐車場)	364.6 kW	
調査結果	日当たりは良好 一部太陽光設置済み	

③ 甲賀地域市民センター		
住所	甲賀市甲賀町相模 173 番地 1	
設立年	平成 29 年(2017 年)	
想定パネル設置数(屋根)	59 枚	
発電量(屋根)	22.1 kW	
発電量(駐車場)	55.5 kW	
調査結果	太陽光パネル設置可	

④ 甲南地域市民センター		
住所	甲賀市甲南町野田 810 番地	
設立年	令和3年(2021年)	
想定パネル設置数(屋根)	160枚	
発電量(屋根)	60.0 kW	
発電量(駐車場)	549.6 kW	
調査結果	太陽光パネル設置可	

⑤ 土山地域市民センター		
住所	甲賀市土山町北土山 1715 番地	
設立年	平成13年(2001年)	
想定パネル設置数(屋根)	16枚	
発電量(屋根)	6.0 kW	
発電量(駐車場)	155.9 kW	
調査結果	太陽光パネル設置可 一部小屋根構造	

⑥ 信楽地域市民センター		
住所	甲賀市信楽町長野 1203 番地	
設立年	令和元年(2019年)	
想定パネル設置数(屋根)	280枚	
発電量(屋根)	105 kW	
発電量(駐車場)	13.2 kW	
調査結果	太陽光パネル設置可 一部切妻屋根	

⑦ 土山体育館		
住所	甲賀市土山町北土山 414 番地 2	
設立年	平成 18 年(2006 年)	
想定パネル設置数(屋根)	953 枚	
発電量(屋根)	357.4 kW	
発電量(駐車場)	113.6 kW	
調査結果	屋根の耐荷重要検討	

⑧ 甲賀市まちづくり活動センター		
住所	甲賀市水口町水口 6009 番地 1	
設立年	令和元年(2019 年)	
想定パネル設置数(屋根)	180 枚	
発電量(屋根)	67.5 kW	
発電量(駐車場)	208.7 kW	
調査結果	太陽光パネル設置可	

⑨ 土山開発センター		
住所	甲賀市土山町北土山 1715 番地	
設立年	令和 3 年(2021 年)	
想定パネル設置数(屋根)	25 枚	
発電量(屋根)	5.5kw	
発電量(駐車場)	31.7kw	
調査結果	太陽光パネル設置可	

⑩ 希望ヶ丘防災コミュニティセンター	
住所	甲賀市甲南町 希望ヶ丘 1 丁目 3-4
設立年	平成 18 年(2006 年)
想定パネル設置数 (屋根)	15 枚
発電量 (屋根)	5.6 kW
発電量 (駐車場)	42.3 kW
調査結果	太陽光パネル設置可



⑪ 東部学校給食センター	
住所	甲賀市甲賀町隠岐 2403 番地 24
設立年	平成 17 年(2005 年)
想定パネル設置数 (屋根)	421 枚
発電量 (屋根)	157.9 kW
発電量 (駐車場)	161.2 kW
調査結果	太陽光パネル設置可



⑫ 西部学校給食センター	
住所	甲賀市水口町山上 927 番地
設立年	令和 2 年 (2020 年)
想定パネル設置数 (屋根)	520 枚
発電量 (屋根)	195.0 kW
発電量 (駐車場)	211.4 kW
調査結果	太陽光パネル設置可



⑬ 水口交流センター		
住所	甲賀市水口町伴中山 3737 番地 1	
設立年	平成 25 年(2013 年)	
想定パネル設置数 (屋根)	171 枚	
発電量 (屋根)	64.1 kW	
発電量 (駐車場)	18.5 kW	
調査結果	太陽光パネル設置可	

⑭ 甲賀公民館 (かふか生涯学習館)		
住所	甲賀市甲南町甲賀町 大原中 886 番地	
設立年	平成 16 年(2004 年)	
想定パネル設置数 (屋根)	0 枚	
発電量 (屋根)	0 kW	
発電量 (駐車場)	396.3 kW	
調査結果	屋根設置不可 建物屋根ドーム状	

⑮ 甲南情報交流センター		
住所	甲賀市甲南町竜法師 600 番地	
設立年	平成 11 年(1999 年)	
想定パネル設置数 (屋根)	462 枚	
発電量 (屋根)	173.3 kW	
発電量 (駐車場)	55.5 kW	
調査結果	太陽光パネル設置可 瓦屋根のため、注意が必要	

●工場・倉庫（工業専用地域・工業地域・準工業地域）

本計画で目標とする工場・倉庫における太陽光発電の導入設備容量及び年間発電電力は次の通りとなります。

	令和 12 年（2030 年） 目標設備容量	令和 12 年（2030 年） 目標年間発電量	温室効果ガス削減量 （推計）
工場・倉庫における 太陽光発電	12.0MW (ポテンシャルの 30%)	15,715MWh	5,689t

③田畑（ソーラーシェアリング）

すべての田畑で太陽光発電を導入することは現実的ではありません。本計画では作付面積が大きい麦・豆類の畑を対象にしたソーラーシェアリングの実施を目標として設定します。太陽光発電の導入設備容量及び年間発電電力は次の通りとなります。

	令和 12 年（2030 年） 目標設備容量	令和 12 年（2030 年） 目標年間発電量	温室効果ガス削減量 （推計）
麦・豆類の畑にお けるソーラーシェ アリング	29.8MW (ポテンシャルの 10%)	33,395MWh	14,128t

第6章 計画の推進体制・進行管理

第1節 計画の推進体制

本計画に示した温室効果ガス排出量の削減目標を達成するには、行政をはじめ市民、市民団体、事業者等の各主体がそれぞれの役割を理解し、自主的に温室効果ガス削減に取り組むことが不可欠です。

また、効果的な成果を上げるには地域全体での取り組みが重要です。このため、各主体が相互に協力しあえる、オール甲賀による一体となった推進体制とします。

■推進体制

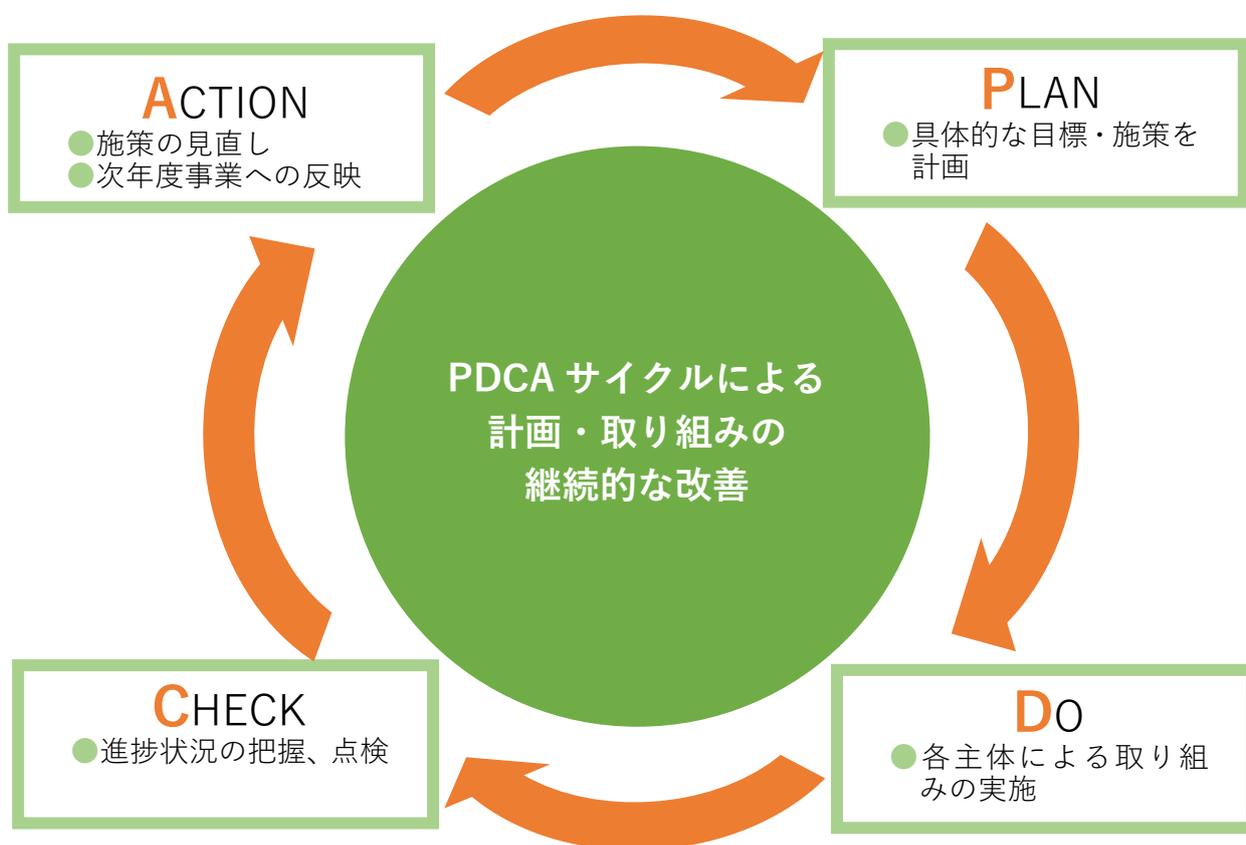
検討中

第2節 計画の進行管理

本計画に基づく取り組みの進捗状況や指標の推移を評価し継続的な改善へとつなげていくため、PLAN(プラン=計画)、DO(ドゥ=実行)、CHECK(チェック=評価)、ACTION(アクション=改善)のPDCAサイクルによる進行管理を行います。

本計画の進行管理は全庁的に行うこととし、毎年度、本計画に基づく施策の実施状況について公表し、施策の見直しや改善へとつなげます。

■PDCAによる計画の進行管理



資料編

甲賀市環境未来都市宣言

～ゼロカーボンシティへオール甲賀の挑戦～



こ う か し か ん き ょ う み ら い と し せ ん げ ん 甲賀市環境未来都市宣言

～ ゼ ロ カ ー ボ ン シ テ ィ へ オ ー ル 甲 賀 の 挑 戦 ～

地球温暖化による異常気象により、世界中で深刻な自然災害が発生し、温室効果ガスの排出抑制が喫緊の課題になっています。国においても、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルをめざしています。

鈴鹿山系を望む丘陵地にある甲賀市は、野洲川・杣川・大戸川沿いに文化が発展し、広大な森林は琵琶湖の水源涵養、水質保全にも重要な役割を果たしています。この豊かな自然環境のもと、忍者、信楽焼、東海道、お茶、薬などの歴史や産業が調和しながら発展してきたまちです。

これまで、全国に先駆けた生ごみ堆肥化事業や地域での清掃活動などを通じて、市民一人ひとりが身近なところから環境に優しいまちづくりに取り組んできました。

今を生きる私たちは、豊かな自然を守り、環境と経済・
社会活動が調和した持続可能なまちを、未来の子どもた
ちに引き継ぐため、次の挑戦を行います。

【挑戦1】 再生可能エネルギーを軸とした
エネルギーシフト

【挑戦2】 エネルギーと農林水産物の地産地消

【挑戦3】 豊かで健康な森づくり

【挑戦4】 環境に配慮した住みやすいまちと
災害に強いまちづくり

【挑戦5】 環境を意識した行動ができる
ひとづくり

2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする
ゼロカーボンシティ、「環境未来都市」をオール甲賀で
実現することをここに宣言します。

令和4年（2022年）9月30日

甲賀市長

岩永裕貴

甲賀市議会議長

田中喜克

甲賀市環境基本条例

平成 18 年 6 月 26 日

条例第 33 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 基本計画(第 7 条・第 8 条)

第 3 章 推進施策等(第 9 条—第 17 条)

第 4 章 環境審議会(第 18 条—第 24 条)

第 5 章 補則(第 25 条)

付則

甲賀市は、自然豊かな地であるとともに古くから交通の要衝として人や物が行きかい、文化が発展してきた地域であり、多様性のある自然環境を有しているとともに重要な水源涵養地である。

今日における科学技術の発達は、生活の利便性の向上をもたらす一方で、環境への負荷を急激に高め、地域のみならず生命の基盤である地球全体の環境を脅かすまでに至っている。また、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や都市化の進展により、廃棄物の増大、地下水や土壌の汚染、身近な自然の減少、良好な景観の破壊など新たな環境問題の顕在化から、環境と密接にかかわる自らの生活のあり方を見直さなければならないという課題に直面している。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有しているとともに、健全で豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

私たちの総意として、自然との共生や多様な生態系の保全の必要性、さらには身近な環境を大切にすることが地球環境の保全につながるということを認識し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会を、強い意志と協働により築いていくことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、甲賀市の豊かな自然と良好な生活環境の保全と創出についての基本となる理念及び基本的事項を定め、市民、事業者及び市の責務を明らかにし、環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、人と自然とが共生し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な地域社会を築き、現在から将来にわたって市民の

健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 環境の保全と創出 環境の保全上の支障を防止することにより、現在の環境を良好な状態に保ち、かつ、積極的に良好な環境を創り出すことをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 自然環境 自然の生態系をめぐる大地、大気、水及び動植物並びにその生育環境をいう。
- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創出は、現在から将来にわたって市民の健全で豊かな環境の恵沢を享受する権利の実現と健康で文化的な生活の確保を目的として行われなければならない。

2 環境の保全と創出は、資源の節度ある利用と循環を図ることにより、持続的発展が可能な社会の構築を目的として行われなければならない。

3 環境の保全と創出は、自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適正に維持し、向上させることにより、人と自然が共生する地域社会を実現することを目的として行われなければならない。

4 環境の保全と創出は、積極的な市民参加と市民、事業者及び市の公平な役割分担と協働による環境への配慮と行動により、環境への負荷が少ない地域社会を構築することを目的として行われなければならない。

5 地球環境の保全は、市民、事業者及び市のすべての活動において、自らの課題として積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、資源及びエネルギーの消費並びに廃棄物及び生活排水の排出等日常生活における環境への負荷の低減をしなければならない。

2 市民は、環境の保全と創出に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創出に関する施策及び地域活動に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの社会的責任を認識し、事業活動に伴う環境の保全上の支障の防止及びその事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創出に関する施策及び地域活動に参画し、協力しなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、環境の保全と創出を実現するため、市の自然的社会的条件に応じた総合的

かつ計画的な環境の保全と創出に関する施策を策定し、実施し、評価しなければならない。
 2 市は、市の施策を策定し、実施するに当たっては、環境への配慮に留意し、環境への負荷の低減その他環境の保全と創出を積極的に推進しなければならない。

第2章 基本計画

(基本計画)

第7条 市長は、環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全と創出に関する総合的かつ長期的な施策に関すること。

(2) 市の行う施策を策定し、又は実施するに当たっての環境への配慮に必要な事項に関すること。

3 市長は、環境基本計画を策定し、又は変更するときは、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第18条に定める甲賀市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(施策との整合)

第8条 市が、施策を策定し、又は実施するときは、環境基本計画との整合を図らなければならない。

第3章 推進施策等

(市民活動への支援)

第9条 市は、市民及び事業者の環境への負荷の低減及び環境の保全と創出に関する活動が促進されるための支援に努めなければならない。

(監視及び測定)

第10条 市は、環境の状況を把握するため、必要に応じて監視及び測定を行うとともに、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる事業を行う事業者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。

(環境への影響に係る調査等)

第11条 市長は、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認める施策の計画を策定しようとするときは、環境への配慮が十分になされているか、環境の保全と創出の観点から望ましい選択であるか等について調査を行うものとする。

2 前項に規定する調査の結果、施策の実施が重大な環境への負荷を与えると判断するときは、審議会に意見を求め、必要に応じて、その施策の変更や修正を行うものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第12条 市は、市民及び事業者が人と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるようにするため、環境の保全と創出に関する環境

教育及び学習をあらゆる機会を通して推進し、普及啓発事業を実施するよう努めるものとする。

(環境情報の提供)

第 13 条 市は、市民及び事業者に対して、環境の保全と創出に関する自主的な活動を促すために必要な情報の提供に努めるものとする。

2 市は、市民、事業者及び市が相互に環境の保全と創出に関する情報の交換ができるよう努めるものとする。

(年次報告)

第 14 条 市は、市の環境の状況及び環境の保全と創出に関する施策等について年次報告を作成し、これを公表しなければならない。

(協働体制の整備)

第 15 条 市は、環境の保全と創出に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民、事業者及び市が協働できる体制の整備に努めるものとする。

(環境月間)

第 16 条 市は、環境月間を定め、市民に広く環境の保全と創出についての関心と理解を深め、積極的に環境の保全と創出に関する活動を推進するために必要な事業を実施する。

2 環境月間は、6 月とする。

(広域的連携)

第 17 条 市は、広域的な取組みを必要とする施策を実施するときは、国際機関、国、他の地方公共団体及び民間団体等と協力して、当該施策の実施に努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

(審議会)

第 18 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、甲賀市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 19 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議をする。

- (1) 環境の保全と創出に係る重要事項に関すること。
- (2) 環境に関する条例及び規則の制定又は改廃に関すること。
- (3) 環境基本計画を定め、又は変更する内容に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、環境保全に関すること。

2 審議会は、環境行政に関する重要なことについて必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 20 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 環境に関し学識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

3 前項に規定する委員のほか、特別の事項の調査及び審議をさせるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、環境に関し学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員の欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第21条 審議会には、委員が互選した会長を置き、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、市民環境部において処理する。

(規則への委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

第5章 補則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。

(甲賀市環境審議会条例の廃止)

2 甲賀市環境審議会条例(平成16年甲賀市条例第195号)は、廃止する。

付 則(平成19年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成23年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年条例第36号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

甲賀市地球温暖化対策実行計画の策定について（諮問）

甲 生 環 第 9 3 9 号
令和5年（2023年）2月1日

甲賀市環境審議会
会長 竺 文彦 様

甲賀市長 岩永 裕貴

甲賀市地球温暖化対策実行計画の策定について（諮問）

甲賀市環境基本条例第19条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1. 諮問事項

甲賀市地球温暖化対策実行計画の策定について

2. 諮問理由

2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルを実現するため、本市は令和4年9月30日に議会と共同で「甲賀市環境未来都市宣言」を行いました。

豊かな自然を守り、環境と経済・社会活動が調和した持続可能なまちを未来の子どもたちに引き継ぐためには、今後、様々な挑戦を行うとともに、行政だけでなく、市民一人ひとりや事業所などオール甲賀での取り組みが必要不可欠です。

このことから、環境未来都市実現に向けた羅針盤となる、甲賀市地球温暖化対策実行計画を策定するため、意見を求めるものです。

甲賀市地球温暖化対策実行計画の策定について（答申）

甲賀市環境審議会 委員名簿（令和4年度）

(順不動・敬称略)

氏名	所属等	備考
竺 文彦	龍谷大学 名誉教授	会長
中島 仁史	土山の町並みを愛する会 (あいの土山振興会)	
金子 利佳	ビワコゼロウェイスト 推薦	
石山 利則	湖南・甲賀環境協会 推薦	
村木 一志	甲賀市小学校教育研究会環境教育部長	
青木 純一	滋賀県甲賀環境事務局長	
高橋 美香	公募委員	
大西 智子	公募委員	

甲賀市環境審議会 委員名簿（令和5年度）

(順不動・敬称略)

氏名	所属等	備考
竺 文彦	龍谷大学 名誉教授	会長
中島 仁史	土山の町並みを愛する会 (あいの土山振興会)	
金子 利佳	ビワコゼロウェイスト 推薦	
石山 利則	湖南・甲賀環境協会 推薦	
村田 吉美	甲賀市小学校教育研究会環境教育部長	
青木 純一	滋賀県甲賀環境事務局長	
高橋 美香	公募委員	
大西 智子	公募委員	

計画策定のスケジュール

年月日	内容
令和4年8月26日	令和4年度 第3回 甲賀市環境審議会 ・計画概要
令和4年11月14日 ～11月30日	甲賀市の温暖化対策に関するアンケート調査実施
令和5年1月9日 ～1月24日	甲賀市の温暖化対策に向けた事業所アンケート調査実施
令和5年1月28日	市民ワークショップ開催
令和5年2月1日	令和4年度 第4回 甲賀市環境審議会 ・計画たたき台
令和5年5月23日	令和5年度 第1回 甲賀市環境審議会 ・計画たたき台

市民アンケート調査票

甲賀市の温暖化対策に関するアンケート調査

甲賀市では、令和4年9月30日に、市長・議長と共に「甲賀市環境未来都市宣言」を行い、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルとともに、環境と経済・社会活動が調和した持続可能な社会の実現を目指しています。

このアンケート調査は、カーボンニュートラルの実現に向け、環境や温暖化対策に関するご意見を伺い、状況を把握するための資料にしたいと考えております。（令和4年10月18日時点で甲賀市にお住まいの18歳以上の方からランダムに2,000人を抽出しています。）

調査結果は集計者で、お答えはすべて統計的に処理するため、個人情報や名前などのご迷惑をおかけすることは一切ございません。設問によっては、難しい・答えにくいと感じられる場合は、分かる範囲でご回答いただくと幸いです。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、趣意をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和4年11月 甲賀市

ご記入にあたってのお願い

○お答えは、**あてはまる回答の番号に○**をしてください。また、記入欄については、具体的にその内容をご記入ください。

○ご記入いただいた調査票は、**11月30日（水）**までに、封筒の封筒に入れて（切手を貼らずに）投函してください。ご協力の程よろしくお願いたします。

○回答時間の目安：約15～20分

○本調査は、パソコンやスマートフォンでの回答も可能です。右記のQRコードもしくは下記URLからアンケートのページにアクセスしていただき、ご回答ください。

URL: <https://sustain.jp/kyo-hka-gw/>

※Web上で回答いただいた場合は、紙の調査票への記入及び返送は必要ありません。



▶ 甲賀市環境課 二次QRコード

甲賀市 市民環境部 生活環境課

〒526-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053番地

TEL: 0748-69-2144 FAX: 0748-63-4582

1. 地球温暖化対策について

問1 あなたは、地球温暖化対策等の環境問題に関心がありますか。（あてはまる番号1～2に○）

- 1. 関心がある
- 2. ある程度関心がある
- 3. どちらともいえない
- 4. あまり関心がない
- 5. 関心がない

問2 あなたは「脱炭素社会」の実現に向け、一人ひとりが二酸化炭素等の排出量を減らす取り組みについて、どのようにお考えですか。（あてはまる番号1～2に○）

- 1. 積極的に取り組みたい
- 2. ある程度取り組みたい
- 3. あまり取り組みたくない
- 4. まったく取り組みたくない

※脱炭素社会とは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの実質的な排出量をゼロにする社会

問3 「脱炭素社会」を実現するために重要な取り組みは何だと思いますか。（あてはまる番号すべてに○）

- 1. 照明、エアコン、家電製品等の電気消費量の削減
- 2. 学校等における環境学習の充実
- 3. 電車やバス等の公共交通機関の利用
- 4. 森林など、自然環境の保全
- 5. 地球温暖化対策に取り組む団体への支援
- 6. エネルギーの効率化等
- 7. 太陽光、風力等の再生可能エネルギーの活用促進
- 8. 革新的な技術開発
- 9. その他（具体的に：）

問4 あなたは、家庭でごみ減量に取り組んでいることがありますか。（あてはまる番号すべてに○）

- 1. 紙類の分別
- 2. 生ごみの水切り
- 3. 生ごみのたい肥化
- 4. レジ袋ももらわない
- 5. 食品の食べ残し
- 6. 買い過ぎない
- 7. 資源の分別
- 8. 使い捨てしない
- 9. リサイクル・リユース品の活用
- 10. その他（具体的に：）

問5 地球温暖化の影響を「緩和（温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制すること）」するため、甲賀市全体として取り組むべき事項について、あなたが特に必要だと考える事項は何ですか。（あてはまる番号3つまでに○）

- 1. 再生可能エネルギーの活用促進
- 2. リサイクル等、資源の有効利用の促進
- 3. 省エネ家電・省エネ住宅の普及促進
- 4. 緑地や森林などの森林の維持管理の促進
- 5. エコカーの普及促進
- 6. 環境に配慮した企業活動、産業活動の推進
- 7. 学校や職場等における環境学習の充実
- 8. 地球温暖化防止に役立つ技術開発の推進
- 9. 環境に優しい行動を促したいと思える仕組みづくりの推進
- 10. 市民、団体等による実施した地球温暖化防止活動の推進
- 11. 地球温暖化に関する情報提供や広報活動の促進
- 12. 公共交通機関の充実
- 13. その他（具体的に：）

問6 甲賀市で実施している環境保全の取り組みについて、知っているものをお答えください。（あてはまる番号すべてに○）

- 1. 甲賀市まち美化活動
- 2. ごみの再資源化の促進
- 3. 河川環境事業の推進
- 4. 甲賀市環境基本計画の策定
- 5. 生ごみたい肥化事業（ごみ集積場の生ごみたい肥化回収容器での生ごみの回収）
- 6. 甲賀市環境未来都市宣言の表明
- 7. 企業との環境保全協定の締結
- 8. その他（具体的に：）

2. 省エネルギー（省エネ）対策について

問7 あなたは自宅における「建物の断熱化」や「高効率機器」の導入などの省エネ設備等の導入について、どのようにお考えですか。（あてはまる番号1～2に○）

- 1. 積極的に導入したい
- 2. 費用負担が軽ければ導入したい
- 3. 長期的に見てコスト削減が見込めるなら導入したい
- 4. すぐにコスト削減が見込めるなら導入したい
- 5. 特に省エネ設備等の導入は考えていない ⇒ 問8へ
- 6. 既に導入している
- 7. その他（具体的に：）

※断熱化とは、熱を逃がりにくくして夏と冬それぞれの室温を安定させること

※高効率機器とは、LED照明、エアコン、エコウォッシュ、3in1洗濯機に比べて、省資源・省エネルギー・省スペース・省水・省電・省スペース・省水・省電・省スペース

問8 問7で「5. 特に省エネ設備」等の導入は考えていない」と回答した方にお尋ねします。省エネ設備等の導入をするにあたり、障害になると思われることは何ですか。（あてはまる番号1～2に○）

- 1. 省エネの重要性は認識しているが、初期費用がかかる
- 2. 省エネ・省エネに努めると、製品等のコストが高くなる
- 3. 地球温暖化防止や省エネに関する情報が不足しており、よく分からない
- 4. 電気代やガス代などのエネルギー費用が高くなったら検討する
- 5. 建物が自分の所有ではないため導入できない
- 6. その他（具体的に：）

※省エネ設備とは、照明、給湯、空調、洗濯などで、エネルギーを効率よく使うなどの効果のある設備

問9 日頃から、家庭で省エネを意識して行動していますか。（あてはまる番号1～2に○）

- 1. 常に意識している
- 2. なるべく意識している
- 3. たまに意識する
- 4. あまり意識していない
- 5. まったく意識していない
- 6. その他（具体的に：）

問10 今後、省エネを意識して生活することについて、どのように思いますか。（あてはまる番号1～2に○）

- 1. 日頃から省エネを実行しているため、これ以上は無し
- 2. 日頃から省エネを実行しているが、まだ不十分だと感じている
- 3. 省エネの重要性は分かるが、高過ぎない
- 4. 特に省エネを意識せず、現在の暮らしを維持したい
- 5. その他（具体的に：）

問11 省エネ行動や設備導入の状況についてお尋ねします。
あなたとあなたの家庭での環境に優しい取り組みの実施状況として、「I」 省エネ設備導入」「II」 省エネ行動)について、それぞれあてはまる欄に○をつけてください。

I 省エネ設備導入 (①から⑭の各項目ごと、あてはまる番号1つに○)

項目	導入している	一部導入している	今後導入したいが、まだ導入していない	導入する気はない	導入できない
① LED照明を導入している	1	2	3	4	5
② 家庭用燃料電池(エネファーム [®])を導入している	1	2	3	4	5
③ 省エネ住宅(外壁や窓の断熱・遮熱性能が高い住宅)への改修を行っている	1	2	3	4	5
④ 省エネ住宅(外壁や窓の断熱・遮熱性能が高い住宅)を新築した	1	2	3	4	5
⑤ HEMS [®] (家庭内エネルギー管理システム)を導入している	1	2	3	4	5
⑥ 太陽熱温水器 [®] を導入している	1	2	3	4	5
⑦ 高効率冷蔵庫(エコキュートやエコジョーズなど)を導入している	1	2	3	4	5
⑧ 鉄ボイラーや給・ペレットストーブを導入している	1	2	3	4	5
⑨ ハイブリッド自動車 [®] を導入している	1	2	3	4	5
⑩ 電気自動車または燃料電池自動車 [®] を導入している	1	2	3	4	5

※エネファームとは
ガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させることによって発電を行うシステムで、家庭用エネルギーもたれた発電システムではなく、一部を利用して新しいエネルギーを生み出している、環境に優しいシステムのこと

※HEMSとは
家庭内で使用している電気機器の消費電力や発電量をモニター画面などで見るとし、電気の使用状況を把握することで、消費電力やエネルギーを管理するシステムのこと

※太陽熱温水器とは
太陽光の熱エネルギーを利用して、タンクに貯めた水を加熱しお湯を供給すること

※ハイブリッド自動車とは
エンジンとモーターの2つの動力源をもち、それぞれの特徴を活かして駆動することにより、省エネと性能を両立する自動車のこと

II 省エネ行動 (①から⑮の各項目ごと、あてはまる番号1つに○)

項目	常に実施している	時々実施している	今後実施したい	実施するつもりはない	実施できない
① 夏場のエアコンの室温を26℃以上になっている	1	2	3	4	5
② 冬場のエアコンの室温を20℃以下になっている	1	2	3	4	5
③ エアコンのフィルターは月に1～2回清掃している	1	2	3	4	5
④ 石炭ファンヒーターを20℃以下に設定している	1	2	3	4	5
⑤ 電気カーペットの設定温度を調整して下げている	1	2	3	4	5
⑥ 冷蔵庫に食材を詰めすぎないようにしている	1	2	3	4	5
⑦ 冷蔵庫の設定温度を適切にしている(2～5℃)	1	2	3	4	5
⑧ 電気ポットで長時間保温しないようにしている 【必要が過ぎれば湯かきするようにしている】	1	2	3	4	5
⑨ 電気炊飯器を使わない時は、プラグを抜いている 【長時間保温状態にしてはいけないようにしている】	1	2	3	4	5
⑩ 衣い物を干す時は、乾燥機の温度設定をできるだけ低くしている	1	2	3	4	5
⑪ お風呂は家族で断熱を断りずに入っている	1	2	3	4	5
⑫ 衣類乾燥機は自然乾燥と併用している	1	2	3	4	5
⑬ 自動車を運転する時、おだやかにアクセルを踏み込むようにしている	1	2	3	4	5
⑭ 自動車を運転する時、加速時の少ない運転をするようにしている	1	2	3	4	5
⑮ 自動車を運転する時、減速時には、早めにアクセルから足を離すようにしている	1	2	3	4	5
⑯ 自動車を運転する時、アイドリングストップ(留守時などで車を一時停止させた時はエンジンを停止させること)をしている	1	2	3	4	5
⑰ 近いところへは自転車または徒歩で行く	1	2	3	4	5
⑱ なるべくエレベーターやエスカレーター等を使わず階段を使う	1	2	3	4	5
⑲ 通販に包装されていない商品や野菜を選ぶ	1	2	3	4	5
⑳ マイバックを持ち歩き、レジ袋は購入しない	1	2	3	4	5

3. 再生可能エネルギー(再エネ)の導入などについて

再生可能エネルギーとは
「再生可能エネルギー」とは太陽光・風力・中小水力・バイオマス・地熱といった、自然由来で二酸化炭素(CO2)を排出せずに活用できるエネルギーで、今後の脱炭素社会・カーボンニュートラルの実現に向けて、導入促進が不可欠とされています。

太陽光発電
日光がよくなる地域などにソーラーパネルを置き、太陽光の力で発電します。



水力発電
水の流れ落ちる勢いによって水車を回す発電方式です。出力によって、「中小水力発電」「小水力発電」などに分けられます。



風力発電
風が風車を回す力で発電します。海の上で行う海上風力発電もあります。



バイオマス発電
木くずなどの生物の資源(バイオマス)を使って発電します。



問12 あなたの家庭では、再生エネルギー由来の電力を利用したいと思いませんか。
【あてはまる番号1つに○】

1. 電気料金が多少高くなっても、再生エネルギー由来の電力を利用したい
2. 電気料金が変わらないなら、再生エネルギー由来の電力を利用したい
3. 再生エネルギー由来の電力の利用は考えていない
4. 既に再生エネルギー由来の電力を利用している

問13 甲賀市に再生エネルギーが普及することによって、地域にどのような効果を感じますか。
【あてはまる番号すべてに○】

1. 再生エネルギーによる経済効果(雇用拡大、関連産業の活性化、産業観光の増加等)
2. 環境意識の向上と子どもたちへの環境学習
3. 災害時の非常用電源等としての利用
4. 安全安心なエネルギーの確保
5. 環境に優しい市としてのイメージアップ
6. その他(具体的に):

※非常用電源とは
停電してしまったときに、防災用電源などが正常に稼働できるように設置する機器のこと。学校や病院、工場、大規模商業施設等で利用される

4. あなたの家庭の電気料金・契約状況について

問14 全国で展開されている地域新電力事業を知っていますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 事業の内容も名称も、よく知っている
2. 詳細は分からないが、ある程度は知っている
3. ニュースや新聞などで見聞きしたことはある
4. まったく知らない

問15 あなたの家庭では、再生設備[®]を保有していますか。(あてはまる番号1つに○)

※再生設備とは
太陽光発電や風力などによる発電機

1. 保有している ⇒ 問16、問17、問18、問19へ
2. 保有していない
3. よく分からない

※「1」以外の回答をした方は、**問題**にお進みください。

問16 問15で「1」:保有している」と回答した方にお尋ねします。あなたが保有している再生設備は何ですか。(あてはまる番号1つに○)

1. 太陽光パネル(保有年数: 年)
 2. その他の設備(具体的に:)
- ※記入例⇒エネファーム等

問17 問15で「1」:保有している」と回答した方にお尋ねします。あなたが保有する再生設備の種類と発電出力を教えてください。
【保有する再生設備】

再生エネルギーの種類	発電出力(kW)	
	甲賀市内	甲賀市外
①太陽光発電	kW	kW
②その他(具体的に: 発電)	kW	kW

問18 問15で「1. 保有している」と回答した方にお知らせします。再エネ設備で発電した電力はどのように活用していますか。(あてはまる番号1つに○)

1. すべて自家消費している 2. すべて売電している
 3. 基本的には自家消費しているが、余剰電力は売電している
 4. よく分からない
 5. その他(具体的に:)

問19 問15で「1. 保有している」と回答した方にお知らせします。あなたが保有する再エネ設備で発電した電力を、甲賀市に新電力会社が設置された場合に売電したいと思えますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 売電したいと思う 2. 売電したいと思わない
 3. よく分からない

問20 近年、地球温暖化対策や非常時対応を目的として、太陽光発電や蓄電池*の設置が進んでいますが、初期費用が課題となっています。太陽光発電等を初期費用無償設置できるメニュー(99kモデル**)について、どのようにお考えですか。(あてはまる番号1つに○)

*蓄電池とは
 充電を行うことにより繰り返し使用できる電池のこと
 **99kモデルとは
 事業者(電力の供給者)の負担などを受け、電力事業者が太陽光発電等を取り付けます。発電した電力は消費者に供給(売電)します。一定期間が過ぎると太陽光発電は電力事業者から譲渡されます

1. 購入したい 2. 購入したいが、制度の内容がよく分からない
 3. 売電価格等、条件によっては購入したい
 4. 積立・組合住宅等で設置することはできない
 5. 購入したくない 6. よく分からない

問21 あなたの家族では、自動車を保有していますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 保有している → 問22へ 2. 保有していない
 (保有台数: 台)
 ※「1」以外の回答をした方は、**問22**にお進みください。

問22 問21で「1. 保有している」と回答した方にお知らせします。あなた又はあなたのご家族は、ご自宅でのどのような車を保有していますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 普通自動車(ガソリン車・ディーゼルス車) 2. ハイブリッド自動車
 3. 電気自動車・燃料電池自動車 4. その他(具体的に:)

問23 電気自動車や燃料電池自動車の購入を検討する場合、不安な要素はありますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 車の購入費が高い
 2. 自宅周辺に充電機*や水素ステーション**がない
 3. 自宅への充電器の設置費用が高い
 4. 1回の充電で走行できる距離が短い
 5. 充電の時間が長い
 6. 不安な要素はない
 7. その他(具体的に:)

*充電機とは
 電気自動車用のバッテリーに電気を充電するための設備
 **水素ステーションとは
 燃料電池自動車(FCEV)の燃料を補給するための水素供給設備

5. あなた自身についてお聞きします。

◎該当するものを1つ選び、該当する番号に○印をつけ、「その他」を選んだときは、()に直筆記入してください。

(1) 性別

1. 男性 2. 女性 3. 回答しない

(2) 年代

1. 10歳代 2. 20歳代 3. 30歳代 4. 40歳代
 5. 50歳代 6. 60歳代 7. 70歳代 8. 80歳以上

(3) 職業

1. 農家 2. 林業 3. 漁業 4. 自営業
 5. 会社員 6. 公務員 7. 学生 8. 無職
 9. その他(具体的に:)

(4) 世帯

1. 単身世帯 2. 夫婦のみ世帯(同居者と配偶者だけの暮らし)
 3. 親子二世帯世帯 4. 親・子・孫三世帯世帯
 5. その他(具体的に:)

(5) 住居の形態

1. 一戸建て 2. 集合住宅(アパート・マンション等)
 3. その他(具体的に:)

(6) 居住形態

1. 持ち家(築20年以上) 2. 持ち家(築20年未満) 3. 賃貸
 4. その他(具体的に:)

(7) 居住地区

1. 伊豆 2. 柏木 3. 水口 4. 岩上 5. 緑野 6. 眞生川 7. 大野
 8. 土山 9. 山内 10. 鵜河 11. 大原 12. 瀬田 13. 倉山 14. 甲南第一
 15. 甲南第二 16. 甲南第三 17. 甲南中部 18. 希望ヶ丘 19. 飯塚
 20. 曾井 21. 小原 22. 御河 23. 多羅尾

◎甲賀市のより良い環境づくりについて、ご意見やご要望などがありましたら、自由に記入してください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。
 同封の返信用紙(切手は不要)に入れて、**11月30日(水)**までに投函してください。

安心な未来を次代につなぐための
地球温暖化対策をしよう

これまでとはどんな? これからは…

上昇し続ける世界平均気温による影響

世界平均気温上昇は、1990年から2012年の間で1.05℃上昇。
 大気中のCO₂濃度は、産業革命前比を比べて40%も増加。
 気候変動により、世界的に異常気象、猛暑日や豪雨、大規模な乾旱、自然災害の発生等
 私たちの生活に様々な影響を与えています。

21世紀末の地球は? (現象予測)

有効な温暖化対策もとらなかつた場合、
 21世紀末(2081年~2100年)の世界の平均気温は、2.6~4.8℃上昇。
 厳しい温暖化対策をとった場合でも1.3~1.7℃上昇する可能性。
 平均海面水位は、最大2m以上上昇する可能性が高いです。

21世紀末の西日本太平洋側では…

年間約141日、1年の約4割が真夏日と予測。
 (現在の真夏日は年間約73日)

※資料: 気候庁「気候変動の脅威に関する報告書」

ひとりひとりができること

「COOL CHOICE」は、脱炭素社会の実現のために
 日々の生活の中で、あらゆる「買い選択」をしていこうという取組です。

COOL BIZ
 夏の暑い時期でも室温を25℃
 程度に、まじい空調を
 つけず、涼しい服装や扇風機
 を活用しよう。

WARM BIZ
 冬場の寒い時期でも室温を20℃
 程度に、厚手の服や厚手の
 靴を履き、室温を
 下げず暖かい服装や厚手の靴
 を活用しよう。

smart
 move
 徒歩や自転車、公共交通機関
 を利用。マイカーは「短距離」に
 活用。マイカーは「短距離」に
 活用しよう。

ECO DRIVE
 クルマを賢く使って、燃費効率
 を高めよう。エコドライブを
 実践しよう。

COOL CHOICE
 夏の暑い時期でも室温を25℃
 程度に、まじい空調を
 つけず、涼しい服装や扇風機
 を活用しよう。

COOL CHOICE
 冬場の寒い時期でも室温を20℃
 程度に、厚手の服や厚手の靴
 を履き、室温を
 下げず暖かい服装や厚手の靴
 を活用しよう。

COOL CHOICE
 徒歩や自転車、公共交通機関
 を利用。マイカーは「短距離」に
 活用。マイカーは「短距離」に
 活用しよう。

COOL CHOICE
 クルマを賢く使って、燃費効率
 を高めよう。エコドライブを
 実践しよう。

事業所アンケート調査票

甲賀市の温暖化対策に向けた 事業所アンケート調査

甲賀市では、令和4年9月30日に、市長・議員と共に「甲賀市環境未来都市宣言」を行い、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルとともに、環境と経済・社会活動が調和した持続可能な社会の実現を目指しています。

このアンケート調査は、カーボンニュートラルの実現に向け、事業者の皆さまが地球温暖化問題に関してどのようなお考えをお持ちかお伺いするものです。

なお、この調査は、甲賀市地球温暖化対策実行計画の策定及びゼロカーボンシティの推進に使用するもので、それ以外の目的に使用することはありません。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、趣意をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和5年1月 甲賀市

ご回答にあたってのお願い

○本調査は、Webで回答していただく様式となっております。
右記のQRコードもしくは下記URLからアンケートのWebページにアクセスしていただき、ご回答ください。
URL: <https://questart.jp/s/kako-gwc-co>



○お答えは、**あてはまる回答の番号を回答**してください。また、記入欄については、具体的にその内容をご記入ください。

○本調査については、**1月24日(火)**までに、ご回答ください。ご協力の程よろしくお願いたします。

○回答時間の目安: **約15～20分**

〔調査に関するお問い合わせ先〕

甲賀市 市民環境部 生活環境課

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053

TEL: 0748-69-2144 FAX: 0748-63-4582

1

1. 貴事業所についてお聞かせします。

※それぞれ該当するものを1つ選び、該当する番号に○印をつけ、「その他」を選んだときは、()に直接記入してください。

事業所の業種	1. 建設業 3. 製造業(木材・木製品・家具) 5. 製造業(山産品・日産物等) 7. 製造業(電気機械器具等) 9. その他の製造業 11. 運輸・郵便業 13. 小売業 15. 金融・保険業 17. その他(具体的に:)	2. 製造業(食料品・飲料) 4. 製造業(金属・その他の機械) 6. 製造業(金属製品) 8. 製造業(一般機械器具) 10. 電気・ガス・熱供給・水道業 12. 卸売業 14. 飲食・宿泊業 16. その他のサービス業
	1. 1千万円未満 3. 5千万円～1億円未満 5. 3億円以上	2. 1千万円～5千万円未満 4. 1億円～3億円未満
事業所の従業員数	1. 5人以下 4. 51～100人 6. 101～200人 8. 201人以上	2. 6～20人 5. 101～200人 7. 201～50人 9. 301人以上
事業所の形態	1. オフィス(自社保有) 3. 店舗(自社保有) 5. 工場・物流倉庫 6. その他(具体的に:)	2. オフィス(賃貸) 4. 店舗(賃貸)
環境マネジメントシステム(EMS)の取得	1. ISO14001を取得している 2. HSEQやエコアクション21等のEMSを取得している 3. 以前は取得していたがやめた 4. 取得していない	
CSR(企業の社会的責任)活動の取り組み	1. 現在取り組んでいる 2. 今後、取り組み計画がある 3. 興味はあるが、取り組んでいない 4. 今のところ取り組み予定はない	
削減手法の特定事業者	1. 特定事業者に該当する 3. わからない	2. 特定事業者に該当しない 4. わからない
排出量の事業所別行動計画の策定	1. 事業所行動計画書・事業所行動計画書を作成し、従業員に提出している 2. 事業所行動計画書・事業所行動計画書を作成していない 3. わからない	
※連絡先	事業所名	担当部署
	担当者	連絡先

2

2. 貴事業所の地球温暖化対策の取組体制についてお聞かせします。

問1 貴事業所には、地球温暖化対策の推進の中核となる組織がありますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 専任の組織がある	2. 既存の組織の中に担当を設けている
3. 特設していない	4. その他(具体的に:)

問2 貴事業所の地球温暖化対策の進め方についてお答えください。(あてはまる番号1つに○)

1. 事業所の責任者が取り組みを実施	2. 事業所の担当者が取り組みを実施
3. 本社が主導して取り組みを実施	4. 特に決まりはない
5. その他(具体的に:)	

3. 地球温暖化対策への取り組みについてお聞かせします。

問3 貴事業所は、地球温暖化問題に関心がありますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 関心がある	2. ある程度関心がある	3. どちらともいえない
4. あまり関心がない	5. まったく関心がない	

問4 近年、特に地球温暖化が重要な問題となっています。貴事業所は、温室効果ガス(二酸化炭素等)の排出削減への取り組みをどのように位置づけていますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 重要課題と位置づけ、目標を定めて取り組んでいる
2. 重要課題と位置づけ、できるだけ取り組むように努めている
3. 重要課題と考え、具体的な取組方法を検討中である
4. 重要課題と考えているが、取組方法は今後検討する
5. 重要課題と考えているが、今のところ具体的に取り組む予定はない
6. それほど重要な課題とは思えない
7. その他(具体的に:)

問5 貴事業所には、国の「地球温暖化対策計画」(2021年)の中で、2030年までに2013年度比で温室効果ガスを46%削減するために、産業部門で38%、サービス等の部門で51%、運輸部門で35%、それぞれ排出量を削減するという目標が掲げられていることを知っていますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 知っている	2. 知らなかった
----------	-----------

3

問6 貴事業所は、事業活動に伴う温室効果ガス排出量を把握していますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 把握しており、公表している	2. 把握しているが、公表していない
3. 把握していない	

問7 貴事業所での地球温暖化対策の取り組みに対する考えについて、お答えください。(あてはまる番号1つに○)

1. コスト等の負担や業務活動に影響があったとしても、積極的に取り組みたい
2. コスト等の負担や業務活動に影響が出ない範囲で、積極的に取り組みたい
3. 何かメリットがあれば取り組みたい
4. 取り組みたくない
5. その他(具体的に:)

問8 地球温暖化と貴事業所の関係について、貴事業所の考えに近いものをお答えください。(あてはまる番号1つに○)

項目	まったく思いつかない	多少思いつかない	多少思いつく	思いつく	思いつく	思いつく
① 事業活動に伴う温室効果ガスの排出量により、地球温暖化に影響を与えていると思う。	1	2	3	4	5	
② 今後、地球温暖化が進行すれば、仕入れや販売等に影響が発生すると思う。	1	2	3	4	5	
③ 省エネルギー等に取組むことで、コスト削減になると思う。	1	2	3	4	5	
④ 地球温暖化対策は、今後のビジネスチャンスにつながると思う。	1	2	3	4	5	
⑤ 今後、事業活動を行ったら費用がかかる上で、温室効果ガス排出量の公表等、社会への説明が必要になるように思う。	1	2	3	4	5	
⑥ 温室効果ガスの排出に関し、排出量の上限等の制限が求められることには同意しないと思う。	1	2	3	4	5	
⑦ 温室効果ガス排出量に上限が設けられた場合、排出量枠内には積極的に対応しようと思う。	1	2	3	4	5	

※排出量枠とは、国の温室効果ガスの排出枠を割り当てる制度のこと。排出量枠内には積極的に対応しようとする。排出量枠外には積極的に対応しない。排出量枠外には積極的に対応しない。排出量枠外には積極的に対応しない。排出量枠外には積極的に対応しない。

4

3. 地球温暖化対策の取り組みの実施についてお聞かせします。

問9 貴事業所における地球温暖化対策の取り組みについてお尋ねします。
(それぞれあてはまる番号1~5に○)

項目	実施している					
	1	2	3	4	5	
エネルギー管理	① 空調機の設定温度管理、使用時間管理	1	2	3	4	5
	② 給湯器の設定温度管理、使用時間管理	1	2	3	4	5
	③ 照明の切り換え、節電制御、点灯制御管理	1	2	3	4	5
	④ 再生電力の利用など、エネルギーの平準化 (蓄電池の活用、蓄電でなく蓄熱に電力を利用する)	1	2	3	4	5
	⑤ 新設工程や設備ラインにおける エネルギーの有効活用 (主要ラインにおけるエネルギー消費量の見える化を達成した生産性向上、作業の効率化、等)	1	2	3	4	5
	⑥ エネルギー使用量の把握	1	2	3	4	5
省資源	⑦ 廃棄物の量の把握	1	2	3	4	5
	⑧ リースやリサイクルを考慮した分別の 徹底	1	2	3	4	5
	⑨ 食品ロスの削減の取り組み	1	2	3	4	5
	⑩ 環境に配慮された資材や資材の複合購入 (グリーン購入)	1	2	3	4	5
	⑪ 環境に配慮された商品、張り切り資材などの 積極的な取り扱い	1	2	3	4	5
環境配慮	⑫ 環境に配慮した製品・サービスの開発、 提供	1	2	3	4	5
	⑬ カーボンズ、ウォームビズの実施	1	2	3	4	5
	⑭ 従業員向け研修・教育の実施	1	2	3	4	5
	⑮ 環境化対策に適合する商品・サービス 「COOL CHOICE」の実施	1	2	3	4	5
	⑯	1	2	3	4	5

活用状況	◎	◎	◎	◎	◎
① びわ湖カーボンプレシット製品の活用	1	2	3	4	5

※COOL CHOICEとは

あらゆる事業者で地球温暖化対策につながる行動等を顕著に選択しているという国民運動のこと。
令和12(2023)年度の温暖化対策方針の排出量を平成25(2013)年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動等を顕著に実践するなど、温暖化対策に貢献する「良い選択」を促している。



未来のためにも、
いま選ぼう。

問10 地球温暖化防止に役立つ再生可能エネルギー機器や省エネルギー設備について、事業所に導入されていますか。(それぞれあてはまる番号1~5に○)

項目	導入している					
	1	2	3	4	5	
太陽光発電	① 太陽光発電システム	1	2	3	4	5
	② 太陽熱利用システム* (太陽熱温水器・ソーラーシステム*等)	1	2	3	4	5
	③ 太陽ストーブ (ペレット、薪、チップ等を利用)	1	2	3	4	5
	④ 太陽ボイラー (ペレット、薪、チップ等を利用)	1	2	3	4	5
省エネルギー設備	⑤ コアレスネーレーション設備*	1	2	3	4	5
	⑥ ヒートポンプ*	1	2	3	4	5
	⑦ 蓄熱空調システム	1	2	3	4	5
	⑧ 省エネタイプのOA機器や照明	1	2	3	4	5
	⑨ 照明等の自動センサーによる自動制御	1	2	3	4	5
	⑩ ハイブリット自動車・電気自動車等の 環境性能の高い自動車	1	2	3	4	5
その他	⑪ デマンド監視**、エネルギー管理システム (EMS・BEMS)**	1	2	3	4	5
	⑫ 蓄電池	1	2	3	4	5
	⑬ 事業所建物の断熱化	1	2	3	4	5
	⑭ 屋上や壁面、敷地内の緑化	1	2	3	4	5

*太陽熱利用システムとは
太陽の熱エネルギーを太陽集熱器に集め、熱媒体を温めることで、給湯や冷暖房等に活用するシステムのこと。
太陽集熱器が暖房システムに大抵される。

*ソーラーシステムとは
太陽光を利用し、冷暖房、給湯、発電などを行うシステムのこと。太陽光による熱を蓄熱や送電を媒介に活用させて利用する。太陽光発電よりも設置費用が安く、エネルギー効率が高い。通常はエコソーラーシステムと
異なる

*コアレスネーレーション設備とは
天然ガス、石油、LPG、ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる熱も同時に活用するシステムのこと。空気の温度は、蓄熱や送電として、工場の暖房、冷暖房・給湯などに活用でき、熱と電気を無駄なく利用できれば、高い総合エネルギー効率の実現が可能

*ヒートポンプとは
空調機、暖房機、冷房機、給湯機の熱を伝達し、高温熱として再利用する設備のこと。使われていた熱を有効活用
できる

*デマンド監視とは
定化する電力の供給量を事前監視し、対応された供給量を認識しないよう蓄電やランプアップさせるサービスのこと。
これまで意識しなかった電力使用量が「見える化」されることで、電力消費が削減できるだけでなくCO₂削減による地球温暖化対策への貢献が期待される

*EMS・BEMSとは
建物ビル、工場内で活用している電力供給の処理や設備状況をモニタリングなどで「見える化」し、電力の効率的
供給を実現することで、消費者が自らエネルギーを管理するシステムのこと

※再生可能エネルギーとは太陽光・風力・中小水力・バイオマス・地熱といった、自然エネルギーと総称され(CO2)を排出せずに活用できるエネルギーで、今後の循環型社会・カーボンニュートラムの実現に向けて、導入促進が予定とされている。

太陽光発電
日光がよく当たる場所などにソーラーパネルを置き、太陽光の力で発電する。



水力発電
水の流れ落ちる勢いによって水車を回す発電方法。出力によって、「中水力発電」「小水力発電」などに分けられる。



風力発電
風が風車を回す力で発電する。場所によって陸上風力発電もある。



バイオマス発電
木くずなどの生物の資源（バイオマス）を使って発電する。



問11 地球温暖化防止に役立つ再生可能エネルギー機器について、太陽光発電、太陽熱利用システム、木質ストーブ、木質ボイラー以外の再生可能エネルギー機器を事業所に導入していますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 導入している 2. 導入していない

問12 数11で「1. 導入している」と回答した方にお尋ねします。導入している再生可能エネルギー機器についてお答えください。

導入している	再生可能エネルギー機器
--------	-------------

問13 貴事業所で地球温暖化対策に取り組む上での課題として考えられるものをお答えください。(あてはまる番号すべてに○)

1. 資金の不足	2. 人材の不足	3. ノウハウの不足
4. 時間や手間がかかる	5. 取り組みの努力が事業の利益につながらない	
6. 情報不足により、どう取り組めばいいかわからない		
7. 取引先や消費者の理解や協力が得られない		
8. 行政の財政支援等が十分でない		
9. 行政の財政支援等の使い方や申請方法がわからない		
10. その他(具体的に:)		
11. 特に課題はない		

問14 貴事業所の取引先や加入する業界団体等の外部組織から、温室効果ガス排出削減に関する取り組みを求められたことはありますか。(あてはまる番号1つに○)

1. ある 2. ない

問15 問14で「1. ある」と回答した方にお尋ねします。貴事業所差し支えない範囲で、求められた相手や内容についてお答えください。(あてはまる番号1つに○、取組の内容を記載)

相手方	1. 取引先 2. 業界 3. その他(具体的に:)
内容	

問16 貴事業所は省エネルギー診断を受けたことがありますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 既に受け、省エネ改善等を行った(現在行っている)
2. 既に受けしたが、省エネ改善等はまだ行っていない
3. いつか受けたいと思っている(現在検討中)
4. 受けるつもりはない
5. 省エネ診断診断を知らない

※省エネ診断とは
エネルギーの消費状況を確認、エネルギー使用状況を調査診断し、省エネ、経済的な観点から省エネの具体的な改善対策を提案する取り組みのこと。
省エネ診断を実施して問題点や課題を把握し、改善策に即応することで、節電やエネルギーコストの削減、地球温暖化の防止につながる。

問17 甲賀市で実施している環境保全の取り組みについて、知っているものをお答えください。(あてはまる番号すべてに○)

1. 甲賀市まち美化活動	2. ごみの再資源化の促進
3. 河川環境事業の推進	4. 甲賀市環境基本計画の策定
5. 生ごみたい肥化事業(ごみ集積所の生ごみたい肥化回収容器での家庭系生ごみの回収)	
6. 甲賀市環境未来都市宣言の表明	7. 企業との環境保全協定の締結
8. その他(具体的に:)	

問18 地球温暖化をはじめとする環境問題について、貴事業所はどこから情報を入手していますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 新聞	2. テレビ
3. ラジオ	4. 市のホームページ
5. インターネット(市のホームページ以外)	6. SNS(ツイッター、フェイスブック等)
7. 本、雑誌、その他行出版物	8. 各種団体(業界団体、商工会等)からの案内
9. 行政(各庁や自治体)や環境関係団体等が発行するパンフレット等	
10. 特になし	
11. その他(具体的に:)	

問19 今後、貴事業所で地球温暖化対策の取り組みを推進する上で、行政への要望等について、お答えください。(あてはまる番号すべてに○)

1. 設備投資への助成	2. 設備投資以外の補助事業の拡大
3. 省エネ診断への補助金や補助等の提供	4. 国及び県や市の政策動向に関する情報提供
5. 県及び県や市の補助金等に資する情報提供	6. 地球温暖化対策に関する技術的な情報提供
7. 政策の検討、事業計画に関するアドバイス等	8. 省エネビジネス等の展開
9. 特になし	
10. その他(具体的に:)	

問20 国連が掲げているSDGs(持続可能な開発目標)に取り組む企業が増えてきていますが、貴事業所ではSDGsについて取り組んでいますか。(あてはまる番号1つに○)

1. SDGsとの関係性を明らかにした上で、取り組んでいる
2. SDGsと関連付けていないが、取り組んでいる
3. 今後取り組んでいくことを検討している
4. 取り組んでいないし、今後取り組み予定もない
5. SDGsがよくわからない

※SDGs(持続可能な開発目標)とは
2015年9月、世界の国々によって、全人類共通の目標を設定すること、持続可能な発展と自然環境の保全(誰一人取り残さない)社会を実現するため、17の目標が定められている。



問21 問19以上です。ご協力誠にありがとうございました。
1. 問21日「火」までにご回答ください。

用語解説

英数字

■BAU

Business As Usual の略で、普段通りという意味で用いられますが、環境の分野では「何も対策を講じなかった場合」という意味で用いられます。

■BEMS

Building Energy Management System の略で、建物のエネルギーマネジメントシステムのことを指します。正式には建物の使用エネルギーや室内環境を把握し、これを省エネルギーに役立てていくためのシステムと定義され、具体的には計測・計量装置、制御装置、監視装置、データ保存・分析・診断装置等で構成されるシステムとされます。

■CO₂

二酸化炭素を参照ください。

■COOL CHICE（クールチョイス）

国が推進する地球温暖化対策に関する国民運動のことです。CO₂等の温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買い換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」等、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組を指します。

■FIT 制度

再生可能エネルギーの固定価格買取制度（Feed-in Tariff）の略で、再生可能エネルギーの買取価格を法律で定めるための制度のことです。

■GIS

地理情報システム（GIS:Geographic Information System）の略で、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術です。

■ICT

情報通信技術（Information & Communication Technology）の略です。「IT」（Information Technology）もほぼ同義として用いられていますが、国際的には ICTの方が広く使われています。

■IoT

モノのインターネット (Internet of Things)」の略で、家電製品・車・建物等、様々な「モノ」をインターネットと繋ぐ技術のことを指します。遠隔操作やモニタリング、データ共有などが可能になることで、時短や資源削減につながるといわれています。

■IPCC

気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change) の略です。国際的な専門家で作る、地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理のための政府間機構を指します。学術的な機関であり、地球温暖化に関する最新の知見の評価を行い、対策技術や政策の実現性とその効果、それが無い場合の被害想定結果等に関する科学的知見の評価を提供しています。

■MaaS

Mobility as a Service の略で、「マース」と呼びます。バス、電車、タクシー、シェアサイクルといったあらゆる公共交通機関を、IT を用いて途切れることなく結びつけ、人々が効率よく、かつ便利に使えるようにするシステムのことを指します。

■PPA

電力販売契約モデル (Power Purchase Agreement) の略で、電力需要家が PPA 事業者に敷地や屋根等のスペースを提供し、PPA 事業者が太陽光発電等の発電設備の無償設置と運用・保守を行う仕組みを指します。PPA 事業者は発電した電力の自家消費量を検討・請求し、需要家側はその電気料金を支払います。

■REPOS

再生可能エネルギー情報提供システム (Renewable Energy Potential System) の略で、環境省が公開している地域ごとの再生可能エネルギーを導入できる可能性を示すシステムのことです。

■SDGs

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略で、17 の目標、169 のターゲット、232 の指標から構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。

■VPP

Virtual Power Plant の略で、各地に点在する太陽光発電等の小規模発電とその蓄電システムをインターネットでつないで一体化して統御することにより、全体を一つの発電所として機能させることを指します。

■ZEB

Net Zero Energy Building の略で、「ゼブ」と呼びます。省エネルギーと創エネルギーを組み合わせ、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことを指します。

■ZEH

Net Zero Energy House の略で、「ゼッチ」と呼びます。外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が実質ゼロもしくはマイナスの住宅を指します。

■ZEH-M

Net Zero Energy House Mansion の略です。住まいの断熱性・省エネルギー性能上げること、そして太陽光発電等でエネルギーを創出することにより年間の一次エネルギー消費量の収支をプラスマイナスゼロ、もしくはゼロに近づける共同住宅のことを指します。

あ行

■ウォームビズ

過剰な暖房を抑え、室温でも快適に過ごせるライフスタイルのことです。

■エコカー

環境に大きな影響を与えない低公害車のことで、ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車等を指します。

■エコドライブ

燃費を向上させるために乗り物のユーザーが行う施策や、そうした施策のもとに行う運転のことです。環境省では、「エコドライブ 10 のすすめ」として、①ふんわりアクセル「e スタート」、②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転、③減速時は早めにアクセルを離そう、④エアコンの使用は適切に、⑤無駄なアイドリングはやめよう、⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう、⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備、⑧不要な荷物はおろそう、⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう、⑩自分の燃費を把握しよう、という取組を推奨しています。

■エネルギー起源の二酸化炭素

燃料の燃焼や電気の使用で発生・排出される二酸化炭素のことを指します。

■エネルギーマネジメント会社

エネルギーマネジメント会社とは、地域新電力と同様に地域のエネルギーマネジメントの中核となる会社を指します。

再生可能エネルギーの導入が進むドイツでは、「シュタットベルケ」と呼ばれる、自治体が出資し地域に密着してインフラサービスを提供する公益事業体による地域資源を有効活用した地域エネルギー供給の取り組みが進んでいます。日本においても地域のエネルギー会社が地域の再生可能エネルギーを活用して地域にエネルギー供給する事例が多数出てきており、エネルギーの地産地消を促進し、地域の資金を地域内で循環できる取り組みとして期待が高まっています。

■温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称です。対流圏オゾン、二酸化炭素、メタン等が該当します。近年、大気中の濃度を増しているものもあり、地球温暖化の主な原因とされています。

か行

■カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林や森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味します。

カーボンニュートラルを達成するためには、温室効果ガスの排出量の削減だけでなく、吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

■環境基本法

日本の環境保全についての基本理念を示した法律のことです。平成5年（1993年）に制定されました。国、地方自治体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本事項等を定めています。地球規模の環境問題に対応し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくることや、国際協調による地球環境保全の積極的な推進等を基本理念としています。

■気候変動枠組条約締約国会議

大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）に基づき、平成7年（1995年）から毎年開催されている会議のことです。

■京都議定書

先進国を対象に、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量削減を求めた条約で、「温室効果ガスを平成20年（2008年）～平成24年（2012年）の間に、平成2年比（1990年比）で約5%削減すること」を目標としています。

■グリーン購入

製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することです。

■クールビズ

過度な冷房に頼らず快適に過ごせる軽装や取り組みを促すライフスタイルのことです。

■耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、この数年の間に再び耕作する見込みのない土地のことを指します。

さ行

■再生可能エネルギー（再エネ）

太陽光、水力、バイオマス、地熱、風力等、エネルギー源として地球の自然環境の中で繰り返し永続的に利用することができるものと認められるエネルギーのことです。

■自治体排出量カルテ

地方自治体の温室効果ガス排出量に関する情報を包括的に整理した資料のことです。「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」の標準的手法に基づくCO₂排出量推計データや特定事業所の排出量データ等から、対策・施策の重点的分野を洗い出しするために必要な情報を地方自治体ごとに取りまとめています。

■省エネルギー（省エネ）

同じ社会的・経済的効果をより少ないエネルギーで得られるようにすることを指します。略して省エネといわれることも多いです。

■省エネルギー診断

エネルギーの使用状況や建築物の構造等を調査・分析し、省エネルギー効果が得られる使用方法の改善や設備投資等について提案することです。

■人工林

人為的な更新手段（人工造林）によって成り立っている森林のことです。

■水源涵養

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を均一化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定化させることを指します。

■生物多様性

生き物たちの豊かな個性とつながりのことです。生物多様性条約では「すべての生物の間の変異性を指すものとし、種内の多様性、種間の多様性および生態系の多様性を含む」と定義されています。

■ソーラーカーポート

カーポートの屋根として太陽光発電パネルを用いるもの（太陽光一体型カーポート）と、屋根上に太陽光発電パネルを設置するもの（太陽光発電搭載型カーポート）を指します。駐車場の駐車スペースを確保したまま、カーポートを設置することで駐車場の上部空間を利用した太陽光発電を実現できます。建築基準法に基づく「建築物」に相当し、設計、監理が必要となります。

■ソーラーシェアリング

農地に支柱等を立てて、その上部に設置した太陽光パネルを使って日射量を調節し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取り組みを指します。

た行

■脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの実質的な排出量ゼロを実現する社会のことを指します。温室効果ガスの排出量を抑制し、排出された二酸化炭素を回収することで、温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすることが目指されています。

■地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象です。産業革命以降の人類の活動による化石燃料の使用や森林の減少等により、大気中に含まれる二酸化炭素等の温室効果ガスが急激に増加したことが主な原因と考えられています。

■トップランナー基準

製造事業者等に、省エネルギー型の製品を製造するよう基準値を設けクリアするように課した「エネルギーの使用の合理化に関する法律」で示されている機械器具に係る措置のことを指します。

な行

■二酸化炭素（CO₂）

地球上で最も代表的な炭素の酸化物を指します。炭素単体や有機化合物の燃焼によって容易に生じます。気体は炭酸ガス、固体はドライアイス、液体は液体二酸化炭素、水溶液は炭酸・炭酸水と呼ばれます。

は行

■ バイオマス

生物資源（バイオ）の量（マス）を表す概念で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」を指します。バイオマスを利用したエネルギーをバイオマスエネルギーといい、木、穀物、糞尿、植物油、藻等の原料があります。生ごみ、剪定枝、古紙、木質廃材、食品廃棄物、農林漁業の有機性廃棄物、糞尿、汚泥等の廃棄物を起源とするバイオマスを廃棄物系のバイオマスといいます。

■ パリ協定

「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保ち、1.5°Cに抑える努力をする」という目的で、先進国と発展途上国を含むすべての国で行う温室効果ガス削減に関する国際的な取り組みのことです。

■ ヒートポンプ

少ない投入エネルギーで、空気中などから熱をかき集めて、大きな熱エネルギーとして利用する技術のことです。身の回りにあるエアコンや冷蔵庫、最近ではエコキュート等にも利用されている省エネ技術です。

■ フードドライブ

家庭にある手つかずの食品を持ち寄り、まとめてフードバンク活動団体や地域の福祉施設等に寄付する活動を指します。

■ フードバンク

企業や小売店、家庭においてまだ賞味期限内ではあるものの様々な理由によって捨てられてしまう食べ物を、支援を必要とする人たちを支える福祉施設や団体に無償で分配する活動を指します。

■ フロン

フルオロカーボン（炭素とフッ素の化合物）のことです。その内、クロロフルオロカーボン（CFC）とハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）のことを一般的に「特定フロン」といいます。代替フロンであるハイドロフルオロカーボン（HFC）は塩素を持たないため、オゾン層を破壊しないものの、二酸化炭素の数百倍～数万倍の温室効果があるといわれています。

ま行

■ マイクログリッド

エネルギー供給源と消費施設を一定の範囲でまとめて、エネルギーを地産地消する仕組みのことです。

■ メタン (CH₄)

常温、常圧で無色、無臭の気体を指します。最も単純な構造の炭化水素で、1個の炭素原子に4個の水素原子が結合した分子です。

甲賀市地球温暖化対策実行計画

発行年月：令和 年（20 年） 月

発行：甲賀市 市民環境部 環境未来都市推進室

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

TEL：0748-69-2156 FAX：0748-63-4582